

平成27年 9 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成27年 9 月17日～18日・24日

場 所 第3委員会室

平成27年 9 月 17 日 (木曜日)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

○議案第11号 第二次宮崎県教育振興基本計画
の変更について

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・ 県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県暴力追放センター

一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査

○その他報告事項

- ・ 少年非行等の現状と対策について
- ・ 一ツ瀬川県民ゴルフ場開業25周年記念事業「ペ
アゴルフマッチ」について
- ・ 日南ダム発電所建設工事の進捗状況について
- ・ 発電所施設見学ツアー (石河内第一発電所)
について
- ・ 供給電力量の状況について
- ・ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価について
- ・ 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果につ
いて
- ・ 第39回全国高等学校総合文化祭等の結果につ
いて
- ・ 平成27年度全国高等学校総合体育大会の結果
について
- ・ 平成27年度全国中学校体育大会の結果につ
いて

出席委員 (7人)

委員 長 重松 幸次郎

副 委 員 長 日 高 博 之
 委 員 緒 嶋 雅 晃
 委 員 井 本 英 雄
 委 員 中 野 廣 明
 委 員 田 口 雄 二
 委 員 冨 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長 野 口 泰
 警 務 部 長 新 島 健太郎
 警 務 部 参 事 官 兼
 首 席 監 察 官 鬼 塚 博 美
 生 活 安 全 部 長 片 岡 秀 司
 刑 事 部 長 黒 木 典 明
 交 通 部 長 鳥 井 宏 一
 警 備 部 長 金 井 嘉 郁
 警 務 部 参 事 官 兼
 警 務 課 長 永 野 博 明
 生 活 安 全 部 参 事 官 兼
 生 活 安 全 企 画 課 長 神 坂 正 信
 生 活 環 境 課 長 児 島 孝 思
 総 務 課 長 小 野 博
 警 務 部 参 事 官 兼
 会 計 課 長 廣 澤 康 介
 少 年 課 長 藤 川 寿 治
 交 通 規 制 課 長 大 野 正 人
 運 転 免 許 課 長 鍋 倉 幸 次

企業局

企 業 局 長 四 本 孝
 副 局 長 梅 原 裕 二
 (総 括)
 副 局 長 満 留 康 裕
 (技 術)

総務課長	沼口晴彦
経営企画監	森本誠二
工務課長	新穂伸一
開発企画監	上石浩
電気課長	喜田勝彦
施設管理課長	平松信一
総合制御課長	新見剛介

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保耕史
議事課主事	八幡光祐

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等について、本部長の説明を求めます。

○野口警察本部長 9月4日付で宮崎県警本部長を拝命いたしました野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、7月24日付の人事異動では、警務部長がかわっておりますので御紹介をさせていただきます。警務部長の新島健太郎警視正でございます。

重松委員長を初め、委員の皆様にありまして

は、平素から警察活動全般にわたりまして、深い御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

私は、着任に際し、全職員に対しまして、世のため人のために仕事をする事、警察組織を風通しのよい組織にすることを指示したところであります。これからも全職員が一丸となって、安全で安心な宮崎を目指し努力してまいり所存でございますので、委員長を初め、委員の皆様には、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、本日御審議いただく報告は3件でございます。

まず、報告としましては、損害賠償額を定めたことについて、それから公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について、さらに、そのほかの報告として、少年非行の現状と対策についてであります。

以上の案件につきまして、それぞれ担当部長から説明、報告させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○重松委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、報告事項に関する説明を求めます。

○新島警務部長 それでは、平成27年9月定例県議会提出報告書の、損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回、御報告の損害賠償事案は、捜査差し押さえに伴い押収したパソコンのデータ損壊によるものが1件、職員の公務中の交通事故によるものが3件の、計4件であります。なお、公務中の交通事故の賠償については、全て県警の加入する任意保険及び自賠責保険で支払いがされておりますので、県費からの支出はありません。

それでは、お手元の平成27年9月定例県議会提出報告書に基づき御説明いたします。

報告書の3ページをお開きください。最初に記載されておりますパソコンデータ損壊事故について御説明いたします。

平成25年8月19日に、延岡警察署の捜査員が、事件捜査に関して、相手方の会社事務所から業務支援システムがインストールされ、顧客データ等が保存された業務用パソコンを押収しました。

延岡警察署に搬送して、パソコン本体に内蔵されたハードディスクの複写作業等を実施し、その際、押収したパソコンが正常に作動することを確認しております。

同日夕方、複写作業等を終了し、パソコンを返還するため、延岡警察署の捜査員が相手方事務所にパソコンを搬送し、パソコンの配線作業を実施してパソコンを起動したところ、正常に起動しなかったものであります。

相手方事務所において、パソコンメンテナンス会社職員が修復作業を試みておりますが、パソコン内にインストールされていた業務支援システムや顧客データが損壊していたため、修復には至りませんでした。

そのため、業者においてシステムの再構築等の作業を実施した上、相手方社員において、顧客データ等の再入力作業を行ったものです。

今回のデータ損壊の原因等については、メンテナンス会社等の調査でも明確な特定には至りませんでした。警察におけるパソコンの複写作業、もしくは返還時の配線作業等に起因したものと考えられ、パソコンを押収し相手へ返還するまでの過程でシステムやデータが損壊したことは明らかでありますので、相手方に対し損害賠償を行ったものであります。

損害賠償額の内訳は、システムデータの再構築等にかかった業者への修復作業費として196

万1,280円、顧客データの再入力に係る相手方の人件費として60万円、以上の合計256万1,280円であります。

次に、県有車両の交通事故について御説明いたします。

報告書4ページの上から3番目以降の3件が県警の交通事故であります。

まず、4ページ3番目の平成27年3月8日の事案は、えびの警察署の警察官が道路の左側端にとめていた普通乗用車を発進させた際、後方から進行してきた相手方車両と接触した事故であります。

この事故で、過失割合に応じた相手方車両の修理費用30万6,000円を賠償しております。

次に、4番目の平成27年3月25日の事案は、小林警察署の警察官がミニパトで走行中、助手席の積載物に脇見して、対向車線にはみ出し、対向してきた相手方車両の側面に衝突した事故であります。

この事故で、相手方車両の修復費用77万円を賠償しております。

最後に、一番下の平成27年6月11日の事案は、警備第二課の警察官が駐車枠に駐車中の普通乗用自動車が発進させた際、右側に駐車していた相手方車両と接触した事故であります。

この事故では、相手方車両の修理費用5万5,793円を賠償しております。

以上、4件の損害賠償額を定めたことについて御報告させていただきました。

今回は、パソコンのデータ損壊により多額の損害賠償案件を御報告しておりますが、現在の事件捜査においては、パソコンや携帯電話等の押収、解析が、事件の立証上、必要不可欠となっております。再発防止に向け、取り扱いに注意を要する精密機器等を押収する場合は、状況に

応じ、専門の取り扱い技術を有する職員等に対応させるとともに、研修会等を通じ、捜査員の取り扱い技能の向上に努めさせてまいります。

さらに、そのほかの職員に対しましても、警察職員がその職務に関し、他人に損害を与えた場合には、県民の大切な税金が賠償金として支出されることを改めて認識させ、この種の事故の再発防止を徹底してまいります。

また、今回も3件の交通事故を御報告しておりますが、交通の指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますので、今後も防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○黒木刑事部長 それでは、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について、御報告をいたします。

これは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への……。27年度の定例県議会提出報告書の147ページからでございます。公益財団法人宮崎県暴力追放センターの平成26年度の事業報告書について御説明をいたします。

まず、1の事業概要についてでございますが、平成26年度は、同センターの目的及び事業の一層の定着を図るとともに、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除運動の活発化を図ったところであります。

次に、2の事業実績についてでございますが、公益財団法人宮崎県暴力追放センターが行う事業には収益事業はなく、全てが公益事業であり、

平成26年度におきましては、147ページから150ページの表のとおり実施しております。

まず、事業名の(1)暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業(公益事業1)につきましては、①相談事業として、常勤相談委員や弁護士等による相談受理、②少年保護活動事業として、警察や少年指導委員、暴力追放推進員等合同の会合や行事参加、③暴力団離脱更生促進事業として、更生援助活動や社会復帰援助活動、④被害者救済事業として、見舞金制度や民事訴訟援助の周知徹底の4つの事業であります。

次の148ページをお開きください。

事業名(2)暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業(公益事業2)につきましては、148ページから150ページの①広報啓発事業として、宮崎県と宮崎県防犯協会連合会と共同の宮崎県地域安全大会の開催や、広報機関を通じた暴排公報記事の掲載、暴力団の現状と対策のパンフレットの作成配布等の活動、②民間暴力排除団体等への支援事業として、事業所への不当購読拒否対策や暴力団対応研修会、暴力追放運動の支援の実施、③少年指導委員に対する研修事業として、防犯協会と共催の研修会の開催、④不当要求情報管理機関への援助事業として、銀行や証券会社等との会議開催、⑤全国及び九州管区内研修会等の調査研究、情報収集事業、⑥県内13地区における不当要求防止責任者講習等事業の6つであります。

次に、経営状況等の詳細につきましては、平成26年度宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。報告書は203ページになります。

まず、概要についてでございます。

宮崎県暴力追放センターは、財団法人宮崎県

暴力追放県民会議の名称で平成4年4月1日に設立され、平成19年に財団法人宮崎県暴力追放センターに名称変更が行われた後、平成20年からの公益法人制度改革に伴い、平成23年4月1日付で現在の公益財団法人宮崎県暴力追放センターとなったものです。

総出資額4億9,500万円は、現在の財団の基本財産であり、このうち、県の出資額が3億9,500万円、残り1億円は市町村の出資金となっております。総出資額に対する県の出資比率は、79.8%であります。

なお、平成26年度の代表理事、理事長は小池光一氏でありましたが、理事の任期改選に伴い、平成27年6月11日付で、後任として宮崎銀行頭取で宮崎県銀行協会会長であります平野亘也氏が就任しております。

次に、県関与の状況についてであります。

まず、人的支援について御説明いたします。

センターの役員は、理事10人と監事3人の合計13人ですが、現在、県職員の役員就任はありません。県の退職者として、常勤理事の1名と非常勤理事の1名、計2名が就任しております。

県の財政支出等について御説明いたします。

平成26年度の県財政支出は、主な県財政支出の内容欄に記載された、事業所暴力団等排除責任者講習委託事業の委託料917万7,000円のみであり、その他の補助金や交付金、負担金等はありません。

事業所暴力団等排除責任者講習委託事業費は、さきに述べた公益事業の2の一つである、⑥不当要求防止責任者講習等事業の事業費用です。

この事業は、暴力団対策法の規定に基づき、暴力追放センターが、公安委員会から委託を受けて実施している事業であります。事業の内容

は、事業所の不当要求防止責任者に対して、反社会的勢力からの不当要求被害を防止するための講習会を行っており、平成26年度の実施結果は、警察署管轄の13地区において、講習会数が25回、受講者1,045名でした。

不当要求防止責任者講習については、県土整備部管理課が行う県発注建設工事等入札参加資格審査の加点評価項目に追加導入されたことで、昨年度から建設業者の不当要求防止責任者選任数が急増したため、平成27年度からは事業予算を1,062万5,000円に増額し、講習会数も年間30回に拡大して実施することとしております。

次に、実施事業であります。これは、さきに述べたとおり、公益事業の1として4事業、公益事業の2として6事業の10事業を実施しております。

次に、活動指標についてであります。

暴力追放センターが行っている10の事業は、いずれも暴力追放及び暴力団排除運動のために必要な事業ですが、その中でも、特に県民に身近な立場での取り組みが必要であることから、相談・助言事業、不当要求防止責任者講習等事業、広報啓発事業に重点をおいて活動を行っております。

そこで、これらの活動の普及状況、センターの利用状況等の指標として、暴力相談受理件数などの3つを活動指標に掲げております。

まず、実績等をもとに、①の暴力団相談受理件数は、平成26年度の目標値を300件としておりましたが、実績値は283件で、達成度は94.3%でありました。②の研修会参加者数は、平成26年度の目標値を5,000人としておりましたが、実績値は5,549人で、達成度は111%でありました。③のホームページへのアクセス数は、平成26年度の目標値を5,700件としておりましたが、実績

値は8,616件で、達成度は151.2%でありました。

次に、財務状況についてであります。

204ページをお開きください。財務状況の数字は千円単位で表示しており、千円未満は四捨五入をしております。

経常収益、経常費用等の詳細については、平成26年度事業報告書の151ページから154ページまでの貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を後ほど御参照願います。

まず、財務状況のうち、左側の正味財産増減計算書の平成26年度の欄をごらんください。

平成26年度の収入に当たる経常収益は2,642万8,000円、支出に当たる経常費用は2,444万2,000円で、当期経常増減額はプラス198万6,000円となり、経常収益が経常費用を上回っております。

経常外収益並びに経常外費用はありませんでしたので、平成26年度の当期一般正味財産増減額は、198万6,000円の増額となっております。

平成26年度の一般正味財産期首残高は386万9,000円でありましたので、平成26年度の一般正味財産期末残高は、当期一般正味財産期首残高に当期一般正味財産増減額の198万6,000円を加えた585万5,000円となります。

当期一般正味財産期末残高585万5,000円の内訳は、流動資産であります現金普通預金485万5,000円と、固定資産であります被害者への民事訴訟支援貸付原資産100万円であります。

次に、指定正味財産増減の部について説明いたします。

平成26年度は、指定正味財産期首残高4億9,600万円、同期末残高4億9,700万円であり、100万円の増額となっております。100万円の増額は、平成25年度に設立した暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産の平成26年度積立

金100万円であります。

指定正味財産の内訳は、基本財産4億9,500万円、事務所使用差止請求等費用運営資産200万円となります。

基本財産の4億9,500万円については、従来どおり国債、地方債の有価証券や定期預金で運用しております。

暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産は、平成24年の暴力団対策法改正により、国家公安委員会から適格都道府県センターの認定を受けた各都道府県暴力追放センターが、暴力団組事務所の付近住民から委託を受けて、センターみずからが原告となり暴力団事務所使用差止め民事訴訟を起こすことができるようになりましたので、宮崎県暴力追放センターでは、平成25年10月24日付でその適格都道府県センターとしての認定を受けたことから、センターが民事訴訟を行う経理的基盤として、暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産を設立したものです。

次の正味財産期末残高の5億285万5,000円は、平成26年度指定正味財産期末残高4億9,700万、平成26年度一般正味財産期末残高585万5,000円の合計額となります。

次に、右側の貸借対照表の平成26年度欄をごらんください。

平成26年度の資産は合計5億1,197万2,000円で、内訳は、流動資産が625万4,000円、固定資産が5億571万8,000円であります。

次に、負債は合計911万7,000円で、内訳は、流動負債が139万9,000円、固定負債が771万8,000円となっており、これらの詳細な額については、平成26年度事業報告書に添付された貸借対照表のとおりであります。

なお、流動負債であります未払金130万円は、平成26年度末に退職した前専務理事の退職金で

あり、預り金9万9,000円は職員の所得税などです。未払金と預り金の139万9,000円は、現在、支払いが終わっております。

次の平成26年度の正味財産5億285万5,000円は、資産合計の5億1,197万2,000円から、負債合計の911万7,000円を差し引いた額であります。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率の実績値58.1%は、記載の算式のとおり、基本財産運用収入の794万4,000円、特定資産定年利息3,000円、賛助金等自己収入の626万2,000円を加えた合計1,420万9,000円を、当期支出合計額の2,444万2,000円で割り、比率を算出したものであります。

平成26年度の目標値60%に対して、実績値は58.1%でしたので、達成度は96.8%でありました。今後、厳しい財政状況ではありますが、自己収入比率を高め、目標値達成に向けて努力するよう指導してまいります。

②の管理費比率の実績値24.4%についても、算式に基づき、管理費595万6,000円を総支出額の2,444万2,000円で割り、比率を算出したものであります。

平成26年度の目標値30%に対して、実績値は24.4%でしたので、達成度は118.7%でありました。今後とも、引き続き管理費の節減について指導していきたいと考えております。

最後に、総合評価についてであります。

県の評価は、事業活動実績面については、「責任者講習や暴力団排除のための広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動等、暴力団追放に向けたさまざまな支援活動を積極的に行っており、その実績は評価できる」としております。

財政面については、「自己収入の増額に積極的に取り組んでいるが、長期安定の財政基盤の確保を図るために、基本財産の運用見直しなど、

なお一層の自助努力が必要である」としております。

また、活動内容及び組織運営については「A」で「良好」、財務内容については「B」で「ほぼ良好」との評価を受けております。

続きまして、平成27年度の事業計画について御説明いたします。

事業計画書の155ページから156ページをお開きください。

1の事業概要についてであります。本年度においても、公益財団法人として一層の定着化を図るとともに、これまで以上に広報啓発活動、民間や自治体の暴排活動の支援、暴力相談事業等を積極的に推進することとしております。

2の事業計画についてであります。本年度も(1)の公益事業1、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業で4事業、(2)の公益事業2、暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業で6事業の10の事業を推進していくこととしております。

次に、3の収支予算書についてであります。

次の157ページをお開きください。まず、大項目Iの一般正味財産増減の部から説明いたします。

(1)の経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、受取会費——これは賛助会費でございます——事業収益、受取補助金等、雑収益で構成され、合計2,419万2,513円の経常収益となっており、前年度比で14万6,454円の減額となっています。

一方、(2)の経常費用につきましては、事業費2,277万1,000円、158ページに移りまして、管理費627万7,000円の合計2,904万8,000円となっております。

なお、経常収益と経常費用の差額である当期

経常増減額は、マイナス485万5,487円となっております。

平成27年度の一般正味財産期首残高は585万5,487円ですので、平成27年度の一般正味財産期末残高は100万円となります。この100万円は、一般正味財産で保有している民事訴訟支援貸付原資産100万円です。

次に、大項目Ⅱの指定正味財産増減額の部について説明いたします。

指定正味財産の受取寄附金100万円は、平成25年度から始まった一般財団法人宮崎県警察職員互助会からの特定寄附金です。センターでは、この寄附金を指定正味財産として保有し、特定資産（暴力団組事務所使用差止請求等費用運営資産）として活用しております。暴力団組事務所使用差止請求等費用運営資産は、平成27年度の特定期間寄附金を加えると300万円となります。

平成27年度の基本財産運用益634万6,000円は、一般正味財産に振りかえますので、基本財産の増額はなく、4億9,500万円のままとなり、平成27年度の当期指定正味財産増減額は、受取寄附金分の100万円の増額となります。

指定正味財産期末残高は、基本財産4億9,500万円、暴力団組事務所使用差止請求等費用運営資産300万円の合計額である4億9,800万円です。

正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の100万円と指定正味財産の4億9,800万円を加えた4億9,900万円となります。

なお、平成27年度の事業計画は、本年3月4日開催の理事会で、また、平成26年度の事業実績については、本年6月11日開催の評議員会において、それぞれ承認されております。

暴追センターの役割は、今後ますます重要となりますので、これからも予算の効率的な運用と経費等の節減になお一層努めるとともに、宮

崎県暴力団排除条例と連動した暴力団排除活動等を、官民一体となって積極的に実施していく所存であります。

今後とも、委員長を初め、委員の皆様のご暴力追放センターに対する深い御理解と御協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。以上です。

○重松委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。報告事項についての質疑はありませんか。

○中野委員 まず、損害賠償額のパソコンの話ですけど、相手方がしっかり武田自動車と書いてあります。パソコンを押収したという説明でしたが、その犯罪の容疑者というのが、この武田自動車整備会社ということだったんですか。何かほかの事件で、捜査のためにこのパソコンを押収したのか。説明できる範囲で。

○新島警務部長 捜索、差し押さえを実施しておりますので、事件の関係者ではありますが、事件は既に終結しておりますので、被疑者かどうかの回答につきましては、控えさせていただきます。申しわけございません。

○中野委員 中のデータの価値が250万円で、ちょっと金額が高いので。そのデータが損失したというのは、復元できなくてもう一回入れ直したのか。

○新島警務部長 そのとおりでございます。再度入力することになりました。

○中野委員 わかりました。

それと、このセンターの203ページ、暴力相談受理件数というのがああるんです。これが延べになってるんですが延べという意味は、1人の相談者が5回来れば5回カウントするんでしょう。

○黒木刑事部長 そうです。延べですから、1回来れば1回ということ。1回では解決しな

い場合もありますので、何回か来た場合……。

○中野委員 だから、私が聞きたいのは、相談がいろいろあっていいことだと思うんですけど、その中で、相談の延べじゃなくて実質の件数、そういうのはどうなっているか。それから、相談に来た人の中で、単なる相談で終わった話か、県警本部につないで事件として取り扱うか、そういう具体的な、小さい相談から込み入った相談、みかじめ料を要求されたという相談があるわけで、その辺はしっかりデータ分析する必要があります。

○黒木刑事部長 相談の内容につきましては、延べですけども、1人で何回も来たというのは、さほどありません。相談の内容ですけれども、80%が、そういう暴力団等不当要求行為者か反社会的勢力かどうかの照会を求めてくる相談がほとんどでございます。また、それ以外の、暴追センターでは解決が非常に困難な相談等につきましては、相談弁護士を委嘱しておりますので、弁護士に引き継いだり、また、警察本部の組織犯罪対策課で対応する場合があります。

○中野委員 ここに相談に来たら、一般的には、警察は暴力団かどうかというのは教えてくれるんですよね。この相談の中では、反社会的勢力の人かどうかとか、相談の内容によっては出てくるわけですか。

○黒木刑事部長 そのとおりです。反社会的勢力は、えせ同和か、えせ右翼等ですけども、暴追センターがいろいろな全国のネットワークから情報を収集しておりますので、それで判明すれば、そういう対象であれば回答をしておるところであります。今、ほとんどのそういう事業所あたりで、この暴排条例ができてまして、暴力団を排除する規定ができておりますので、その規定があるところは、暴追センターも組織犯罪

対策課のほうも、積極的にそういう暴力団か、または反社会的勢力ではないかどうかの回答をしております。ですから、回答できないということはほとんどありません。

○中野委員 だから、受理件数じゃなくて解決件数。問題は受理じゃなくて、どう解決したかという、そういう報告があっているのかなと思うんです。相談窓口で済む話とか、弁護士につないでやったとか、その辺はどこか別に出てくるんですか。

○黒木刑事部長 先ほども言いましたように、相談の283件は、複数回来たというのはほとんどないんですけども、委員がおっしゃるように、今後は延べじゃなくて、そういう実質的な相談件数について、カウントしていくようにしていきたいと思います。

○中野委員 単なる相談件数では、ちょっと来てそこで済む話もあるし、要は、県内トータルの暴力団件数がどうなってるかという話の中で、やっぱりここでは受理件数の中身なんです。弁護士につないで事件として解決するとか、県警につなぐとか、そういうのはあるはずですよ。単なる件数だけでは、私はあまり意味がないかなと思うんです。

○黒木刑事部長 中身が詳細にちょっと報告できなくて、済みません。センター処理した分が272件でございます。警察の引き継ぎが5件、弁護士用の引き継ぎが6件でございます。その内訳ですけども、不当要求とか寄附金等の要求事案が8件。それとクレーム対応相談が6件。あと、ヤミ金とか金銭トラブル関係事案が3件。暴力団離脱支援相談——組から抜きたいというような相談が3件。あとは、先ほど言いましたように、反社会的勢力かどうかの該当性の照会が239件でございます。その他として、家族等の暴力

相談が24件ありまして、合計が283件でございます。

○中野委員 わかりました。

あと、総合評価があるんです。これは県全体でやってますけど、私はこんな総合評価は本当つまらんとするんです。本当につまらない。もうこれは、皆さんじゃないですよ、県全体でやっておる話ですけど、研修、ホームページアクセスを目標に掲げるなんて……。まあそれはいいです。

それと、155ページ、暴力団の被害者救済事業というのがあるんです。これをもうちょっと具体的にどういう内容か教えてください。

○黒木刑事部長 これは、暴力団等から傷害事件とか受けた場合や、いろんな恐喝で精神的苦痛を受けたりしたときに、その被害で被った慰謝料として最高上限額5万円を支給しております。事例としてそんなにないんですけども、最近の事案としては、平成24年度に都城市内で発生した暴力団組長ら7名による恐喝未遂事件で、保護対策並びに精神的な支援のために見舞金5万円を支払っております。昨年度は見舞金はありません。

もう一つの事業として、貸付金制度というのがあります。これは、暴力団を相手に訴訟をするときに、被害者の方に上限額を50万として訴訟費を貸し付ける、そういうものが被害者支援でございます。

○中野委員 暴力団の被害は結構多いと思うんです。その場合、対象となるのは、県警本部で暴力団事件として認定というか、実施された案件に限るわけですか。

○黒木刑事部長 どうしても認知しなければ給付できませんので、これは給付の規定がありまして、そういう事件で被害を被ったということ

で、県警で処理した事件等になります。

○中野委員 それは、全てということじゃないですね。今、要件があると言われたということは。金銭があった場合は、認知されたもの全て対象になるという話ですか。

○黒木刑事部長 この暴追センターで全部把握するのは非常に困難かと思しますので、あくまでも今おっしゃられたように警察が把握して、それで、警察署から申請が上がってきます。そして、その申請をよく検討して、支給要件に該当すれば、上限が5万円ですから、5万円の支給とか、そういう支給をしております。ですから、先ほども言いましたように、今、非常にこういうケースが少なく、レアケースですけども、なかなかまだ十分啓発が行き渡っていないのかなと。ですから、申請が非常に少ない状況でございます。

○重松委員長 ほかにございますか。関連等ございませんか。

○緒嶋委員 今、暴力団の動きは、——前に県警本部長だった吉田本部長が今、福岡県で頑張っておられますが——宮崎県の暴力団の動きというのはどのように我々は理解を……。皆さん方の努力で、かなり動きが縮小されたのかどうか。今の宮崎県の暴力団の動きはどういう形ですか。

○黒木刑事部長 今、宮崎県の暴力団の勢力は、10団体の240名でございます。今、問題になっております山口組の三次団体でございます。ですから、山口組が一次団体ですので、二次団体が大分の石井一家というのがあります。宮崎は、その下の石井一家の配下が9団体。もう一つ、弘道会というのがありますけれども、これの配下が1つ。ですから、あわせて10団体が、山口組の三次団体として活動してるということでございます。

その活動の中身ですけども、宮崎県の暴力団については、活動が活発とはいえません。ただ、我々がそれを把握していないだけであって、やっぱり上納金を当然石井一家に上納してるわけですから、影でそういう覚せい剤とか、みかじめ料とか、窃盗とか、そういうのを検挙してみるとやっておりますけども、水面上では活発な動きがあるとは言えません。

○緒嶋委員 こういう暴力追放センター等の努力というか、そういうものでのいろいろな相談事を含めて、警察と一体、官民一体となつての動きというのが暴力団の追放につながるわけですが、そういう意味では、この暴力追放センターの意義というか、それは警察としても表裏一体みたいなものだろうと思うんですけども、十分機能しておるといふか、いろいろ評価もありませんが、そのあたりはどう評価されておりますか。

○黒木刑事部長 暴追センターとは普段から非常に密接な連携をとって、いろいろな情報共有をしております。整理をしてみますと、警察は取り締まる。要するに、暴力団を検挙する。暴追センターは、その取り締まりをした中での被害者対策とか、そういう暴力団の社会復帰対策事業とか、そういうのをやっております。また、広報啓発事業とか、その辺は常に連携を——例えば、暴力団を組抜けしたいという相談があったけれども、支援センターから、他県の支援センターに紹介したりして、非常に密接に連携をとって情報共有を図っているところでございます。

○緒嶋委員 この県職OBというのは、かつて、ほとんど部長級の人がセンターに行ったりしておられましたけど、このOBの県職というのは警察出身の方ですか。

○黒木刑事部長 警察と県職員の方です。警察は専従で専務理事でございまして、あとは理事に、非常勤理事として、無報酬ですけども、県のOBで、もとの県土整備部次長になってもらっております。

○中野委員 152ページの受取地方公共団体負担金。難しく書いてあるけど、これは単純に言うところ、毎年、県とか市町村から負担金をもらっているということですか。

○黒木刑事部長 そのとおりでございます。市町村から毎年271万6,000円の補助金をいただいております。

○中野委員 金額は一律ですか。人口割りか何かですか。

○黒木刑事部長 一律でございます。

○中野委員 1市町村あたり幾らになりますか。

○黒木刑事部長 これは市町村の組合のほうからいただいておりますので、その各市町村がどれだけ出したというのは、こちらでは把握しておりませんが、市町村が各人口比率にあわせて算定をしているということですので。済みません。

○中野委員 市町村がするんじゃないかと、そちらでして出すわけでしょう。幾らぐらい……。じゃあ人口比で違うということですね。

○重松委員長 刑事部長、一律ではなくて、人口割りということよろしいんですね。

○黒木刑事部長 そのとおりでございます。済みません。

○田口委員 147ページに、暴力団離脱者社会復帰対策協議会の総会とかが開かれたと書いてあるんですが、先ほど、10団体で240名暴力団がいるという話でしたけれども、この数を減らすためには、やめてもらって社会復帰というか、普通の会社に入ってもらうことが当然一番いいわ

けですけども、なかなか就職できない方もいますし、そういう支援というのはどんな形でやっているんでしょう。就職支援みたいな形とか。実際、この1年間でどのぐらいの人が暴力団をやめられて社会復帰したといたしますか、そういう人が何人かいらっしゃるわけですか。そういうデータはありますか。

○黒木刑事部長 結論から言いますと、昨年はありません。離脱者は、25年ですけども、1人、暴力団を抜きたいけれども抜けられない。それで、支援センターにお願いして、組織犯罪対策課と連携して民間会社に就労した者もあります。ただ、これは、支援センターでは、宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会というのを保護司会と職業安定所、それと保護観察所、警察本部等につくって、ここで協議をして、協賛事業者に社会復帰の就職をしてもらっておるんですけども、この場合は、国のほうにも刑務所出所者等総合的就労支援対策制度というのがありまして、このケースの場合は、国の制度を利用して就職したというもので、暴追センターの制度等の活用はありません。

○田口委員 1人やめた方がいらっしまったというのは、こちらからやめないかと言うんじゃないかと、要するに、暴力団の中で稼ぎが悪いから自動的にもうやめていくという形になるんでしょうか。それとも、こちらから暴力団をやめないかというような活動もするんですか。

○黒木刑事部長 刑務所から出所して、もう足を洗いたいということで、本人から申し出てやめた形になります。

○田口委員 先ほど、暴力団の動向というのが出ましたけど、山口組系という話が出ましたが、今は山口組が分裂状況ですけれども、その影響というのは県内にはないんですか。

○黒木刑事部長 離脱した組はありません。影響も今のところありません。

○田口委員 ということは、先ほどの石井一家というのは、山口組のほうに残ってるということですか。

○黒木刑事部長 そのとおりです。山口組に残存しております。

○緒嶋委員 交通事故ですけど、これは皆、パトカーによる交通事故ですか。

○鬼塚首席監察官 2件目の事案がミニパトカーによる事故でございます、あとは、普通の捜査車両でございます。

○緒嶋委員 これは、パトカーはいつも動いておるといえるか、そういう事故に遭う率がほかの車よりも高いというのは当然わかりますけれども、やっぱりできるだけ……。警察の車両が事故を起こしたというのは、これははっきり言って、あんまり格好がよくないです。それは、不可抗力というのは当然あると思うんですけども、やっぱりそのあたりは十分当然自覚はされておって、やむを得んのが事故だから、これはここでどうこう言っても、それこそやむを得んじゃないかと言われればそれまでですけど。心構えとしては、警察車両は事故を起こさないというような自覚というか、そういうのをやっぱり徹底してやらんと、今度の県有車両の半分は警察車両というような報告が、これはあんまり芳しくないと思うんですが、どう考えておられますか。

○新島警務部長 御指摘のとおり、県民に対して大変申しわけないと思っております。交通事故防止のために、現在、全ての警察職員に対しまして、交通事故防止に対する意識づけを徹底するよう、各種対策を推進しているところであります。県警本部、または各所属では、運転技

術の向上、安全確認の徹底のために、運転免許試験場や警察署駐車場等での運転実技訓練、安全意識の向上のための交通事故防止実践塾等の実施開催、愛車精神醸成のための公用車洗車の日の制定等、各種対策に取り組んでおります。特に、事故も続いたということもありましたので、今年度からは、通達により、事故当事者及び交通誘導を行わなかった同乗者についても、事故の種別に応じたペナルティーを課す取り組みを明確に定め、一定期間の運転禁止や公用車の洗車等を行わせております。

その他、公用車による交通事故が発生した場合には、当該交通事故の事例を写真入りで掲載した共用資料を配付の上、職員が使用したパソコンを起動した際、画面に毎月の公用車事故件数を表示させるなど、危機意識の醸成を図っているところであります。特に、公用車による交通事故を起こした職員全てについては、運転免許試験場へ招致して運転技能講習を実施したり、これまでは年2回であった講習を、本年度から年8回にふやしたほか、新たな取り組みとしましては、運転技能に問題の見られる職員につきましては、再度、年3回実施する運転実技講習を受けさせることとしております。そのほか、各所属ごとにスローガンを定めて、独自の運転訓練や公用車への安全確認ステッカーの貼付、警察署講堂への無事故日数の掲示等の各種対策を行っており、今後も引き続き徹底した安全対策を図っていくこととしております。

○緒嶋委員 これは、車に乗って仕事をされるわけだから、事故はいつもつきまとうので、余り強く言ってもかわいそうな面もあると思いますが、やっぱりできるだけ事故がないに越したことはないわけですので、今、警務部長が言われたようなことを十分配慮というか考えてい

ただいて、事故ができるだけ少なくなるように。特に警察という、そういう使命感に燃えて頑張っておられる方がやると、一方では交通違反の取り締まりをしながら、自分たちは事故を起こすというのでは、取り締まりでいろいろ検挙された者の気持ちとしても、「警察は自分たちで事故を起こしとって、俺だけやかましく言うが」という感じにも県民はなりますので、やはりできるだけ事故を少なくする努力は最大限やっていたきたいということを強く要望しておきます。**○重松委員長** ほか、ございませんか。よろしいですか。

それでは、次にまいります。その他の報告事項に関する説明を求めます。

○片岡生活安全部長 少年非行の現状と対策について、お手元の配付資料に基づいて御説明いたします。A4版縦1枚の資料であります。

まず、項目1、犯罪少年の検挙状況、(1) 刑法犯少年の検挙状況についてであります。

刑法犯少年とは、警報の罪を犯した14歳以上20歳未満の少年であります。昨年は全国で48,361人、本県では376人の刑法犯少年を検挙しております。

刑法犯少年の検挙人員は、全国的にも減少傾向ではありますが、本県では、平成17年以降、年々減少している状況であり、昨年は10年前の約3割程度の検挙となっております。

刑法犯のうち、殺人、強盗、放火、強姦は凶悪犯に分類されますが、本県における少年による凶悪犯の検挙につきましては、本年はありませんが、昨年、現住建造物等放火で女子高校生1人を逮捕しております。

また、資料にはありませんが、昨年、窃盗事件で検挙した少年は376人中228人で、刑法犯少年全体の約61%を占めており、少年犯罪の中で、

窃盗が最も高い比率となっております。

次に、(2) 特別法犯少年の検挙状況についてであります。

特別法犯少年とは、軽犯罪法違反や青少年育成条例違反等の特別法の罪を犯した14歳以上20歳未満の少年であります。昨年は全国で5,720人、本県で29人の特別法犯少年を検挙しております。

特別法犯少年の検挙人員は、全国では平成23年をピークに減少傾向にあり、本県では平成25年が67人と突出しておりますけれども、例年20人から30人で推移している状況であります。

平成25年は、うその110番通報を行った虚偽申告等の軽犯罪法違反が例年に比べ多く、それが突出している要因であります。

次に、項目2、触法少年の補導状況についてであります。

触法少年とは、14歳に満たないで刑法犯や特別法犯に触れる行為をした少年のことです。

この触法少年のうち、刑法犯に触れる行為を行った少年の補導人員につきましては、昨年は全国で1万1,846人、本県では132人でありました。

触法少年の補導人員は、全国的には減少傾向にあるものの、本県におきましては、平成17年以降、100人前後で推移していたところ、平成24年以降、高止まりの状況にあり、非行の低年齢化が懸念される場所であります。

次に、項目3、不良行為少年の補導状況についてであります。

不良行為少年とは、犯罪少年や触法少年には該当しないものの、喫煙、飲酒、深夜徘徊といった不良行為を行った少年のことです。

不良行為少年の補導人員も、全国的に減少傾向にあります。

資料にはございませんが、最近の少年犯罪の特異な事例としまして、宮崎市内において、交番に侵入し、消火器の消火剤をまき散らして、施設やパトカーを汚損させた高校生を含む少年6名を、建造物侵入及び威力業務妨害で逮捕した事件、同じく宮崎市内におきまして、住宅に侵入して現金を盗んだり、自動販売機から現金を盗むため火をつけたり、原付バイクを盗んだりしていた高校生を含む少年8名を、窃盗等で逮捕した事件などがあります。

この2つの事例や、先ほど御説明しました触法少年の補導状況に見られるように、近年、少年非行の低年齢化や集団化が懸念される場所があります。

以上、御説明いたしました少年非行の現状を踏まえた上で、警察が取り組んでいる主な少年非行防止対策について、項目4に基づき御説明いたします。

まず、(1) 教育機関との連携についてであります。

本県では、少年非行の約7割を中・高校生が占めております。よって、学校との連携を図るため、学校・警察相互連絡制度を運用し、県内の小・中・高校と情報共有を図っている場所があります。

この制度は、学校と警察とが必要な情報交換を行うことにより、児童生徒の安全確保と非行防止に努め、児童生徒の健全育成を図ることを目的につくられた制度であり、平成19年から運用しております。

また、平成19年7月からスクールサポーター制度を導入し、現在、スクールサポーターとして警察官OB9名を採用、警察本部及び8警察署に配置して、問題を抱える児童生徒や保護者、学校関係者への指導、助言等を行って問題解決

を図るなど、少年の非行防止のための幅広い活動を行っているところであります。

スクールサポーターは非常勤職員で、昨年度まで6名でありましたが、本年度3名の増員を認めていただき9名となり、これにより、中規模警察署以上の警察署全てにスクールサポーターを配置することができ、これまで以上にきめ細やかな活動ができることとなりました。

スクールサポーターの効果的な具体的活動の例としまして、中学校において、生徒が教師に反抗的な態度をとり、対教師暴力にエスカレートしたため、学校及び教育委員会から支援要請を受けたスクールサポーターが、生徒及び保護者への面接指導等を実施し、問題を沈静化した事例などがあります。

次に、(2) 規範意識の醸成についてであります。

少年非行の中で、本格的な非行の入り口となる自転車盗、万引きなどの初発型非行が、毎年、全体の約6割から7割を占めております。

そこで、警察では、このような初発型非行防止のため学校と連携し、教師と警察職員がパネルや寸劇を交えながら共同して授業を進める「ティーム・ティーチング方式」を取り入れた非行防止教室を開催し、少年の規範意識を高める活動を行っているところであります。

昨年は、延べ308校において、5万人を超える児童生徒を対象に実施いたしました。

また、この非行防止教室の際には、薬物の危険性や有害性について理解を深める薬物乱用防止教室もあわせて開催しております。

次に、(3) 再非行防止対策についてであります。

再非行とは、再犯ということであります。資料にはございませんが、刑法犯少年の再非行率

は、昨年は全国で34.9%、本県では29.5%と、約3割、3人に1人は再犯者という状況であります。

そこで、警察では、検挙したり補導をした少年の再非行を防止するため、現在、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」に重点的に取り組んでおります。

この支援活動は、過去に非行少年として取り扱いはあり、かつ、再非行のおそれのある少年を、保護者の同意を得た上で、警察署長が支援対象少年に指定し、担当の職員が継続的な訪問や電話等により助言、指導を行い、その立ち直りを支援するものであります。昨年は、支援対象少年61人に対して、計492回の支援を実施しております。

また、この支援活動の一環としまして、平成24年度から県費予算をいただきまして、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業」を推進しております。この事業は、支援対象少年を農業の体験や奉仕活動等に参加させることにより、社会の一員としての自覚や規範意識の醸成を図るものであります。

具体的には、支援対象少年が、警察職員や少年警察ボランティア、あるいは、少年の保護者と一緒に、農業体験や調理体験、河川や公園等の清掃活動を行うものであります。これらの活動を通じまして、少年が抱えている疎外感の解消や、生活意欲の改善を図ろうというものでございます。この事業は、原則毎月1回開催しておりますが、昨年度は、延べ61人を対象に実施しております。

これらの活動に参加した少年からは、農業体験を終えて、「農作業は初めての体験だった。収穫が楽しみ。また参加したい」などの感想が聞かれ、一応の成果が出ているものと考えている

ところでございます。

また、同事業に参加していた支援対象少年が、活動の中で自分の進路を明確に持ち、ある学校への進学を目標とし、その後、本年春、志望校に合格するという事例もございました。

今後とも、一人でも多くの少年が非行から立ち直ることを期待しながら、この事業を継続してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

○重松委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑はございませんか。

○井本委員 罪に触れるというのの違いなんだけども、罪を犯したというのは、検挙したものと。それから、罪に触れるというのは、更生要件に該当してるんだらうけども、検挙はしてないと。

○片岡生活安全部長 少年の場合は、14歳未満は触れる行為をしても犯罪者とはならない。ですから、18歳以上につきましては、犯罪行為を犯したということで任意で捜査したり、あるいは逮捕したりしますけども、14歳未満の少年につきましては、いわゆる少年補導、あるいは、児童相談所への通告とか、そういうことを行っております。

○井本委員 ということは、14歳未満ということは責任がないと。責任能力のところで切ってるということですか。わかりました。

それから、下のスクールサポーター。これは、なかなか効果があっというんじゃないかと思うんですが、やっぱり私は、主だったところだけではなくて、できるだけたくさんあったほうがいいんじゃないのかなという気がするんですけど、今後の計画はどうなってるんですか。

○片岡生活安全部長 スクールサポーターにつ

きましては、ことし3名増員させていただきまして、現在9名であります。非常にきめ細やかな活動ができることとなり、委員のおっしゃるとおり、ある程度たくさんあると、より細やかにできると考えておりますけども、ことし3名増員していただきましたので、その増員の効果を検証して、最近の少年非行の犯罪の情勢、それから、学校とか教育委員会からの要請を総合的に判断しながら、検討してまいりたいと考えております。

○井本委員 それから、非行防止教室なんだけども、凶悪犯罪はもうずっと減ってるんだけど、それこそ、小さなそういう万引き、あれに対して規範意識がないというか、実際にいろいろ多くなってるわけですよね。それで、寸劇やらをやるのもいいんだけど、私の家の近くに安売り店があったんです。安売り店というのは利益が少ないわけです。ところが、それを、100円、200円ぐらいのものでも一遍に盗まれたら。もう100個、200個売らんと儲からんような商売をしとるわけです。私が行って見たら、お客さんはずっとたくさん来とったんです。ところが、やめてしまった。何でやめたんですかと言ったら、「万引きが多くて、もう利益にならんのですよ」と言って。だから、その辺のことも、ちょこっと気軽に万引きをするかもしれんけども、しかし、事業を経営してる人たちは、それを経営できなくなるし、また、そこに楽しみに買い物に来てた人たちも、結局、潰れてしもうたから買い物ができなくなるという。本当そういう社会的影響が大きいんだよということも、やっぱり教えてもらわないといかんと思う。寸劇もいいけど、その辺の切り口も、よろしく願いたい。

それから、もう一つ。その立ち直り支援事業。

これもすばらしいことで、これは、ほかの機関とも、もちろん連携しながらやってるということですね。

○片岡生活安全部長 立ち直り支援事業につきましては、保護者と支援対象の少年、それと警察官、少年補導職員と少年防犯ボランティアであります少年サポーター——大学生とか、あるいは一般の方もおられますけど——この人数、このメンバーで大体進めております。

○井本委員 そうすると、教育機関とかそういうものとは全く連携しとらんとですか。

○片岡生活安全部長 そのとおりでございます。

○井本委員 その必要はないという感じですか。それほどの必要はないと。

○片岡生活安全部長 やはり学校の先生等も参加していただければいいと思いますけども、少年補導員の中に先生の経験者とかそういう方々はおられますけども、それにつきましては、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○井本委員 日本は本当に平和な国です。外国人も来てからやっぱり一番最初に言うのは、日本というところは本当に安全で平和だということをもみんな述べられ、警察の方たちが一生懸命努力してるというのも一つの大きな要因じゃないかと私は本当に感謝しとるんですが。それも、やっぱり幼い頃から規範意識をずっと醸成するというか、これは一番大切だと思うんです。大人になって、もうどうしようもなくなってから規範意識を持てと言ってもなかなか持てませんが、こういう若いときにびしっと持たせる。

エジソンが工場を持って、いろんな助手をたくさん使うんだけど、もう助手は、子供みたいな若いのがたくさんおるわけです。みんな何かを持って帰るといわけです。何かをくすねて帰ると。ところが、日本人の助手が1人おっ

たらしいんですけど、これは絶対そんなことしなかったと言うんです。明治維新のときなんかでしようけど、やっぱりそういう規範意識というのがあったんだろうと。今の子供たちにはそれがなくなっているというのは、どうもちょっと情けないなという気がするんですけど。だから、幼い頃からそういう規範意識を育てるということは本当に大切なことだし、この安全な日本を維持していくのも、その辺が大切じゃないのかなという気がするんです。どうですか。

○片岡生活安全部長 委員のおっしゃるとおりであります。小学校低学年を中心に、若いうちに少年非行防止教室、先ほど言いました「チーム・ティーチング方式」という教職員と少年補導職員とで行うものですが、万引きと自転車盗難の防止、それと、インターネットの危険性に焦点を当てて現在やっておりますけど、これをさらに拡充してまいりたいと考えております。

○中野委員 犯罪刑法犯、下に凶悪犯とか書いてある、この特別法犯少年。この特別法というのは、具体的にどんな中身があるんですか。

○片岡生活安全部長 特別法犯というのは、刑法とは別の犯罪でありまして、例えば、青少年育成条例、あるいは銃刀法、大麻取締法とか、あるいは軽犯罪法。軽犯罪法でいえば、立入禁止場所への立ち入りとか、青少年育成条例違反、深夜の連れ回しとか、そういうのが特別法違反となります。

○凶師委員 少年犯罪が減少傾向にもあるということなんですが、どちらの自治体かは忘れましてけれども、ある少年が祖母を刺し殺したという事件で、この少年は、お母さんから日常的にお金を取ってこいと、万引きをしてこいと。それができないなら、おばあちゃんを殺してで

もお金を取ってこいというようなことを言われて、それが洗脳の状態にあったのか、まだ少年でありながらそういう犯罪を起こしてしまったという事件がありました。

何が言いたいかといいますと、要は、少年犯罪は少年だから許されるということはないんですが、少年犯罪は、多くは加害者でありながら、被害者である子がたくさんいると思っております。だから、その少年だけにスポットを当てるのではなくて、その子が育ってきた環境とか今置かれている生活状況を改善しない限りは、その少年を幾ら更生させても、またその環境に入ってしまうえば、同じような精神状態になってしまうというのも多々あるんだと思います。そういう何か取り組みをぜひしていただきたいなと思って話を聞いてたんですが、少年非行防止の対策の中に幾つか出てきましたけれども、スクールサポーターの方が、その犯罪を起こした少年のところに、学校機関と一緒にいくとか、その点で環境改善が図られてというのはあると思いますし、そのために、前にも私は言いましたが、学校にはスクールソーシャルワーカーというような専門職がありますので、ぜひそのような方々と交流を図っていただき、さらに連携を図っていただきたい。

それから、今、話の中で、警察活動ボランティアという方々がいらっしゃると聞いたんですが、私が聞き間違えてたら申しわけないんですけど、そのような活動をされてる方がどれくらいいらっしゃるのか、教えていただきたい。

○片岡生活安全部長 少年警察に関するボランティアでありますけど、一つは、少年補導員です。それから少年指導委員、これは風営適正化法に基づく風俗環境を浄化する、少年を守るためのものです。それと少年サポーター、これが

大学生とか元教員の方々等がなっていらっしゃるんですけど、主に大きく分けますと、この3つの少年警察ボランティアがございます。

○図師委員 貴重な人材だと思います。といいますのが、学校に行っていない少年もたくさんおって、その子たちがやはり犯罪なり非行に走るケースも多くて、先ほど言ったスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等、またスクールサポーターも、学校に通ってる子たちなら、そこに焦点が当たろうかと思うんですが、当たらない子供たちのためには、ぜひその今言った少年警察ボランティアの方々と一緒に連携して、私はその子の家に行ってあげてほしいんです。学校だけで切り取るのではなくて、地域におけるその家庭がどういう状況なのかということまで、できれば予防的にでも介入していただきたい。私も医療現場に長くおりながら思ってたのは、警察の方とは連携はとるんですが、こと事件が起きてからでないと動いてくれないという印象が常にありまして、それはもう法的な壁もたくさんありますけれども、やはり犯罪が起きてからでは遅いということがありますから、今言うボランティアの方々が動ける範囲もあろうかと思いますが、地域に根ざした活動をされてる方が多いでしょうから、ぜひこういう犯罪に巻き込まれてしまった子供たちのためにも、そういう連携を深めていただきたい。

これは参考までに、川南町にはコミュニティーソーシャルワーカーという方がいらっしゃいます。社会福祉協議会の中なんですけど、実は、スクールソーシャルワーカーと同じような活動、つまり、そういう家庭の中にいる引きこもりの子供たちとか、独居老人の状況とか、そういう環境をただ観察して報告する民生委員の活動だけじゃなくて、それに一步踏み込んだその家庭

環境の改善、また、独居老人の安否確認だけじゃなくて、サービスとつなげていくというような活動をしているソーシャルワーカーがいる自治体もあるんです。でも、まだ少ないんです。だから、そういうところがあれば、ぜひそこにも、こういう犯罪の情報とか少年の状況をどんどんつないでいただきたいというのがあります。

あと、できれば、先ほど立ち直りを支援する活動で、少年を農業とか自然に触れさせながら改善していくという取り組みはすばらしいと思うんですが、これはできることなら、親御さんも一緒に来てもらうとか、地域の方とか友達も一緒に来てもらうとか、何かそういうような取り組みをしていったほうが、より効果が上がってくるのではないかと。もちろん拒否する親もたくさんいるでしょうが、やはり私は、家庭環境を変えていくということにも、ぜひ今後できる限り取り組んでいただきたいと思います。御意見があれば。

○片岡生活安全部長 まず、立ち直り支援事業につきましては、数は少ないんですけど、保護者の方とか、あるいは、その指定された少年の友人、あるいは弟、妹等も参加しております。数は少ないんですけど、今後ますます拡充してまいりたいと思います。

それから、少年警察の基本が健全育成の精神でありますので、検挙だけにこだわらずに、保護と立ち直り活動についても力を入れてまいります。

○田口委員 前も質問したことがあるんですが、暴走族は今、県内には1つも組織としてはないという話でございましたが、最近、単独でとか、オートバイをかなり改造したのが結構見られるようになりました。まだ悪質化という部分にはいってませんが、どんどんまた仲間がふえ

ていったりすれば、こういう犯罪につながっていくようなことも十分考えられるんですけども、そういうものに対しての何か学校の指導とか、今、実際、問題を起こしてるとか、そういう事例等はあるんでしょうか。それと、その対策についてです。

○鳥井交通部長 委員の御意見、たしかに暴走族、毎年毎年代がわりをいたしまして、若手が出てくるところです。ことしも5月に宮崎市内で、デパート前で数台が危険行為を行って、その後、消火器をばらまいたという事案で、ことし、北警察署管内で数名を逮捕しております。また、延岡でも、延岡での活動が活発になってきているということで、5月の事案等で検挙しております。当然こういったふうにして大きな芽を摘む、そして、5月にそういう大きな芽を摘んだからこそ、夏場のいろんな大きな祭り等がありましたけども、そういった場面では、評価している点では、評価してるところです。現在も単発暴走があることは承知しております。当然、暴走族の検挙に当たっては、いわゆる無職少年、有職少年もですけども、少年が絡んでおること、消火器をまき散らす、消火器も盗んで持ってくるということで、特に、道路交通法という法律の枠だけではなくて、そういう少年非行、少年の犯罪防止という観点からも、生安部等と連携をとりながら、また情報収集もやりながら、事件の検挙も道交法だけではなくて、それ以前の犯人隠避とかそういった事案も、少年の健全育成というのを考えながら対応しているところであります。

○田口委員 小さな芽のうちに摘んどってもらえれば、こういうものにもつながらないでしよ

うし、先ほど言った、暴力団に暴走族から行ったというのも結構昔に話を聞いてますんで、そういう意味では、大きく広がらないうちにできるだけ抑えるようにしていただきたいと思いません。

○中野委員 その暴走族と関連で、時々夜中に、音が割れて走る単車や車の音。これは犯罪としては何ですか。騒音だけの問題ですか。取り締まりできるんですか。

○鳥井交通部長 特に週末になるとよく聞こえるわけですが、あれだけの大きな音を出して走るわけですので、マフラー等の整備不良であったり、これが2台以上で走れば、共同危険行為ということで犯罪行為にはなりますので、取り締まりをやっているところです。言いわけではございませんけど、春先は結構激しかったです。私も南署管内に住んでおるんですけども、週末になると非常にうるさいということで、その間、情報をもとに、北署でも暴走行為ということで共同危険行為を検挙した。南署でも、共同危険行為ではありませんけども、窃盗等で少年たちを検挙した。この辺が連動してるのかわかりませんが、そういう暴走音もかなり少なくなったと承知しております。

委員の御意見のそういう単発、今でも走るところですけども、これは明らかに整備不良とか道路交通法に触れるわけですので、今後も取り締まりは継続してやっていきたいと思っております。

○中野委員 今の2台以上というのは、1台じゃだめなんですか。

○鳥井交通部長 共同危険行為の要件が、原付もしくは車、これを2台以上を連ねて、割り込みとかそういうものとなっております。それは単独でも、ここに2人乗りがあつたりとか、マ

フラー等を、消音機等を改造したりすれば整備不良ということで、違反は違反でございますので、そういうのを検挙できた際は、当然そのような対応をしてるところです。

○中野委員 ときたま夜中におるんで腹が立って。それと、バーンバーンという音です。ああいう場合の検挙というのは、現場でしょうと思えば、音をはからんとだめですよ。どうなるんですか。

○鳥井交通部長 それだけの音が出るというのは、それなりに消音機、マフラー等を切断等をしたり大きな改造を行っているわけですので、そこは音をはからずとも検挙はできます。

○中野委員 ぜひそういうのも取り締まりをお願いします。ときたまおるんです。

○鳥井交通部長 限られた人間の中で取り締まりをやっておるところです。また情報提供等よろしく願いいたします。

○日高副委員長 この少年非行の現状と対策ということで、これは、少年がみずから非行に走った場合だと思えます。逆に、悪い大人から犯罪に引き込まれるケース、これについては、また別だと思えます。先ほどやった件にしても、暴力団の何か子分とか、そういうつながりがあって、それに感化されて、どんどんその方向に走っていかざるを得ないというのも、直接自分も、地元のほうでは、こいつはこうだなという人がいるんです。そういったところというのは、結局、生活安全部だけではもう解決できない部分があつて、いろんな形でつながりを持っていかないと、これは縦割りだとちょっと厳しいのかなと思います。特に、今の犯罪を見ると、必ずそっちのほうですね。あらかじめもうこいつは悪いんだというよりも、本当に普通におとなしい人間がとんでもない行為をしていくというこ

とは、少年が犯罪に行こうとしてるところを足をすくうみたいな、そういったところがあるもので、やっぱりその辺の何か連携体制というのが必要じゃないかなと思うんですけど、その辺はどう考えておるのか、お伺いしたいと思います。

○片岡生活安全部長 今、副委員長がおっしゃったようなことに関しての、いわゆる組織みたいなものはないんですけども、ケース・バイ・ケースで事件事案ごとに各部長等と連携しながらやってまいりたい、現在もやっておるといふところがあります。

○鳥井交通部長 今の意見に関しまして、過去にもこの暴走行為に暴力団も関与したという事案等は、これまでの事件であっておるところでございます。ですから、暴走族ということで当然交通部が中心となってやりますけども、そこには、やはり今委員から御意見のあったとおり、その背後関係なり、犯行に至った原因等、その辺の影響力等につきましては、刑事部、生安部、この辺と情報を共有しながら事案の対処には当たっておるところです。

○日高副委員長 例えば、少年が犯罪に巻き込まれたけれど、監禁くらいで済んだとか、殺人まで行かなかったとか、そういった検挙のデータはあるんですか。何件、そういう犯罪に少年が巻き込まれたという。その辺についてお伺いしたいんですけど。

○黒木刑事部長 監禁の理由が、少年をそうやって暴力団に勧誘しようとか、金がなくて少年から金を巻き上げると、卑近な例としては、少年がいろいろな出会い系サイトで出会って連れ回されたという監禁等があります。

○日高副委員長 そういったところで、ある県では殺人とかにつながった事例というのがあり

ますんで、その辺についても、またしっかりと取り締まっていただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○重松委員長 ほかほかございませんか。その他は何かございませんか。

○緒嶋委員 今、埼玉とか大阪でも、いろいろ凶悪犯というか殺人事件がもう頻繁にといいいぐら発生しております。東京では、JR線に対する放火。それを防ぐのとか検挙するとかに、防犯カメラが物すごく効果を発揮しておりますので、これは警察業務にとっても大変強力な味方みたいなものです。それを証拠として検挙できると、逮捕できるということであるので、やはりこれは、防犯組合みたいなところで、「ニシタチ」とかの民間でやっておられるところもあるわけですが、DVに対しても、そういうカメラをつけておけば、実際にそういうものの検挙もしやすいというような面もあるだろうと思うんです。このあたりは、警察としては予算を組んで、そういうのをできるだけ警察は警察、民間は民間でふやす、個人もつけてもいいわけですが、そういうことに対する考え方については、どういうスタンスを持っておられるのかです。これは予算が伴うからなかなかでありますけれども、私は、これは多ければ多いほうがいいと思うんですけど、このあたりの考え方を。

○片岡生活安全部長 街頭防犯カメラにつきましては、東京の新宿とかいうような繁華街、非常に犯罪の多いところにつきましては、警察独自で設置しているカメラがあると聞いておりますけども、やはりプライバシーの問題もありますし、警察としましては、いわゆる地域の方々为主体となった商店街とか自治会、そういうところの方々に、必要な場所に必要な数を設置していただくという指導助言等を行っておるとこ

ろでございます。

○緒嶋委員 警察自身としては、それは操作上必要とかいうことがあると思うんですけども、それを警察の手持ちというか、そういう情報があるところは未然に防ぐとか、防止する力もあるわけです。そういうことを含めて、余り積極的には宮崎県警は取り組んでいないということですか。

○片岡生活安全部長 生活安全部でいいますれば、ストーカーとかDV対策、これにつきましては可搬型のテレビカメラを持っております。被害者の要望とか必要に応じて被害者宅に設置したり、駐車場に設置して、それを証拠化して検挙するということは行っております。

○緒嶋委員 今のところ、そういう防犯カメラをふやさなくても大丈夫だということですか。

○片岡生活安全部長 防犯カメラにつきましては、各商店街なり、特に繁華街あたりにつきましては、たしか最近も中央通りのほうがつけると聞いておりますけども、やはり必要などころにはどんどんつけていただきたいというのが警察側の考えでございます。

○緒嶋委員 だから、私が言うのは、警察としては手持ちがなくてもいいんですかということですか。

○片岡生活安全部長 警察としては、生安部は先ほど言いましたけども、必要な数を持っておりますし、また、現在8セット持っておりますけども、さらにことしは5セットを要望しまして、増大する予定であります。

○緒嶋委員 やはり私は、これはできるだけ必要じゃないかなという気が。それはプライバシーが当然あります。しかし、プライバシーの中でも、今、無人の販売所が中山間地は多いんです。そうすると、それこそさっき言われたよう

に、出しておるものを盗まれて、もう成り立たないと。田舎に直接直販所があるわけです。そうすると、野菜等をとる人がおるわけです。それだから、もう出しても、それが欲しいという人もおるけど、もうどうにもならないということで、そういうものをやめざるを得んという人がいて、そういう人の収入まで減るわけです。だから、これは、ある程度警察の中で——個人で直販所の人をつけるだけの財力もないわけだから——防犯という立場と犯罪という立場を考えれば、警察なんかそういう要請があったところには、もうちょっとあるといいんじゃないかなという気がして。何もなくてところにつけると言ってるんじゃないです。そういう情報があるところには、つけたほうがいいんじゃないかなという気がするわけです。それがその地域の安全安心、治安を守ることにもなるわけですので、そういう意味で私は必要じゃないかなと言っておるわけです。

○黒木刑事部長 委員のおっしゃるとおりでございます。現在、26年度まで20台を運用して、ほとんどフル稼働です。高千穂のそういう直売所で検挙したときも、刑事部の総合対策室がカメラをセットして検挙した事例でございます。本年度予算でさらに10台——これは電気がない所でも、電池式でセットでき、1週間は電池式で機能するカメラ——を予算措置していただきましたので、今、合計30台になっておりますから、さらに必要性があれば、今後も検討を重ねて要求していきたいと思っております。

○緒嶋委員 ありがとうございます。私はそういう意味で必要性があるんじゃないかということをおししたわけでありまして、それは何も必要のないところにつける必要はないわけで、そういう懸念のあるところにやってほしいというこ

とを要望しておきます。

○井本委員 前回、前の本部長でしたけども、防犯カメラの件を私は聞いて、なるほどと思ったんです。やっぱりこれは、法律の方向性上プライバシーを守らないといかんし、これは確かにプラス面もあるかもしれんけども、逆に言えば、これは本当に国家権力をより強くする。だから、その辺のところは、方向性上、やっぱり私は難しいものがあると。あのときの本部長の答えは、民間の方たちが自分たちでつけられるのは、それはいいでしょうと。そして、自分たちの責任でやられるのはいいし、また、それを捜査のときにはお借りするということで我々は使っておりますということで、我々が積極的にやっていくということについては、法律の方向性上問題があるということで、我々は、ここは絶対につけないかんというところはやるけども、しかし、できるだけそれは縮小的に考えようとしたというような話でありました。私は、それが正解じゃないかと思う。

○中野委員 今の説明は、一般防犯としては、プライバシーがあるからつけられませんかよと。そこはこないだ理解した。今、例えば、必要があるところというのは、個々の犯罪を特定するためにはつけられるという、ちょっとそこを私は確認したい。その必要性のところというのは、その特定の……。そこをちょっと、こないだからこんがらがってるんですよ。

○片岡生活安全部長 例えば、生安部からいえば、繁華街でよく深夜に酔っ払い同士のけんかがある。看板を蹴ってたたいて逃げるとか、そういうことが頻発するようなところには、そういうカメラがあると……。届け出を受けていけば、必要性があるのではないかとということで。

○中野委員 だから、そういう場合は、県警と

して、県としてつけられるか、つけられないかというのであって、そこで組合ならいいですよと言うから、こんがらがってくるわけ。必要性があるところは、犯罪確認のためにはつけますよという話なのか。そこをちゃんと説明せんから、みんなこんがらがってしまう。

○黒木刑事部長 捜査支援用カメラですけども、刑事部のほうとしても、生安部も一緒ですけども、犯罪が連続的に発生する場所、そして、その発生状況の分析結果から、犯罪が発生する可能性がまだ高い地域や場所に機動的に設置しております。当然、設置する場合は、その被害者とか、そういう設置する場所の管理者の承諾を得て、そして、必要最小限度の撮影しかしないように、そういうプライバシーには十分配慮した設置をしております。

○重松委員長 よろしいですね。ほか、ございませんか。

○日高副委員長 さっきの関連を刑事部長にです。その犯罪に少年が巻き込まれた件数がわかれば教えてもらいたいなど。犯罪というか、先ほどのその連れ回し、そういったのに巻き込まれたとかです。わかればいいです。何で言うかといいますと、大阪であった事例は、連れ回して監禁した人間が、4年か5年後にやっぱり同じようなことをして殺人に至っているんです。その辺については、もう大変重要なことだと思うんです。だから、なければいいんですが、その辺もしっかりと見とってもらおうと。

○黒木刑事部長 まことに申しわけございませんけども、統計がありません。

○重松委員長 ほかは、よろしいですか。

○井本委員 あと一つだけ。ちょっと息抜きなんだけど、前の本部長は1年おったんですか。私たちがやっとな顔も覚えたけども、すぐ変わっ

てしまったもんで。警察の機能はうまいぐあい
にいつてるんですよね。支障はないのか。また、
その変わったところでメリットがあるのかな
いのか。はっきり言って、これはみんなが思
ってるんです。

○野口警察本部長 確かに前任者は1年ぐ
らいの任期でありましたけども、私もこちら
に赴任する前に、一度こちらに赴いてしっか
り引き継ぎをしたところでありまして、かつ、
警察本部職員一同となつて本部長を支える
体制というものでございまして、私として
は引き続き努力をしていきたいと思つてま
すし、あと、他省庁からの本部長というの
もたまに例がございまして、実は、約30
年前に、この宮崎県には佐藤雄という外務
省の者が来て務めておつたということで。
ほかにも他省庁の例があると承知をして
おりますけども、私もそういった名に恥じ
ないように、先生方の御指導いただきなが
ら精進していきたいと思つておりますので、
よろしくお願ひいたします。

○重松委員長 よろしいですね。

それでは、以上をもって警察本部を終了
いたします。執行部の皆様、お疲れさまで
した。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時59分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等について、局長の説明を求め
ます。

○四本企業局長 説明に入ります前に、一
言お礼を申し上げます。重松委員長を初
め、委員の皆様におかれましては、去る
7月22日の現地調査におきまして、総
合監視制御システム、それから、県電
ホールのほうを御視察いただきました。
ありがとうございました。

それから、これはちょっと手前味噌な
話でございますが、一つ御報告がござ
います。去る7月24日に、本県電
気事業が、経営の健全化が確保され、
ほかの地方公営企業の模範となる取
組みが行われているとして、平成27
年度優良地方公営企業総務大臣表彰
を受賞いたしました。これもひとえに
事業に真摯に取り組んでこられた先
人たちのたゆまぬ努力と、県議会の
皆様の御指導の賜であると感謝をい
たしております。今回の受賞を励み
といたしまして、引き続き健全経営
に努め、県民福祉の増進に貢献して
まいり所存でありますので、今後と
も御指導、御支援を賜りますようよ
ろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日御報告いたします項
目につきまして説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察
企業常任委員会資料の目次をお開き
ください。企業局では今回、議案は
ございせんが、提出報告書関係が1
件、その他報告事項が4件の、合計
5件でございます。

まず、Iの提出報告書関係について
であります。県が出資している法人
等の経営状況についてでございます。
これは、地方自治法第243条の3
第2項及び宮崎県の出資法人等への
関与事項を定める条例第4条第3項
の規定に基づきまして、企業局が出
資をいたしております一般財団法人
一ツ瀬川県民スポーツセンターの
経営状況等について御報告するもの
であります。

次に、IIのその他報告事項でござ
います。1つ目は、去る8月23日に
実施いたしました、一ツ瀬川県民
ゴルフ場開業25周年記念事業ペア
ゴルフマッチについて、2つ目は、
現在進めております、日南ダム
発電所建設工事の進捗状況について、
3つ目は、去る7月8日に実施
いたしました、石河内第一発電所の
施設見学ツアー

について、4つ目は、今年度における供給電力量の状況について、それぞれ御報告をさせていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○重松委員長 局長の概要説明が終了いたしました。

初めに、報告事項に関する説明を求めます。

○森本経営企画監 県が出資している法人等の経営状況について、御報告いたします。

お手元にあります平成27年9月定例県議会提出報告書の139ページをお開きください。一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター平成26年度事業報告書でございます。

1の事業概要ですが、当法人は一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者として、平成18年4月1日から3年間、続いて、平成21年4月1日から5年間、ゴルフ場の管理運営を行ってきております。現在は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間について、引き続き指定管理者として指定を受け、ゴルフ場の管理運営を行っているところでございます。

また、公益法人制度改革により、当法人が平成24年4月1日に一般財団法人に移行いたしましたことから、公益目的支出計画に基づく事業についても実施しておるところでございます。

公益目的支出計画といいますのは、新しい公益法人制度において、それまでに受けた寄附などの財産を公益の目的のために消費していく計画のことでありまして、当法人の場合は、基本財産を県と新富町に計画的に寄附していくという計画を立てることによって、一般財団法人としての認可を受けるということになっておると

ころでございます。

なお、指定管理に当たっては、利用料金制というものを導入しておりまして、施設の利用料金は全て当法人の収入ということにした上で、一定額を企業局に納付するという形での協定を結んでおるところでございます。この納付金が企業局の地域振興事業の主な収入ということになっているところでございます。

2の事業実績でございます。

(1)の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理業務に係る事業費が1億1,201万7,000円となっております。施設の管理運営の実績でございますが、ゴルフコースの利用者数が3万3,982人、主催コンペの開催数が172回、参加者数が1万6,058人、カートの貸出者数が2万9,329人、レストランの利用者数が2万5,893人などとなっております。

(2)の公益目的支出計画の実施に係る事業費、これが100万円でございます。寄附の相手方及び寄附金の額は、県に70万、新富町に30万となっております。

次のページ、140ページからの3の貸借対照表以下、経営状況の詳細につきましては、後ほど御説明いたします経営評価報告書と重複しておりますので、ここでは省略をさせていただきまして、先に今年度の事業計画について御説明いたします。

144ページでございます。平成27年度事業計画書をお開きください。

まず、1の事業概要でございますが、これは、先ほど御説明いたしました平成26年度と同様でございます。

2の事業計画であります。1の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理業務に係る事業費は1億1,355万8,000円で、事

業内容につきましては、平成26年度と同様となっております。ゴルフコースの目標利用者数は3万4,000人、主催コンペの目標参加者数は1万6,800人に設定しております。これらの目標利用者数については、平成27年度の当法人の事業計画、これにおいて、近年の利用者数の動向を踏まえた上で、当法人のほうで設定した数字となっております。(2)の公益目的支出計画の実施につきましては、前年度と同様、県と新富町に合計100万円を寄附することとなっております。

続いて、145ページの収支予算書をごらんください。

収入の部でございますが、予算額の合計は1億1,375万8,000円で、これは、ゴルフコースの利用収入、カート使用料、レストランの売り上げなどが主な収入となっております。増減で前年度より24万4,000円の減収としておりますのは、近年、利用客1人当たりの利用料金が低下しているということを考慮いたしまして、1人当たりの利用料金を前年度より低く設定しているためでございます。

次に、支出の部の予算額の合計ですが、1億1,375万8,000円で、前年度より112万1,000円の増となっておりますのでございます。これは、光熱水費、コース管理費、乗用カートなどの各種リース料、それから、企業局納付金の増などによるものでございます。この企業局納付金の増ということにつきましては、先ほど御説明いたしました但、当法人が目標利用者数を3万3,500人から3万4,000人ということで、500人変更しておるということで、その分がここに加味されたところでございます。その結果、下から3段目の当期収支差額の欄にありますように、収支差額は0円ということを見込んでおります。

続きまして、201ページをお開きいただきたいと思ひます。

宮崎県出資法人等経営評価報告書について御説明いたします。

まず、上の表の当法人の概要でございますが、上から3番目の欄にありますように、設立は平成元年11月18日、その下の欄でございますが、総出資額は700万円でございます。うち、県の出資額は490万円、出資比率は70.0%となっております。

次に、中の表の県関与の状況でございますが、まず、人的支援につきましては、役員数の合計は5名ということでございます。平成26年度、27年度も同じように、5名で変更はございません。これらの内訳でございますが、県の退職者が1名、それ以外が4名ということとなっております。また、下にあります職員数につきましては10名、全てプロパー職員ということになっております。

その下の財政支出等及びその他の県からの支援等につきましては、該当はございません。また、次の主な県財政支出の内容につきましても、該当はございません。

次に、下の表でございますが、実施事業につきましては、先ほど御説明いたしました事業計画の内容と同様でございます。

その下の活動指標でございます。

①ゴルフ場利用者数は、平成26年度は目標値3万3,500人に対し、実績値は3万3,982人ということで、達成度は101.4%となっております。

また、②の主催コンペの年間参加者数は、目標値1万6,450人に対し、実績値が1万6,058人で、達成度は97.6%となっております。平成27年度と28年度の目標値につきましては、その下の欄に、指標の設定に関する注意事項とありま

すが、そこに書いてありますように、これまでの利用者数及びコンペ参加者数の推移を踏まえまして、目標値を高く設定したというところでございます。

続いて、202ページをお開きください。上の表の財務状況から御説明いたします。

まず、1番上の左側、正味財産増減計算書でございます。

平成26年度の欄をごらんいただきたいと思えます。

1番上の経常収益は1億1,372万9,000円、経常費用は1億1,201万7,000円で、差し引き当期経常増減額は171万2,000円ということとなりました。これから当期経常外費用7万2,000円を差し引いた当期一般正味財産増減額は164万となっております。一般正味財産期首残高が当初371万4,000円ということでしたので、一般正味財産期末残高につきましては、先ほどの164万円を加えまして535万4,000円となります。当期指定正味財産増減額は、特定寄附を実施したためにマイナス100万円となり、指定正味財産期首残高の800万円からこの100万円を引いて、指定正味財産期末残高は700万円となっております。その結果、一般正味財産期末残高535万4,000円と指定正味財産期末残高700万を合計いたしました正味財産期末残高は、1,235万4,000円となっております。

次に、下の表の右上の貸借対照表を御説明いたします。

平成26年度の欄をごらんください。

資産は2,071万8,000円で、その内訳は、現金預金などの流動資産が1,283万8,000円、定期預金、機械装置などの固定資産が788万円でございます。

次に、負債は836万4,000円で、これは、未払

金、仮受金などの流動負債のみとなっております。資産から負債を差し引いた正味財産は1,235万4,000円で、その内訳は、指定正味財産が700万、一般正味財産が535万4,000円ということとなっております。

次に、下側の財務指標でございます。

平成26年度の欄をごらんください。

①利用料金収入は、目標値7,772万円に対しまして、実績値7,733万円となり、達成度は99.5%となりました。

その下、②人件費は、目標値4,503万6,000円に対し、実績値4,577万7,000円となり、目標値まで削減できなかったということで、達成度は98.4%という数値となっております。

③の自主事業収入は、目標値3,628万2,000円に対しまして、実績値3,628万1,000円となり、達成度は99.9%となっております。

右の平成27年度と28年度の目標値につきましては、これも下の欄の指標の設定に関する留意事項のところに記載してありますように、これまでの利用料金収入の推移を踏まえて、目標値をやや低く設定しておるところでございます。

次に、その下の表の、直近の県監査の状況でございます。

昨年10月に財政援助団体等監査を受け、その結果は注意事項2件でございました。いずれも今後適正な処理をすることとしておりまして、会計規程に沿った処理や契約書の十分な確認を行った上で、業務を遂行するよう指導を行ったところでございます。

最後に、総合評価でございます。

右の欄、県の評価のところをごらんいただきたいと思えます。

まず、活動内容につきましては、活動指標、これは前のページの下のほうにあります、主

催コンペの年間参加者数が目標に至りませんでした。ゴルフ場利用者数が目標を達成していることは評価しておるということでございます。

また、料金値下げ等による競争の激化や料金単価の減少など、厳しい状況ではありますが、引き続き新規利用者の開拓等の誘客対策に取り組んでいく必要があると考えております。

財務内容につきましては、平成26年度の収入が前年度を上回っており、単年度収支黒字を確保したことは評価しておるところでございます。しかし、費用増により収支黒字額が前年度を下回っているということから、財政基盤の安定が引き続きの課題であるとしておるところでございます。

なお、組織運営につきましては、適切な人員配置により効率的に運営されているものと考えております。

これらを踏まえまして、4段階評価につきましては、その下にありますように、活動内容と財務内容は「やや課題あり」として「C」、組織運営は「ほぼ良好」として「B」としたところでございます。

提出報告書関係の説明は以上でございます。

○重松委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了しました。報告事項について質疑ございませんか。

○中野委員 145ページの収支報告書、ちょっとこれは勉強のためにですけど、このリース料というのは、カートのリース料のことですか。

○森本経営企画監 カートのリース料でございます。

○中野委員 リース料というのは、最初、計算するとかなり高かったり、いろんな方法があるわけだけど、方法としては、企業局は金持ちだから、企業局が買って一般利息をちょっと上

乗せすれば、どっちも儲かるのかなという気がするわけです。このリース料でやるメリットというのは、車なんかリースで買っていると本当に物すごい高くつくけど、この場合のリースで使うメリットというのは何なんですか。

○森本経営企画監 これは、財団がリースしておる部分でございます。カートは購入すると、やっぱり減価償却費等、費用がそれに伴って出てきますよね。

○四本企業局長 一般的には当然リースですから、平準化ということで、県庁でもパソコンとかもリースでやっております。企業局は金があるから買ったほうがいいんじゃないかというのは、御意見としてはよくわかるんですが、会計が別になってるものですから、確かに電気事業のほうは裕福でございますけども、このゴルフ場とか地域振興事業のほうは、いわば、かつかつでございますして、ここで一遍に買ってしまくと、それが相当な負担となって、ずっと後年度まで引っ張ってきますので、そういう判断もあって、多分リースということになっておるのかなと思います。

○中野委員 だから、これは財団でやっておるけど、やっぱり収益事業ですよ。このリースというのは——俺もちょっとだまされてリースでしたら、最終的に払い終わった場合にかなり利息分も乗ってとんでもない——例えば、今言ったように、銀行だって金貸すから、利息払って現金で買った場合と、リースにするとメンテがただですよとか、メリットがある分があると言ったけど、最終的に損益に出てくる数字は、下手すると1.5倍とか。それだったら、銀行だって今、金が余ってるから……。

○森本経営企画監 済みません。追加でもう一つ理由がございまして、購入する場合、財団は

お金がありませんので中古になるんですけれども、中古のカーブというのほとんど市場に出回ってなくて、なかなか手配することができないということがございます。あれば購入して使うということもできるということなんですけれども、なかなかやっぱりパイが少ないということで、出てこないというような面もありまして、リースをやっているというようなところもあるということでございます。

○中野委員 いろいろ検討をされたほうがいいです。やっぱり出資、営業、評価が「A」でも、また「AA」ぐらいになるかもわからんし。

それと、もう一つ。この促進協負担金150万というのは、どこの話ですか。

○森本経営企画監 一ツ瀬のこのゴルフ場は、企業局と、それから財団、そして新富町、新富町のシルバー財団センター、シルバー人材センターの4者で、一ツ瀬川県スポーツレクリエーション施設利用促進協議会というものを設立しております。ここで、一ツ瀬でやる各種コンペの商品代を助成するという仕組みを持っておりまして、それぞれで負担をし合って商品代を出すというような仕組みがありまして、その負担金ということでございます。

○井本委員 関連してでもないんだけど、あそこの一ツ瀬のゴルフ場は、トータルしてどのぐらい黒字、それとも赤字なのか。今までのトータルでどれくらいですか。まだ借金があるの。

○重松委員長 累積で黒字になってますかということですね。

○井本委員 そうそう。累積で。

○森本経営企画監 現在のところ、累積は黒字でございます。

○井本委員 余り儲からんというか、そういうところに何で公共企業が入っていかないとか

んのかな。それが余りわからんもんだから、それをちょっと教えてくれませんか。どこかほかのところ、例えば、福祉保健部か何かに任せればいいような気もするんだ。お年寄りのためのね。あるいは、教育のほうに任せるとか。これをやってる理由というのは何か。

○四本企業局長 もう昔の話でございますので、私も定かではございませんが、開場した当時は、いわゆるゴルフブームのはしりでございます、私も個人的に記憶しておりますのは、ここもなかなか予約がとれなくて、やっととって行ったら、もうぎゅうぎゅう詰めで。いわば、ここがブワッとふえて、ゴルフ場がないというような状況の中で、じゃあ企業局が地域振興として、まずここにゴルフ場をつくりましょうと。ちょっと書類的にあんまり残っておりませんが、ここがうまくいけば、ほかでもやろうというような、多分そういう思惑があったんですが、そのうち、そのブームがだんだん下火になってきてしまって、もうここだけというような感じになったのではないかと思っております。ただ、今まで幸いにして何とか赤字を出さずに、いろいろ指定管理制度になりましてから、もうその財団にもいろいろ努力をいただいて、黒字になっております。それで、地域の人とかからはやっぱり非常に愛されてる施設でもありますので、何とかこの線を維持していければと、今考えておるところでございます。

○井本委員 お年寄りのためにも、もちろん赤字より全然いいんだけど。今、健康年齢というか、健康寿命でしたか。そんなのをできるだけ高めると、医療費を抑制するためにできるだけ運動をやらせるのは、私は非常にいいことだと思うんだけど、何のために企業局が出てきてやるかなという気がするもんだから。今後もずっ

と続けていくつもりですか。

○**四本企業局長** 今の状態を何とか維持して続けて行きたいと思いますが、実は、ゴルフ人口というのは、もうそれは全国的な話ですけど、団塊の世代の方が一番ゴルフをやっておられるんですが、だんだんゴルフをやらない人もふえてきてると。若い人がそれだけ新しくゴルフを始めてるかというと、そうでもない。県内のゴルフ人口というのは、たしか、聞いたところでは、2割とか3割とかだんだん減ってくると。だから、したがって、県内のゴルフ場も、もうその分淘汰されてしまうだろうということが言われております。御案内のとおり、中には、民間のゴルフ場の中で、太陽光発電にもう変わってしまったみたいなゴルフ場もだんだん出てきておりまして、その中での、いわば生き残りということでございます。例えば、ここの一ツ瀬のゴルフ場は、一ツ瀬川の河川敷でございますから、例えば、企業局がもうやれないから民間に売ろうとしても、民間ではあそこを使うわけにいかないというような事情もありまして、やるとすれば県とか市町村がやっぱりやらなきゃいけない。しかし、じゃあ地元の、例えば、新富町はどうかというと、なかなかそういう余裕もないということで、そういう難しさもあるわけでございます。したがって、何とかこれを続けて、もうどうしてもだめなときは、またそれはちょっと考えないといけないかなということでございます。

○**井本委員** 話が違うんだけど、そのゴルフでも、このごろは、何か年寄りがやるグラウンドゴルフを「つくってくれ、つくってくれ」と言う人が多い。だから、ああいうのを畳んでそういうふうにしたほうが、みんなのためにも役に立つんじゃないのかと。

○**四本企業局長** 一つの大膽な御意見として。

○**中野委員** ここは河川敷で、台風14号でやられて。常日ごろ利益を出して蓄えておかんと、やっぱり1週間とか1カ月ぐらい閉鎖して改修費がかなり要るから、その辺の剰余金とか、しっかりちょっとでも利益を出して積み立てしとかんと。そういうことで頑張ってください。

○**重松委員長** ほか、ございませんか。

それでは、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○**森本経営企画監** 一ツ瀬川県民ゴルフ場の開業25周年記念事業ペアゴルフマッチについて、御報告をいたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

まず、1の趣旨でございますが、一ツ瀬川県民ゴルフ場が本年11月に開業25周年を迎えるということから、利用者の皆様への感謝の意を込めた記念事業の第1段イベントということで、ペアゴルフマッチを開催いたしました。

2の開催日でございますが、先月の8月23日に実施いたしております。

3の内容としましては、親子の部と男女カッパルの部に分けて実施をいたしました。

4の参加者でございますが、親子の部には、小中学生とその保護者10ペア、男女カッパルの部には、47歳から75歳までの男女29ペア、合計78名の方に御参加いただきました。参加者は、宮崎市や新富町、それに日向市など、県内7市町にわたっておるところでございます。

5の当日の状況でございます。写真にありますように、好天にも恵まれ、皆様には和気あいあいと気持ちよくプレーをしていただいたところでございます。右上の写真、これは、親子の部で優勝した小学5年生の女の子でございます。スコアがアウト38という数字を出しております。

ちなみに、5年前も20周年記念事業をやっております。そのときに、親子の部ということでペアゴルフマッチをしたんですが、現在プロで活躍しております永峰咲希選手が、そのとき参加をしていただいております。当時の永峰選手は、中学3年生でございました。同じアウト38という数字を出しておりますので、今回のこの優勝した女の子の将来も楽しみでございます。局としても非常に期待しておるところでございます。

なお、6のその他にございますように、第2段イベントとしまして、オープン25周年記念コンペを11月8日に開催することとしておるところでございます。企業局といたしましては、この25周年を一つの節目といたしまして、引き続き指定管理者との連携を図りながら一層のサービス向上に努め、県民の皆様が親しまれるゴルフ場を目指してまいりたいと考えておるところでございます。私からの説明は以上でございます。

○新穂工務課長 それでは、日南ダム発電所建設工事の進捗状況について、御報告いたします。

資料の2ページをごらんください。

1の工事概要にありますとおり、県内では初めて既存の治水専用ダムに発電所を建設すること、最大出力520キロワットの日南ダム発電所建設工事を進めております。

2の工事の進捗状況にありますように、発電所の基礎工事が終了し、現在、地上部分の建築工事を行っているところでありますが、全体工程におくれが生じている状況であります。おくれの原因としましては、梅雨の長雨や7月の台風などで制約を受け、作業のできる日数が極めて少なかったこと、さらに、7月21日には、河川の出水により作業現場が冠水し、その復旧等

に不測の日数を要したことが主な原因であります。

そのほか、発電所の掘削土に巨石が大量に混入しており、掘削作業に時間を要したことや、基礎の埋め戻しの際に巨石を選別するなど、想定外の作業を余儀なくされたこともあり、当初、完成予定を本年度3月末としておりましたが、夏ごろとなる見込みです。これに伴い、電気を売れるようになるのは、予定よりおくれることとなります。

資料の中央の写真は、9月11日の状況であります。白く見えているのが発電所の基礎でありまして、この上に建屋を建ち上げていくこととなります。左下の写真は、7月21日の河川の出水により、作業現場が冠水したときの状況であります。また、右下の写真は、発電所基礎の掘削土に巨石が混入している状況であります。

引き続き、発電所施設見学ツアーについて、報告いたします。

資料の3ページをごらんください。本年度2回目の発電所施設見学ツアーを実施しました。

1の目的にありますように、二酸化炭素をほとんど発生しないクリーンなエネルギーである水力発電の仕組みやダムの役割について説明することにより、企業局の事業をわかりやすく伝えるとともに、環境保全に対する意識の啓発を行うことを目的に実施しているものであります。

2の実施概要にありますように、7月8日に、木城町立木城小学校の4年生、教員、あわせて48名を対象に、木城町にあります石河内第一発電所で開催いたしました。

また、施設見学の後、発電所下流の川原自然公園カヌー乗り場で鮎の放流も行いましたが、小雨の中、子供たちの楽しんでいる光景が見られました。子供たちからは、「何でダムがあるの

だろうと思っていましたが、きょう、わかりました」とか、「鮎の放流のときに川をきれいにしないといけないと思いました」などの感想が聞かれ、見学ツアーが一定の効果を果たしていることを実感いたしました。私からの説明は以上です。

○新見総合制御課長 それでは、平成27年度の供給電力量の状況について御報告いたします。

委員会資料4ページをお開きください。

上の表は、8月末までの数字であります。今年度におけるダム地点での雨量と供給電力量を月ごとに示したものです。左側の雨量の欄では、30年平均の雨量と今年度の実績、そして、30年平均と実績との比較を掲載しておりますが、5月の雨量は30年平均の約半分となったものの、6月、7月は特に雨が多く、累計の実績は2,315ミリで、30年平均比では114.2%となっております。

右側の供給電力量の欄では、今年度の目標と実績、そして達成率を掲載しておりますが、5月と8月以外は目標を上回っておりまして、累計の実績は3億5,092万4,000キロワットアワーであり、目標に対しましては115.1%の達成率となっております。

また、下の表は、過去3年間の4月から8月の年度別の雨量と供給電力量を示したものであります。私の説明は以上でございます。

○重松委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○日高副委員長 この一ツ瀬川民ゴルフ場です、局長。ジュニアゴルフですが、今、国体とかで上のほうを目指して、結構盛んにジュニアは動いてるんです。その辺の練習ラウンドとか、これはフラットコースだから、意外とフラット

コースは難しいんです。小樽カントリーとかいろいろ。そういったことでは、それなりの練習場にはなるんで、各高校とかのゴルフ部とかのクラブがあると思うんですが、そういったことはしてないんですか。それをすればいいんじゃないかなと思うんですけど。

○森本経営企画監 一ツ瀬のゴルフ場では、地元の少年団がゴルフをやっておりまして、その練習場として低料金とか無料とかなどで開放したり、あるいは、もう一つ、ジュニアのクラブに対して、そちらが低料金での練習場としての開放ということも、今までやってきておるところでございます。

○日高副委員長 その辺やってきてるといことなんで、それもどんどん広めていただいて——私どもも知っておかないといかん話なんですけど——その辺を教育委員会とかと横のつながりをもってやっていただけると、またこの必要性というのが出てくるのかなと思います。

○四本企業局長 おっしゃるとおり、若年のゴルフ人口というのをふやさなければいけないというのが、もうこれは一ツ瀬に限らず、全てのゴルフ場の課題でございまして、そういった意味で、今、副委員長がおっしゃったようなことについては、今後も前向きに考えていきたいと思っております。

○中野委員 供給電力量です。これはちょっと関連になるけど、3月11日に震災があって原子力がとまって、その後、国が太陽光発電、自然エネルギーを42円で買い始めて、それから落ちて37円とか、それと同時に、今度は火力発電ができ、また再稼働したりして、そうすると原発がこれから順次稼働していきだすんでしょう。電力料というのは、本当はかなり下がらんといかんのかなと思ったけど、そうなった場合、将

来的には、やっぱり企業局も、電気料はもう上がるということはないだろうなど。その将来的な見込みはどのように……。

○四本企業局長 おっしゃるとおりで、東日本大震災でもって原子力発電所が全て稼働停止をいたしまして、しかし、川内が再稼働ということで、また今後も幾つか原子力が再稼働してくる。それから、お話のとおり火力発電所、特に、石炭火力発電所というのがどんどん今、増設なり新設をさせてという状況でございまして、そういう意味では、競争は厳しくなるということは考えております。

ただ、基本的に、水力発電所というのはコストが安い発電ということになっておりまして、原子力発電所が一番安いと思いますが、一般論としては、火力よりもかなり低コストで、商売になる発電ではあります。

それから、太陽光発電も大変ふえておりますが、御案内のとおり日中だけといいますか、季節の変動はございますけれども、水力発電所の場合は昼夜を問わず発電をいたしまして、また、微調整といいますか、今、電気が余ってるのもう少し抑えてくれとか、あるいは、これから足りなくなるからもうちょっとふやしてくれという調節が、水量の調節でもって割りとできる発電でございますので、そういったこともそういう意味では強みというものは持っておろうかとは思いますが。

ただ、今後、日本の電力事情がどうなっていくのか、その新電力というのが、いわゆる、九州電力以外にどんどん出てくるという動きがあるわけですが、これがどうもなかなか、当初考えてたよりは、どうも参入が難しいんじゃないかという雰囲気もありまして、実際にどれだけ新しくこの産業に参入してこれるのかというの

も、まだまだ不透明なところがございます。この辺があと何年かいろんな動きがあって落ちていくと考えておりますけど、その辺を見たと上で、また将来を見通していくということになろうかと思っております。

○中野委員 ぜひ、これから売電自由化になったり、九電が電気を21円ということは、原価はまだ安いということやろ。そうすると、今、太陽光発電が37円とか、国のすることがようわからんけど、まあいい。

今、企業局の借金というのは、あれは起債か。それとも直接銀行借入れか。借金はあるのかな。

○沼口総務課長 企業局の3会計間、特に、電気事業からの工業用水道事業に貸してる分もございまして、ゴルフ場、地域振興事業に貸してる部分もございまして。それは企業局内でのやりとりというようなことでもございまして、じゃあ外部にどれぐらいあるかといいますと、一番大きいのは企業債で、これが26年末で37億ぐらいあったかなと思います。返済につきましては、これは電気事業会計がもう37億のほとんどなんですけれども、それと、工業用水道会計も企業債がございまして、返済のめどは、電気事業のほうが、正確には何年とは申されないんですけども、たしか約15年ぐらいで返済が可能であろうと。工業用水のほうが約10年ぐらいの返済でできるだろうと考えております。前年度が43億ぐらいありまして、6億、7億ぐらい1年間で返しましたんで、現在が37億を少し超えるのかなと思っております。

○重松委員長 よろしいですか。ほか御質問ございませんか。

それでは、その他、何でも結構ですが、何かございませんか。

平成27年9月17日(木)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時51分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

明日18日の委員会は、午前10時に再開をし、教育委員会の審査を行うことといたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後1時51分散会

平成27年 9 月 18 日 (金曜日)

午前10時0分再開

出席委員 (7人)

委員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	井 本 英 雄
委 員	中 野 廣 明
委 員	田 口 雄 二
委 員	凶 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	飛 田 洋
教 育 次 長 (総 括)	原 田 幸 二
教 育 次 長 (教育政策担当)	川井田 和 人
総 務 課 長	大 西 祐 二
参事兼財務福利課長	田 方 浩 二
学 校 政 策 課 長	川 越 良 一
学 校 支 援 監	永 山 良 宣
特別支援教育室長	坂 元 巖
教 職 員 課 長	西 田 幸 一 郎
生涯学習課長	恵 利 修 二
スポーツ振興課長	古 木 克 浩
文 化 財 課 長	大 西 敏 夫
人権同和教育室長	黒 木 政 信
県立図書館長	福 田 裕 幸
県立美術館副館長	川 越 雅 彦
総合博物館長	富 高 敏 明

県立西都原 考古博物館長	入 倉 俊 一
埋蔵文化財 センター所長	岩 切 隆 志

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保 耕 史
議事課主事	八 幡 光 祐

○重松委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました、議案等について、教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お礼を申し上げたいと思います。

7月24日に木の花ドームで開催されました、第66回宮崎県中学校総合体育大会の総合開会式には重松委員長に御臨席をいただきました。ありがとうございました。

また、9月6日に開催されました「KIRISHIMA (きりしま) ツワブキ武道館」で開催されました、第64回県青年大会開会式には中野副議長に御臨席をいただきました。ありがとうございました。

それから、さらに9月13日に日南市の小村記念館で開催されました、第34回小村寿太郎侯顕彰弁論大会には、重松委員長、そして、地元選手の県議の皆さんにも来ていただいて激励をいただきました、感謝申し上げます。ありがとうございました。

そのほか、学校行事等にもいろんな機会を捉えて行っていただいているということで、学校からうれしかったというような報告もいただいております。重ねて、お礼を申し上げたいと思

います。ありがとうございます。

ここからは座って説明をさせていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただき、目次をごらんください。

今回御審議いただきます議案は、議案第11号「第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について」の1件でございます。

また、報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについての1件でございます。

さらに、その他の報告事項といたしまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてなど5件を説明させていただきます。

引き続き、関係課室長が説明いたしますので、御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

また、今回の常任委員会から出先機関の長等をお招きしておりますので、お時間いただいで紹介をさせていただきます。

まず、県立図書館長、福田裕幸です。

県立美術館副館長、川越雅彦です。

県総合博物館長、富高敏明です。

県立西都原考古博物館長、入倉俊一です。

県埋蔵文化財センター所長、岩切隆志です。

なお、本日は教育振興次長の川崎辰巳が病気療養のため本委員会を欠席させていただいております。私からは以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○重松委員長 教育長の概要説明が終了いたしました。

初めに議案に関する説明を求めます。

○大西総務課長 議案第11号「第二次宮崎県教

育振興基本計画の変更」につきまして御説明を申し上げます。

常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

1の改定の趣旨であります(1)にありますとおり、現行計画の策定後、さまざまな施策を推進してきた結果、各分野で着実な成果が見られる一方で、確かな学力の育成などの課題に今後より一層取り組む必要があること、また、(2)にありますとおり、大規模災害への備え、少子高齢化の進展など社会情勢の変化、国や県の上位計画の改定などを踏まえまして、さらなる施策の推進を図るために改定を行うものであります。

2の改定の考え方ではありますが、現行計画の基本的理念は継承しながら、本県教育の課題等を踏まえ、全編にわたり見直しを図ること、また、計画の内容を理解していただけるよう、できる限りわかりやすい表現の工夫などに努めることといたしました。

3の改定計画(案)の概要ではありますが、(1)のスローガンや、(2)の目指す県民像、そして(3)の計画の期間につきましては、教育施策の継続性を尊重する観点から、現行計画を継承いたしまして、(4)から(6)に記載しておりますとおり、施策や管理指標等をきめ細かく点検、整理をいたしまして、施策については現行計画の21から23、施策の取組内容につきましては61から74へと変更して、体系化するとともに、管理指標を21から39へと変更するなど、その充実を図ったところであります。

資料かわりまして、お手元の別冊資料、教育振興基本計画(改定版)(案)をお願いいたします。

それでは、表紙をおめくりいただきまして目次をごらんいただきたいと思います。

「第一章 第二次宮崎教育振興基本計画の改定にあたって」であります。計画改定の趣旨及び方向性などを記載しているものでございます。

「第二章 本県教育の現状と課題」では、本県教育を取り巻く社会情勢を踏まえまして、本県教育の現状と課題を整理をいたしております。

「第三章 本県の目指す教育の姿」では、目指す県民像を初め、施策の基本的な考え方や施策の目標など、計画の全体像をまとめたところでございます。

目次の裏面のほうをごらんいただきたいと思っております。

「第四章 本県が総合的・計画的に取り組む施策」であります。一番上にあります県民総ぐるみによる教育の推進を初め、5つの施策の目標を立てまして、学校教育、社会教育、それから生涯学習及び文化・スポーツの振興等を図るための各施策を掲げたものであります。

「第五章 計画の推進」では、この計画の実効性の確保に向けた対応方針や、施策の進捗状況を点検・評価するための管理指標などを掲載いたしております。

ページが少々飛びますが、24ページと25ページをごらんいただきたいと思っております。

この計画の施策の全体像、施策の体系であります。今、申し上げました5つの施策の目標のもとに、23の施策とその具体化を図るための74の取組を体系的に整理したものであります。

変更点、それから主な改正点とその内容につきましては、委員会資料のほうで御説明をさせ

ていただきたいと思いますので、委員会資料にお戻りいただきまして、委員会資料の2ページをお願いしたいと思います。

4の計画の構成であります。

主な変更点について御説明いたします。

上半分が現行計画であります。下が、改定計画(案)でありまして、変更したところに下線をしております。

施策の目標Ⅱというところをごらんいただきますと、生きる力を育む教育を一層推進する観点から、「社会を生き抜く基盤を育む教育の推進」としまして、その下にあります施策5として、知事の施策提案にもあります日本一の読書県、これを目指した「生きる力を育む読書活動の推進」や、その下の施策8として地域のニーズや実態に応じた魅力ある学校づくりをより一層推進する観点から、「幼保・小・中・高等学校の一貫性のある教育や、大学等と連携した教育の推進」を新たに加えたところであります。

次に、施策の目標Ⅲにつきまして、郷土に対する誇りや愛着を持ち、新たな価値を創造する力を身につけた人財づくりを推進する観点から、「宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進」とし、グローバル人材の育成に向けて施策4を「グローバルな視野を持ち、宮崎や日本、世界で活躍する人財を育む教育の推進」としております。

次に、施策の目標Ⅳの施策2につきまして、災害発生時に主体的に行動できる実践的な学校安全の取組を一層推進する観点から、「防災教育等の推進」を新たに加えております。

次に、施策の目標Ⅴであります。記紀編さん1300年の取組や、2巡目国体等に対応した取組を視野に入れまして、「生涯を通じて学

び、文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進」といたしております。

3ページをお願いいたします。

5の改定により重点化した主な取り組みについてであります。

(1) 教育課題を踏まえた取組(取組のポイント)であります。施策の目標Ⅰでは、本県独自の「みやぎ家庭教育サポートプログラム」を活用した家庭の教育力向上。

施策の目標Ⅱでは、宮崎の子供の学力を伸ばす「ひむか3か条」による、学校と家庭の連携強化による学力向上の推進を初め、魅力ある学校づくりの推進や、教育相談体制の充実による新たないじめ、不登校等を生まない学校づくり、朝の一斉読書や公共図書館等との連携による日本一の読書県に向けた取り組み。さらに、各地域における一貫支援体制の充実による、特別な支援が必要な子供の増加に対応する特別支援教育の充実などを掲げております。

施策の目標Ⅲでは、一番下にありますけれども、国際問題を含めた社会問題に対する学習等を通して、我が国と郷土に対する理解と愛情を深めるとともに、他国を尊重する態度の育成を掲げております。

4ページをごらんください。

施策の目標Ⅴでは、学校と地域における子供のスポーツ機会の充実による、子供のスポーツ参加への二極化への対応を掲げております。

次に、(2) 社会情勢の変化を踏まえた主な取組(取組のポイント)につきまして、施策の目標Ⅲでは、主権者教育の充実による18歳選挙権への対応。グローバル人材を育成するためのスーパーグローバルハイスクールの取組等の普及。

施策の目標Ⅳでは、実践的な防災教育の推進による南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えた防災力の向上を掲げております。

施策の目標Ⅴでは、県内各地の神楽や西都原古墳群の世界遺産登録を目指した取組など、本県固有の文化資源を活用した文化振興、オリンピック・パラリンピック東京大会や2巡目国体等を視野に入れた選手の育成・強化等の推進を掲げております。

次に、(3) 施策推進のための管理指標の見直しであります。各施策の取り組みの進捗状況の点検・改善をこれまで以上にきめ細かく行っていくという視点から必要な見直しを行いました。

次に、5ページをごらんください。

6の成果目標であります。

計画の推進によって達成されるべき成果のポイントを、10の成果目標として掲げております。現行計画を基本的に継続するものでありますが、「誰もが理解できるような表現にすべき」との常任委員会での御指摘を踏まえまして、説明の記載表現を簡潔にいたしまして、関連する指標の表記を整理するなど、再度見直しを行いました。

最後に、7の改定の経緯であります。

これまで県議会の皆様を初め、市町村や県民の方々から、さまざまな御意見をいただきながら改定作業を続けてまいりました。

また、ことしの6月から7月にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、12名の方から51件の貴重な御意見をお寄せいただきました。いただいた御意見については、その趣旨を踏まえできる限りその反映に努めたところであります。説明は以上であります。

○重松委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はございませんか。

○中野委員 基本計画、計画は計画でいいと思うんですね。その他のところで学力調査結果が出てくるから、そのときにまた質問しようと思うんですけど、これを見る中でも、学力向上という部分が大分出てきとるわけです。

子供の学力全国上位。全国下位やわな、逆にね。そういうことを含めて、次は、話が変わるけれども、教育という議論をすると長くなるけど、私の経験ではやっぱり義務教育は、よくできとるなと思うんです。大体、小学校、中学校で学んで覚えた中身は、高校になればそれが深くなるだけで、そしてあとは大学とか行って職業についたら自分でその深掘りすればいいわけで、基本的には私はこの義務教育……。また新聞等にずっと出てましたよ。あの中で難問とか言われた問題が2問出てたんですよ。私、できるかなと思ってやってみたら、1つはレンズを使って電気を当てて、そしてもう1つは溶解度。砂糖やったかな、塩かな。あれを見て、回答あったんですよ。あれよく考えたら小学校ぐらいで、中学校かな。その記憶が出てきてね。実験なんかしてるとこんなによくわかる話だろうなと思ったりするわけで。要は、言いたいのとはまた後で質問するけど、これだけ基本計画で学力向上って言ってるよね。じゃあ具体的に今度はこれを含めて学力向上の方針というのは、この次のまた県でいうとアクションプランとかに出てくるのかなと思ったけど、そこ辺はどうなるんですか。私は基本的には暗記とか何とかいうけれども、やっぱり小学校、中学校はまず覚えることや。英語だって、単語だって暗記せ

んことにはわからんし、そこ辺を含めてちょっとそういう学力向上の取り組み。ここにいろいろ出てるよね。全国上位という言い方が、上位を目指すという話か、全国上位にあるという話じゃないと思ったけど、そこら辺はどんなになりますかね。いろいろ書いてあるけど、学力調査の中身については全然結果が私は出てないと思うんですね。

宮崎の子供が頭が悪いのか、先生が悪いのか、家庭が悪いのか、よくわからんのですが、こういうふうに取り組んでいる以上は、せめて平均以上ぐらいは目標を立てるとか、学校で教えるのは、基本的にはやっぱり学力だと思うんです。あとはいろんなものがあるけど、それはもう本を読んだり、家庭だったりするけれども、私は、学力というのは教育委員会の責任だと思うんですけど、ちょっとトータル的な考え方を。

○永山学校支援監 今、委員のおっしゃったとおり、義務教育の9年間における基礎学力ということは、本当に大事なことであると思っております。

これからの取り組みにおいて、これまでを含めて重点的に考えていかなければならないことは、やはり子供たちがきちんと基礎的、基本的なものをしっかりと身につけていくというところを基本においていきながら取り組みを展開していかなければいけないと思います。

一人一人の目の前の子供の実情を上げるという観点で考えております。

○中野委員 「重点的にこれから」、今までじゃあ重点的にやってなかったの、裏を返せばね。そういうことや。だから今、本当に義務教育の基本というのは、私は生涯の中で本当に基本だ

と思うんです。やっぱり宮崎県が教育県かどうか、一般に呼ばれるのは、これはもういろいろ言い方はあるけれども、結果的には学力調査しかないんですよ。判断というのはね。宮崎県の県民が宮崎の教育に満足しとる話しか、宮崎県は教育県だというようなことが言えるか。そこが教育委員会の全ての業務範囲の中の一番の部分だと私は思っているけど、教育長の意見を聞かせてください。

○飛田教育長 学力が学校教育の中で基盤を成すということは委員のおっしゃるとおりでありまして、それを強化していくことは教育行政の一番重要な使命だと思っております。

○中野委員 思うのは簡単だけど、やっぱり結果ですよ。どれくらいそこを意識しているのか。私は、いろいろ聞いてる中で、教育も判断する力とかいろいろあるけども、基本はやっぱりしっかり、目標というか、目指すところというのがですよ。あとで聞きますけど、何でそんな結果になるんですか。

一応、この計画の中になんか出てくるからですよ。

○井本委員 ここで、この大きな基本計画を論ずるというのもなかなか大変だなという感じがするんだけど。私の経験やら主観やらでしかまた物を言えず、申し訳ないんだけど、やっぱり自分が勉強したくなって勉強したということをやらずと小さいころからのことを考えると、最初にやっぱり勉強したくなるという思いにさせるというのは、非常に大切じゃないかな。

そして、「スズキ・メソッド」というのがあるでしょう。御存じだと思うんですけど、あれなんかバイオリンをやるんだけど、子供は最初は見とくだけなんです。それから、今度は弓

だけ与えられて、1年間ぐらいまたそれを見とくだけ。やっと、2年か、3年ぐらいたってやっと動き出す。そうすると最初からバイオリンを持ってる子よりも、その人たちのほうがうまくなるというんだね。これはもう不思議な……。恐らく意欲が出てくるんだろうと思うんですね。

だから、義務教育に入る前の、今回の就学前の教育の充実と書いてあるんですけど、これは案外、一番大切じゃないかと思う。基礎の基礎。

私は思うけど、ビルディングにたとえたら、小さいころの考えとか、思考とか、思い、経験というのは、建物の中の見えない基礎の部分のような、しかもまた見えないもんだから、あんまり重要視しないんだけど、本当はものすごい大切なところのような気がするんです。その辺をもうちょっと考えてもいいんじゃないのかなということが一つですね。

それからもう1つは、言われるようにやる気をまず起こすと、それから知識を習得すると、その知識を持って今度はいろんな考えを構築していくという段階になると思うんですね。

だから今言う、リテラシーとか何とか言われているのは知識を集約し、それを今度は応用、展開していくというふうになると。それが今のところ日本人にちょっと足らんんじゃないかと言われているわけです。

教育を思うとき、フィンランドなんかで成功している例を見ると、教職員を非常に育ててるんですね。だから、今、明治維新の「花燃ゆ」の松下村塾じゃないけど、こういう1人の吉田松陰みたいな人間が出てきて、ああいう爆発的なことを起こすというのは、やっぱり1人のこの教職者というか、それを育てることは非常に

大切だなと。その辺のアプローチが、日本一の教育県を目指すなら、今までとは違うような、本当にもっと金を入れて、いい先生をつくり出すとか、生み出すと。そういうことを考えてもいいんじゃないかなという気がするんですけどね。この2つですが、どうですか。

○永山学校支援監 まず、1点目の就学前の指導ということに関しては、まさしく子供たちのこれからの基礎となるものを身につけさせるということは、人との関わりとか、感性の部分も含めて就学前で大事だと思います。そういうところも含めて、これは家庭教育等も含めていきながら、小学校へうまく連携して接続できる。そんな取り組みが本当に大事なことだと考えております。

2点目として、子供たちのやる気、そして知識を含めてまずしっかりと何がわかっているのかということ、自分自身が理解できて、そのことを使ってというのが今まさに求められているということであると思います。

そういうところも踏まえていくと、最終的に先生たちの指導力の養成ということも含めていきながら、研修を通して、子供たちにどんな力をつけるのか、きちんとした指導ができるという観点での取組は本当に大事なことだと考えております。

○井本委員 大事だということはわかったから、どうしたらいいかということだよ。

今後、どれくらい具体的にやるつもりがあるのかなのか。ここには単に就学前の充実しか書いてないんだよ。3つあるけれどもね。

もうちょっとこの辺を重視してもいいんじゃないのかなと私は思うんだけど、教育長どうです。

○飛田教育長 具体的な施策のところまでここに書いておりませんが、実はとても大切だと思っています。親育ちのサポートプログラムを本県独自で開発して、親にそういう価値観を持ってもらう。就学前教育というのは、福祉保健部にかなり所管としてあるんですけど、うちも積極的にということで、そういうプログラムを開発し、トレーナーを養成して、そのトレーナーが実際いろんなプログラムでやろうというようなことをかなり力を入れてやっている。それから、福祉保健部のこども政策局にうちの職員、教員を派遣して、一緒にやれるような体制をつくったり、具体的な手立てを行っていると。

○井本委員 もう1つの教職員のほうは、具体的に何かやるつもりはあるんですか。

○飛田教育長 さっき、中野委員から御質問があったときも答えようかどうか迷ったんですが、学力のこの結果を報告させていただいたときにどっちも同じ話をすることになるかなと思ったものですから、さっきも途中でちゅうちょしてしまっただけです。もしよろしければ後で、述べさせていただけるとありがたいと思います。

さっき私は、非常にうれしい御発言だったんですが、「お金を投入して先生たちをもっと育てる」ということに対して、今お答えするのかなと思ったんですが、その思いとかを後で結果報告のときに、もしよろしければ一緒にお話しさせていただこうかと思います。

○井本委員 細かい話なんだけど、今度日本一読書県というのを知事も打ち出しているんですね。人間は自分の経験からなかなか離れられないから申し訳ないんだけど、本を読むというのは大切なことで、新しい世界が開けてくるとい

うか、例えば有名な人に会っていろいろ話を聞くのもいいんだけど、その人が書いた本を1冊読めば、大体その人の考えてることがわかると。ものすごく本というのは非常に重宝するし、簡単だし、いいものだなと私なんかは思うんだけど。私も年間300冊ぐらい、政務調査費で買わせてもらってるんだけど、以前に速読術の講習会に出て、それからそんなに早くはなってないんだけど、本の読み方が大分わかったんですね。だから、速読術の講習会というのを何回も、何回もやってみたらどうかと。そんなに金がかかるものじゃないですよ。難しいものでもないし。

図書館のほうなんかで、そういうのどうですか。そういうのをやってみるといふ計画とか。

○恵利生涯学習課長 まず、日本一読書についての取り組みについて御説明させていただきますが、やはり日本一読書は、学力向上にもつながるし、情操教育につながる。県民が一人一人読書に親しむ環境づくりをするということが一番の目的にして、現在、教育委員会の中で各課室を横断したプロジェクト会議をつくっております。

大きく環境整備、人材育成、そういう点にポイントを絞りながら、それぞれの課がアイデアを出し合いながら、次年度の事業に向けてその読書県づくりの事業に取り組もうとしているところでございます。

速読法につきましては、短時間で多くの書籍や、資料を読み込んでいくというトレーニング的な読書方法の一つであるということで調べてみたことがあるんですが、塾とか企業などが有料でされているケースが多いということで、委員の御説明にもあったんですけども受講料が若

干必要になるということも伺っておりまして、基本的に公立図書館は無料での講習が原則となっておりますけれども、まず読書については今、委員がおっしゃったように小さいときから親しむということを大事にしながら、日本一の読書県に向けてそういう1つの方法も今後講習の中に入れることについて考えていくことも方法かなと思っているところでございます。

○福田県立図書館長 今、生涯学習課長がお答えいたしましたように、日本一の読書県に向けて、当然、県立図書館も環境整備という部分では大きな役割を果たすということになりますので、いろんなことを現場の人間としても考えて、今、相談をさせていただいているところです。その中で、例えば県立図書館の魅力アップ、そういったことでいろんな企画も考えていかなくちゃいけないということで、今の速読術の講習会とか、そういうものも含めて、もろもろどんなものが魅力的なものなのか、また経費的なものもありますので、そこら辺を含めて本庁ともいろいろ検討していきたいと思っております。

○中野委員 言葉尻をつかまえてという感じになるけど。

さっき課長が、子供のやる気をいかに引き出すかという話があった。私はこの学力調査結果については、子供のやる気の前に、例えば教育委員会の皆さんがこの結果をどう上げるかということについて、どれくらい真剣に取り組んでるか、学校の先生たちがどれだけやる気があるか、逆だと思ふんですよ。

子供のやる気を引っ張り出すために、その前にまず先生のそういう教育県としての考え方を、やる気をどう引っ張り出すかと。そっちのほうが先だと思っております。またあとでやります

けど、忘れんうちに言っときます。

○緒嶋委員 今、法改正で教育委員会と知事との関係が大分変わってきたので、これには知事の意向というか、知事の意見というのはかなり反映されておるのかどうか。

○大西総務課長 この計画につきましては、総合計画が上位計画という位置づけになりますので、総合計画を踏まえてということになるわけですけれども、総合計画自体が知事の政策提案を踏まえていろいろなところを取り込んでますので、当然、この振興基本計画についても知事の意向を踏まえていると。

つまり、さっき申し上げた日本一の読書県ですとか、あるいはキャリア教育の充実ですとか、文化・スポーツの振興とか、こういったことについては、まさに知事の政策提案を受けてということでございます。

○緒嶋委員 問題は、この計画をどれだけ推進するかと、計画は計画としてもういいけど、この最後に指標の推進のための管理指標というのがあるんですが、この目標値100%と現状値が75%とかいろいろあるんですが、この100%の意味合いはどう理解すればいいですか。

○大西総務課長 この目標値につきましては、たくさん検討したところなんですけれども、現状値と例えば比較をしたときに、既に100%に近づいてるというものも実はたくさんございまして、目指すのであれば、あるべき姿として完全なところを目指すという意味で100%と置いております。ですから、その到達に向けて努力をしていくという意味で、最大限の目標値にさせていただいたということでございます。

○緒嶋委員 この中で、100ページになるけど、さっき教職員の資質の向上というのが、現

状85.1%から95%とありますが、この目標は100%にしとかんといかんのではないですかね。95%という意味合いはどう理解すればいいのか。

○西田教職員課長 今、委員のおっしゃるように理想的には100%であるべきだと思います。現状の85%の中で至らない部分をちょっと見ていきますと、例えば、自分の事業改善は行っているんだけど、子供が変容してないと、そういうものを捉えたときに自分自身は事業改善を図っていると言い切れないと、そういうような厳しい見方をする教員もおります。

そういうことも含め、現状から踏まえて95%が妥当であると、現実路線で考えたところですよ。

○緒嶋委員 目標は、やっぱり100%がいいわけですよ。それでも不可能と言えど不可能ということもいえるし、メンタル的に落ち込んでる先生もおれば、そういうのを考えれば95%もいけばいいのかなという気もします。しかし、これは100%に近づける努力はしなきゃいかんわけですね。

そうなったときには、スーパーティーチャーとか、いろいろすばらしい先生がおられるわけですが、そういう人たちの力をいかに——優秀な先生が多いわけだけど——そういうものを引き出して、全体的に先生の資質も向上し、子供の学力もいかに上げるかというのが全体的な教育の中で一番重要なところだと思うんですよ。

そういう中で結果として全国学力調査なんかで、平均以上にいくというような、そういう目標を。人間は完璧な人は私はいないと思うので、100%というのは難しいけど、やっぱりそういう姿勢を先生がみんな持たなければ、宮崎県の教育というのは、なかなか向上しないん

じゃないかなと思います。

それと、やはりこれは市町村教育委員会の取り組み方と、県の教育委員会の取り組み方の乖離というか、それで突き進んでいくと小中学校の学力にも影響するんじゃないかと。県教委は総括的な指導はできるけど、各論的な指導は、市町村教育委員会がやっぱり頑張らなきゃいかんと思うんですね。

そのあたりの連携をいかにやるかというのが推進する上で大きな課題じゃないかと思うんですけど、そのあたりはどう考えておられますか。

○大西総務課長 緒嶋委員がおっしゃったとおりでございまして、県が目標を掲げて後ろを見たら誰もついてこない、これじゃあ話になりませんので、実はこの計画をつくる際にも26市町村全てに赴きまして、いろいろ意見交換をさせていただきながら、この計画をつくり上げてきたところでございます。

それとこの計画書にも計画推進にあたって、市町村との連携というものを重視していくということをしっかり位置づけさせていただいておりますので、そのようにやっていきたいと考えております。

○緒嶋委員 それと、市町村によっては、宮崎市みたいな大きな市の教育委員会であればいいけど、市町村によっては教育委員会は何名もないような、弱小と言ったら失礼やけど、数名の人しかいないような教育委員会もあるわけですね。過疎地にそういうところが多いわけだけど、本当に教育推進体制というのが確立されておるのかなという懸念もあるわけですが、それには、懸念は持っておられませんか。小さな教育委員会が本当に市町村の全体的な学校教育をリードするような、そういう体制が整っておる

のかなという気がするわけです。そのあたりはどうですかね。

○大西総務課長 おっしゃるように宮崎市のような、中核市のような大きなところもありますし、そうじゃないところもあるわけですけども、例えば人的な面でいきますと、教育事務所3事務所ございまして、こちらの指導主事が学校訪問等を通じて、市町村教育委員会の支援を申し上げる。

あるいは、派遣指導主事といまして、市町村の教育委員会自体に、今60名余の指導主事を派遣をいたしておりますので、そういったところとの連携をしっかりと取りながら、全体的な教育の向上に努めていきたいと考えております。

○緒嶋委員 それと、学力調査なんかの調査結果が市町村によってばらつきがかなりあるんじゃないかと思うんですけど、それは、余りないんですかね。その辺はどう理解されてる。

○永山学校支援監 経年で見てみますと、その年々で違いがある状況にはあります。市町村によりまして、今、総務課長のほうからもありましたけれども、小さい規模の市町村もあつたり、あるいは大きい、宮崎のようなところもあります。大きいところによりまして、その年々で学校の状況とかでも違いますので、市町村格差というところについては、今の幅を、格差をなくすというのはやっぱり教育の使命だと思っておりますので、そういうところはきちんと対応していきたいと思っております。

○緒嶋委員 そうであれば、幅を少なくするということは、格差があるということですか。

○永山学校支援監 調査の結果から見た場合には、やはり市町村の差というよりも、学校にお

ける差というところにおいては、差は見られません。

○緒嶋委員 学校の差は、何によって差が出てくるわけですか。

○永山学校支援監 それぞれの学校の取り組みの中で、やはり子供たちの状況、それから家庭の状況などありますけれども、学校全体としての取り組みのあり方、そういうところに違いが出てくるかなと考えております。

○緒嶋委員 その差は、先生の指導力の差によって差ができるということになるんじゃないですか。学校によって差が出るって、どういうことですか。

○永山学校支援監 指導力の差ということだけではないと思っております。

いろんな状況がありまして、その学校の差というのも、その年々で違う状況もあります。家庭の状況であったり、生徒指導も含めた状況、そういうところ全て含めていきながら、その年々の状況の中で考えていかなきゃいけないかなと思っております。

○緒嶋委員 ちょっと説明がよくわからないんですが、いずれにしても私は、家庭も言われたとおり、地域の全体的な教育力、塾があるかないとか、いろいろあると思うんですけど、やっぱり基本は先生だと思うんですね。

そういう点を考えた場合は、人事異動なんかもその辺も配慮しながら、指導力というのはみんなが同じじゃないと思うんです。先生たちも、すばらしいスーパーティーチャーがおれば、初めて先生になった初任の人もおるわけですからね。やはり学校の組織というか、先生の体制というのがバランスよくないと……。私は、その差が一番大きいんじゃないかなという気がしま

す。子供の教育は百年の計でありますから、子供の教育をいかに、学校教育、義務教育、高等教育あるわけだけど、そういう点ではここでも書いてありますように、保育園、幼稚園からの幼小連携というか、そういうものを強めていく中で、全体的に学力を高めるという、それこそ県民総ぐるみの体制をいかにとるか。まだ、その総ぐるみという体制は、私はなかなか見えてこんわけですけど、そのあたりはどういう体制を今後考えておられるわけですか。総ぐるみ、県民総力戦という、教育についての総力戦という体制をどう整えるか。

○永山学校支援監 今委員さんがおっしゃいましたように、家庭との連携、地域との連携、それから学校の役割、そういうところをきちんと明確にしていかなきゃいけないと思っております。

現段階におきまして、学校、家庭、地域の連携の大切さというところで、今、指定校等も設定していきながら、その実際に総ぐるみといいますか、学校だけでなく地域、ボランティア等も含めて子供たちをどう育てていくかというところの組織を立ち上げた取り組みも展開されておりますので、そういう取り組みのよさというのを普及していくということを考えていきたいと思っております。

○緒嶋委員 私は、その核になるのが、市町村教育委員会だと思うんです。そういう意味で市町村教育委員会が充実しなければ、県民総力戦の体制というのは、いかに県の教育長がそういう指令を出しても、笛を吹けども踊らずという言葉があります。そういう市町村教育委員会の充実、それは派遣教師も60人おられるということであるけど、そのあたりを、今度、教育制度

も変わってきたし、市町村教育といえば、市町村の首長の教育に対する姿勢も大きく関連するわけですね。

そこあたりを、やはり今後いかにうまく進めていくか。ここが一番重要じゃないかと思うんですが、教育長そのあたりはどう思う。

○飛田教育長 秋田に行って、実際、私は見てきたんですが、その話あとで申し上げようかと思っていたからもう言わなかったんですけど、その中で、うちが最も学ぶことは、市町村教育委員会と県教育委員会のタッグがものすごく強固であるということです。

それで、帰ってきましたして、指導主事、事務所長をすぐ集めました。3日、4日したときに集めて、かなり思いを語ったんですね。そして、もう今、具体的に動かしています。

実は市町村教育長に対して、この前の全国学力・学習状況調査の結果の一次分析——まだ、細かいところまでできていません——一次分析を持って行かせて説明して、今度、市町村ごとに校長会をやるように指示をしました。それから振興基本計画のプランの中で言えば、先ほど総務課長から説明させましたが、概要のところでは家庭に届かないといかんということで、重点化したところに「ひむか3か条」、コミュニケーションをちゃんとやること、読書をやること、あるいは振り返りをちゃんとやること、家庭まで広げようというようなことをやっています。秋田に行った目的は、施策的にお金をどうしているかという話。もう1つは、秋田とコミュニケーションをつくって、秋田から先生を呼べたらどうかということ考えたので、直接行って、教育長と会って話をしてきたんですけど、その中でやっぱり一番うちがまねすることは、市町

村とのパイプや、ベクトルをどうやってそろえていくか。それを具体的に動き始めたところです。ちょっと話を聞いて、また後で。

○緒嶋委員 それと、この計画の実効性の確保の中ですよ。「本県の財政事情を踏まえながら」と書いてあるが、財政事情はわかっているんだから、こういうことを書く必要はないと、私は思っている。ということは、教育委員会は主体的に財源を持っていないということを言っとるようなものです。こういうのは、当然わかっているんだから、必要な予算を確保するというのでいいわけですよ。知事部局の立場で書いとるような文書だかと思って。そういうことを排除して、教育委員会は、主体的に必要な予算は確保するというような思いがないと、受け身で予算をつくっておるようなことでは、私は本当に教育の振興にならんのではないかと考えているんですが、総務課長どうですか。

○大西総務課長 ありがとうございます。大変うれしいです。教育予算全体が県の歳出予算の2割前後をいつも占めております。しかしながら、大半が、9割方がそのうちの人件費でございまして、政策経費の捻出、確保というのは教育委員会としては、長年の悲願でございまして、ぜひ応援方よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○図師委員 私は、この読書日本一の件でちょっとお伺いしたいんですが、知事の政策指標の一つでもあり、総合計画の中にも落とし込まれ、そしてこの基本計画の中にも具体的に出てきております。

ただ、知事に質問をする中で知事は必ずしもこの日本一は、数値的なものにこだわって掲げているんではありませんというようなことを答

弁されるんですが、そんなものでは何をもって日本一なのかというのが見えてこないし、100万泊県民運動のような、ぼんやりとしたスローガンのなものになっては何にもならないと私は思っています。だから、この基本計画の中でどのくらいのものが出てくるのか楽しみにしておったんですが、やはりここはある程度、事業化に結びつくようなものであって、具体的なものは出てないなという気はしておりますが、現場サイドでこの日本一を達成するという点に関して、何か目標として数値的なものを持ち合わせてもらっちゃれば教えてください。

○恵利生涯学習課長 図師委員のおっしゃったように、知事が数値としての目標を掲げるというよりも、まず子供から大人までの読書環境、そういう人づくりを目指していくというのが一番の原則であるということは、間違いなく私も取り組んでいるところでございます。

プロジェクト委員会の話も先ほどしましたが、実は今後、他部局とも連携をしながら、その日本一読書についての事業について、今、事業化を進めているところであります。

最後に、指標のところでございますが、1つだけアクションプランで80%、子供たちや小中学生の目標を80%として考えるということが上がっております。98ページでございます。IIの5、「読書が好きであると答える児童生徒の割合」、現在72.2%でございますが、80%としています。

これは、これが目標ではなく、今から小中学生がすくすくと育って、成人に向かう、そういう子供たちをまず80%目指そうと、これが直接の目的ではなく、目的の指標ではなく、これを目指しながら、将来県民が読書好きになってい

こうという一つの指標として、80%を上げているところでございます。

○図師委員 説明はよくわかりました。例えば、その県立図書館が本来の図書館の図書館としての役割をどれくらい担えるかとか、図書の流通体制がどうなるかとか、司書の数がどう、学校司書がどう、そういうところで日本一というところを達成していくためにも予算化も必要でしようし、取り組みとしても現場サイドからどんどんその要求をされていいと思います。

日本一というのを目指すのは、かなりハードルが高くて、同じ財政規模の自治体でも、もう本県よりも数段進んでいるところがありますから、もちろんそこに追いつけ、追い越せで頑張らなきゃいけないんですが、例えば、そこも目指しつつ、今言われた読書を好きになる、活字を好きになるという取り組みで、やはり一斉読書とか、またここにありますような新聞を生かした学習活動の体制づくりというのは非常に有効かと思えます。

今、特に、家庭でも新聞がないところが半分くらいになってるんですね。子供が新聞に触れる、新聞の活字に触れるという機会が減ってますから、ぜひそういう機会をつくることを学校で取り組む。また、そのモデル校とかを指定されるのであれば、例えば一斉読書の1日を新聞にしますと、その日は全部生徒に新聞を学校で配るとか、そういうところで特化して、やはり活字から情報を得るといふことの習慣化をしてほしい。

例えば、県外の有名私立の中学、高校の進学校も、やはり新聞を使った授業をしているし、高校入学、大学入学のときの問題、特に社会科系の問題は、新聞から出題される割合がどんど

んふえてるんですね。

そういうので、ネット環境もちろん大切なんですが、そういう活字、新聞の活字に触れさせるという環境づくりをより進められるといいんではないかなと思います、いかがですか。

○恵利生涯学習課長 読書日本一を目指すためのたくさんのアイデアをいただきました。ありがとうございます。

やはり先ほども学力のところでもございましたが、宮崎県は読書を目指してるんだという、そういう香りのする、地元でも地方の図書館でも、市町村立図書館でも、県立図書館を中心にしながら、そういう機運を盛り上げる事業を、今の御意見を参考にしながら、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○図師委員 繰り返しになりますが、私はこの日本一の取り組みを、先ほど言いました100万泊県民運動のような、あってもいい、なくてもいいようなスローガンにしてほしくないんですね。ですから、ぜひ現場のほうから、これは特化して他県に事例がない、もしくはその読書に触れ合う機会としては、これは日本一と言えるんですよというものを積み上げていただいて、知事に突きつけるくらいの取り組みをしていただきたいと思いますし、またそういう取り組みを大いに支援していきたいと思っておりますので、期待しております。

○中野委員 図師委員とはあれやけど、これ見ると、日本一目指すところはいいですよ。例えば、「思いやりの心を持っている子ども日本一」とか、こういうのを具体的に、じゃあ日本一をどうやって把握するか。できんじゃない。

「子どもの学力 全国上位」は数字が出ますよね。あんまりできんような目標を立てると、

中身が白けて見えるというかね。この政策で100%と書いたから日本一かと。だから読書日本一だったら、学校の整備された本が日本一と言ったほうがまだいいかなと思ったり。今、孫を5人観察しとるんやけど、本当、おもしろいわ。1人の子は読書しだしたら集中して、一方の奴は全然読みもせん。本当、これは難しいなと思っている。この間も言ったけど読書というと、小学校の授業が終わったら、先生が里見八犬伝を10分ぐらい読んでくれて、学校へ行くときはそれが楽しくて行きよった。

そういう興味持たせる方法、まあいいですよ。そりゃ目標は高いほうがいいけど、そういう具現化というか、私には何か軽く見える。いろいろあるからいいですけど、私の感想です。答弁はいいです。

○日高副委員長 国民体育大会の目標が30位以内ですよ。前年度19位だったとこれに書いてあるんですが、まだ、「競技力は安定しているとまでは言えない状況」ということが書いてあるんですが、26年度は19位だったと、まぐれで19位だったと。普通だったら19位だったら、次は17位、15位を目指すのが現実的だと思うんですよ。

まあ19位は、まぐれで19位だったから、30位以内やったらどうにか目標がクリアできる。設定が余りにも消極的ではないかなというところをまず伺います。

○古木スポーツ振興課長 この目標について、これまでは30位台としていたところを見直しまして、30位以内ということですので、*29位以上ということなんですけれども、この目標の設定につきましては、本来なら日本一を目指したいところでございますけれども、この振興基本

※62ページに発言訂正あり

計画の周期が平成32年までの目標ということになっております。

私たちのほうは、教育長が本部長で、競技力推進本部というのを立ち上げておまして、ここで2巡目国体の平成38年を1つの大きな目標として、そこで優勝を目指したときに、優勝するためには競技得点というのが2,000点ぐらい必要でございます。その2,000点を平成38年に取っていくために、今、優勝している——それぞれ開催県がほとんど優勝されてますけど——これまでの得点の経緯を見ていたときに、平成32年というのは、2巡目国体の6年前でございます。

では、ほとんど優勝している開催県が、6年前にどれくらい取ってるかという経緯を研究しましたら、おおよそ500点ぐらい取ってるというような状況でございます。500点というのを順位に換算しますと、大体20位代後半でありまして、逆算していったら、6年前で20位代後半というものを目標としたときに、妥当な目標かなということで——1つ例を出しますと、実は長崎県が昨年度優勝をされましたが、その長崎県の6年前の順位を見ますと30位でございます。

宮崎県が第1回目の昭和54年の国体のときの1年前は30位なんです。それくらい順位というのは、なかなか右肩上がりにうまくいかないという現実がありまして、そういうところを分析した結果、こういった目標ということで設定をさせていただいたところです。

○飛田教育長 これ大分、激論をしました。私が日高副委員長と同じようなことを言って、スポーツ振興課と議論をしたんですが、実は去年はよく取ったんです。601点取ったんです。500

点台で、その前を見ると45位、40位、46位、41位というのがあって、いろんな手を打ってきてここまで来た。さっき課長が言いましたが、宮崎国体の前の年が29位か30位、翌年に1位になって、その次の年も29位か30位です。だから、そう右肩上がりにいかないんです。

去年は、本当にうれしかったです。しかし、去年は、よく取ったと私は思ってます。ですから、30位取れたら今のところは、競技力の強化は順調にきてると思って、議論をしたときに負けました。

○日高副委員長 そういう数字的なはじき方もあるが、やるのは生身の人間であって、国体とは別で、ほかのいろんな大会で上位を目指して勝ち抜くと一生懸命やってるアスリートは、結構宮崎県にもおられますんで、もっと自信を持っていいと思うんですよね。上がったのは確かです。急激に宮崎県も躍進をしておるんですから。その中で、国体前の年はどこも低いから、国体で上がればいいという、例えば、その理論を10人が10人聞いて、なるほどなって思う人がおるのかなと。そういうことで県民が納得するのかなというようなところで、この辺はあるのかなと私は思っております。

だから、競技をしている人が聞いたら確実に怒りますよね。その辺が統制がとれてないなというところで、教育長にもう1回頑張ってもらいたいということですよ。その辺はもう一度考え直してほしいなと、私は正直思っております。

それと、「ジュニア期からの優秀選手の発掘・育成や競技力向上推進校、競技力強化推進校の指定と支援など」と、こういうことを書いてますね、ジュニアからの育成。これは一体どう

やってやるんですかね。どうやって発掘したりしていくと。

○古木スポーツ振興課長 このジュニアからの発掘につきましては、今年度新しく、特にタレント発掘事業というのを考えておりまして、今、その準備委員会を立ち上げて考えております。

具体的にどのようなことをやるかという、小学校4年生、6年生を対象に、タレント発掘のオーディションを行いまして、それぞれ運動能力等が高い子供たちを発掘いたしまして、その子供たちを最終的にはそれぞれの学年で、20名程度、計40名程度、今、名前を「ひなたキッズ」、「ひなたアスリート」ということで考えておりますけれども、そういった子供たちを育成プログラムにのせて、いろいろな種目を体験させたりしながら、最終的にはいろいろな競技団体へつなげて、国体選手。あるいは、行く行くはオリンピックを目指すような選手を発掘、育成していくというような取り組みを本年度考えているところで、オーディションにつきましては、今の予定では1月ぐらいを考えているところでございます。

○日高副委員長 具体的に強化って、例えば、そういった「ひなたキッズ」とかいう形で、いろいろオーディションで集めてやるのはわかるんですけど。競技というのは、チーム競技というのがありますよね。個人競技もあるし。そうしたら、選抜チームとかになってきたりすることもあり得ますよね。選抜でやっていくとかいうことも。

だから、強化というのは、ここがミソですが、この辺をどう考えているか。

○古木スポーツ振興課長 委員がおっしゃるとおり、発掘し、育成プログラムにのせて、競技

団体へつないでいくわけなんですけど、やはりこうなると基本的に、個人的な種目が中心になっていくのかなと。先進県であります福岡県あたりが、タレント発掘をやってますけど、ほとんど個人種目につなげていくということが主でありまして、特に、サッカーとかバスケットとかバレーとか、そのような球技の種目につきましては、既にそれぞれの競技団体が育成プログラムというのをつくっておきまして、アンダー制で育成しているところがございます。この中でもそのような種目に進みたいという子供たちについては、そういう競技団体につなげていってお願いをするような形で、それ以外の個人種目については、このあたりで育成しながら、またこれも最終的にはそれぞれの競技団体へつないでいくんですけれども、どうしても個人的な種目が中心になってしまうのかなということ考えております。

○日高副委員長 もう1ついいですか。

教育長が議会の答弁で、国体の種目が、2年後には、例えば何々という種目は何々市で開催をするということを決めていくんだということでありまして、今、現実的にどこの市町村が何をやらせてくれというのは、まだ今のところはないという答弁があったと思うんです。その先を私は聞いたかったんですが、例えば、前回の第1巡目の54年を1つの基本として考えていきながら、体育協会と関係団体と話しながらやっていくと。いろいろ聞くんですけど、例えば、分散化してやる、県民全体でやっていこうという話がありまして、しかし、前回の昭和54年の競技場では、もう追いつかなくなってるんです。もう十分おわかりだとは思いますが、特に、県営施設につきましては、もちろんこれは県費

のほうからやるのは当たり前の話ですが、分散になってくると、県営施設というのが余りないんですね。あるところに行きますと、市営とか、学校の体育館。でも今の国体の基準では、学校の体育館はいろんな競技で使えるようなものでもなくなってきてるんですよ。

そうなってくると、やはり市町村がやばいなどと、変に手を挙げるとお金を自分たちが出して、球場とか何かの整備をしないといかんなんというので、なかなか手を挙げ切らんという話も聞いております。これから出てくる部分とは思いますが、その辺とうまくマッチングしていかなくちゃいけないんですが、教育委員会が言って、やるというのはなかなか厳しい部分が私はあると思うんですよ。その辺も含めて、教育長どう考えてますでしょうか。

○飛田教育長 この前、答弁させていただいたんですが、まず、基本的には、国体を誘致することに当たって、各市町村にも丁寧に説明をしたいということで、まず個別にお話をして、どういう会場方針になるかということは、正式には決めてないけど、おそらく分散開催でやるだろうという方向性について、そのときお話をさせていただいた結果、今のところ2つの市が施設について要望されて、その中の1つの市は、一部競技を持ってきてくれとか、何の競技かはおっしゃってないんですが、そういうことでした。

それで、考え方としては、県有施設を使う、それから市町村施設を使う、それから仮設。例えば、私も視察に行って、仮設をいろんなところでやっておりましたが、そういう仮設でやる。それから、どうしても宮崎県で賄えないのは、隣県の施設を使う。

それはどうやって決めていくかということについては、実行委員会、準備委員会をつかっていくことになりますので、そのときには市町村代表、県も具体的に教育委員会だけじゃなくて、知事部局も一緒になって実行委員会の準備委員会をつかっていくので、その中で検討しながら決めていくと。ですから、教育委員会だけでやるということではございませんで、市町村も入った実行委員会の準備委員会の中で、そういう会合を開いて決めていくということになりますし、そのときに正式にエントリーしてくださいということになるろうと思っております。

○日高副委員長 例えば分散型となれば、具体的に市町村議会が動いて、「うちは何とかという競技をお願いします」という陳情がある可能性もこれから私は出てくると思うんですよ。そのとき、何が伴わないかということはお金なんですよ。これはお金がなければ、分散できないです。宮崎であるところがありますか。全体的にコンパクトに宮崎市だけでやってしまった方が、お金は余りかからないと思うんですよ。

でも、分散型となれば、そこら辺の財源の配分というものを、どうするのがはっきりわからない限り、今の財政状況では、市町村が手を挙げ切らんと思うんです。

その辺はどうなんですか。先にちゃんと、「施設を、ここでこうします」というのを決めてから、市町村配分をしていくのかというところが、答えづらいかもしいけないですけど、その辺はどう考えてるのですか。

○飛田教育長 どの施設をどう整備していくかということと、その財源をどうするかというのは大問題だと思っております。

実際に、県費でやれるかどうかというのを、今、知事部局ともいろいろ詰めておりますが、では、どこをどう改修するか、なかなかその結論は出てません。調査もしております。それから、よその県がこのスタジアムをどこから銭を持ってきて、つくったのかを、担当課に調べに行かせてますが、まだ明確にこうできるというのは出ておりません。

それから、私自身も毎年国体に行っていて、いろんな会場に激励に行っておりまして、すごい施設じゃないとできない競技もありますし、普通の施設でやってる競技もあります。そこあたりをどう考えていくか、財源のことと、どの競技だったら既存の施設でやれるかとか、あるいはちょっとした改修でやれるか、そこあたりを具体的に進めていくことになるかと考えています。

○日高副委員長 新国立みたいに、東京都と国が一緒になって誘致をして決まると、万歳とやったと。ところが、実際やることになってから国が東京都に金を何千億出せと言ったら、東京都は出さないと、うちはそんなこと聞いてないと。まさに今、宮崎県庁と、宮崎市が同じ状況になってくる可能性もあるなということ、ちょっと耳に挟んだものですから、その辺をうまいことコンタクトをとって、やっていくことも必要ではないかなということをお指摘して、答えはいいんで、よろしく願いいたします。

○重松委員長 答弁なしですね。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、次の事項に移りたいと思います。

報告事項に関する説明を求めます。

○恵利生涯学習課長 生涯学習課でございます。

す。

損害賠償額を定めたことについて御報告をいたします。別冊の平成27年9月定例県議会提出報告書をお願いいたします。青色のインデックス、別紙1の4ページをお開きください。

県有車両による交通事故の事案であります。2行目になりますが、平成27年5月7日に新富町中央公民館駐車場におきまして、県立図書館職員が移動図書館車を後退させていたところ、右側方から軽自動車が入り込んできたため、車両を左側に寄せつつ後退したところ、新富町所有のガードパイプに接触し、損害を与えたものであります。

損害賠償額は7万8,000円で、専決の年月日は平成27年8月6日でございます。

なお、今回の件を踏まえまして、職員に対して、これまで以上にさまざまな確認をしっかりと行うなど、安全運転に努めるように注意喚起を行ったところでございます。以上でございます。

○重松委員長 報告事項に関する執行部の説明は終了いたしました。

報告事項についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 その他の報告事項の審査を行います。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○大西総務課長 御説明申し上げます。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてであります。

委員会資料の6ページをお願いいたします。

これは、地方教育行政法の規定によりまして、点検及び評価の結果を議会に報告するものであります。

1の点検・評価の対象であります。県全体の政策評価との整合性を図る観点から、県総合計画に掲げる重点施策、「新しい「ゆたかさ」創造プログラム」のうち、教育分野の「将来世代育成プログラム」を点検・評価の対象としております。

対象年度は平成26年度であります。

2の点検・評価の方法であります。⑴ 内部評価としまして、教育委員会において、県総合計画の部門別計画であります第二次宮崎県教育振興基本計画の進捗状況を踏まえ、「将来世代育成プログラム」の評価を行い、⑵ にございますように、内部評価を参考に、宮崎県総合計画審議会における外部評価が行われたところです。

3の内部評価の結果につきましては、別冊資料のとおりであります。概要につきましてはこの資料を使いまして、以下3つの重点項目に沿って御説明をいたします。

3の⑴ 重点項目1についてであります。重点指標1、全国学力・学習状況調査につきましては、平成26年度は国語、算数・数学の基礎的な問題や応用問題8科目のうち、平均正答率が全国平均を上回った調査科目が3科目で、その割合は37.5%と、前年度より上がっております。

重点指標2、全国体力・運動能力、運動習慣調査につきましても、目標値を下回ったものの、前年度より上がっており、九州内ではトップレベルの状況にあります。

7ページのイ、取組成果をごらんいただきたいと思っております。

取組事項1-1から、次のページの取組事項1-3に基づきまして、地域ぐるみの子供の生

活習慣運動を推進するモデル地区の取り組み、子供たちの学力や体力の向上のための指導改善、教員の指導技術を高める取り組みなどを行っております。

このような取り組みをとしまして、地域全体で家庭教育を支える環境づくりの推進、教員の授業改善への意識や授業力の向上といった成果が得られております。

8ページをごらんください。

課題としましては、ウにございますように、教職員の専門性の向上などの、より一層の推進や、全ての教職員みずからが学び続ける環境づくりのために、研修内容や方法を精選していく必要があると考えております。

続きまして⑵ 重点項目2につきましては、重点指標として、表の1、2にございますように、「将来の夢・目標を持ち職業や生き方を考えている中学3年生の割合」と、「世界の出来事について関心を持っている子どもの割合」を設定しております。

いずれも前年度より上がっておりまして、各学校におけるキャリア教育や、国際理解教育等の取り組みがその成果として表れているのではないかと考えております。

イ、取組成果をごらんください。

取組事項2-1から、次のページの取組事項2-3に基づきまして、ふるさと学習やキャリア教育の充実、国際化に対応する人材育成等の取り組みを行っております。

このような取り組みをとしまして、学校・家庭・地域の教育活動の促進による地域の課題解決等に取り組む学習の充実、教員のキャリア教育に対する意識の高揚や推進体制の整備、国際理解教育の充実といった成果が得られており

ます。

課題としましては、9ページのウにございますように、キャリア教育のさらなる充実のために、社会や産業界を初めとする横の連携強化や、学校教育におけるさまざまな場面での国際理解教育の充実を図るための方策の工夫・改善が必要であると考えております。

続きまして、(3)重点項目3につきましては、重点指標として、表の1から3にございますように、「日頃から文化に親しむ県民の割合」、「成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率」、「国民体育大会総合成績」を設定しております。

重点指標1につきましては、前年度より上がっており、目標値に近いレベルにあります。

重点指標2につきましては、前年度の実績を若干下回っておりますが、「1130県民運動」の広報啓発や、「1130体操」の普及等によりまして、目標値に近いレベルにあります。

重点目標3につきましては、関係団体と連携した継続的な取り組みや強化活動の実施によりまして、目標値を大きく上回る総合成績19位を達成いたしております。

10ページのイ、取組成果をごらんください。

取組事項3-1から3-3に基づきまして、アシスト企業等が情報交換を行うイベントやコーディネーター等の研修会の開催、競技力向上を図る支援や合同練習会の実施、特別展の開催や文化財情報の発信等の取り組みを行っております。

このような取り組みをとしまして、県民の学びの成果をそれぞれの地域で生かす機運の醸成、少年競技力の向上や県民への多様な学習機会の提供などの成果が得られております。

課題としましては、11ページのウにございますように、地域づくりの中核となる青年層の人材育成の強化、働き盛り・子育て世代に向けたスポーツの普及等に取り組む必要があると考えております。

次に、4、外部評価の結果についてであります。

(1)重点項目ごとの概要といたしまして、重点項目1につきましては、「社会全体で子供を育む機運の高まりや、授業公開等を通じた教員の授業改善への意欲の高まりに一定の成果が見られる」。

重点項目2では、「働くことに対する意識の高揚や、理解の深化が図られており、キャリア教育の充実や推進に一定の成果が見られる」。

また、重点項目3では、「国民体育大会で宮崎国体以来最高となる19位となり、競技力向上のための合同練習会などのこれまでの取り組みの成果が見られる」といったような評価をいただいております。

このような結果を踏まえまして(2)評価結果につきましては、次のページになりますが、プログラム全体としては外部評価Bということで「一定の成果が出ており、課題への対応を行っている」との評価をいただいたところでございます。説明は以上であります。

○永山学校支援監 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について説明をいたします。

資料の14ページをお開きください。

1の調査の実施状況にありますように、4月21日に小学校6年生、中学校3年生の児童生徒を対象に実施されました。

今回は、例年行われております国語と算数・数学のほかに理科も実施されました。

その概要を、2の平均正答数、3の平均正答率の状況を表にまとめております。

3の平均正答率の表をごらんください。

まず、①の小学校6年についてであります。

表の一番下の欄に、全国との差を示しております。

国語Aは全国平均を2.1ポイント上回っております。横にずっと見ていただきますと、その他の区分については、全国を下回っている。一番右の欄の全教科区分合計でいいますと、0.6ポイント下回っているという状況です。

同様に、②の中学校3年を見てもみますと、全教科区分で、全国平均を下回っており、全教科区分合計におきましては一番右のところに示しておりますように、1.4ポイント下回っております。

この0.6ポイント、それから1.4ポイントというのは、100点満点のテストでいったときに0.6点、それから1.4点の差ということになるという状況にありまして、宮崎県の児童生徒の学力については、全国の平均的な水準にはあると考えてますけれども、一方で、全国の平均を下回った教科区分が多いということで、これまでの取り組みを検証し、学力の向上を図る取り組みをさらに推進していく必要があると考えているところであります。

15ページをごらんください。

この表には主に、生活習慣に関する主な項目の全国との比較を示しております。

質問事項の1番目の、「毎日同じくらいの時刻に起きていますか」や、上から5番目の、「普段、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか」といった生活習慣や学習習慣に関する質問につきましては、小中学校とも、本県の児童

生徒の回答状況は、全国平均よりも高くなっており、望ましい生活習慣が身につけている状況があります。

また、上から3番目の、「将来の夢や目標を持っていますか」という将来に関する意識においても、全国平均よりも高くなっている状況にあります。

16ページをごらんください。

結果を踏まえた、確かな学力の育成を図るための今後の対応についてであります。

1番目として、「本県学力の取組の状況等」、そして2番目として、「これまでの取組における課題と今後の取組」ということを、学校の指導力の強化、教員の指導力の強化、学校と家庭・地域の連携強化の3つの観点から説明させていただきます。

まず、1の「本県の学力向上の取組状況等」についてであります。

(1) 学校の指導力につきましての取り組みとしまして、県独自の学力調査を実施し、その結果をもとに、イにありますように、全小中学校が指導の改善計画書を作成し、実践につなぐ取り組みをしております。

また、ウにありますように、「Web学びのシステム」におきまして、ネットで配信した評価問題を各学校で活用し、児童生徒のつまずきや指導の成果を確認するなどの授業改善を推進しております。

(2) 教員の指導力の強化につきましての取り組みとしまして、アの各教科の授業改善のポイントを示した授業モデルの作成と研修資料としての活用。

イの教科指導研究推進校の指定として、教科の授業のあり方を研究しまして、その成果を公

開、普及するという取り組み。

また、ウにありますように、スーパーティーチャー等による優れた教育実践や、高い指導技術等を普及するため、授業公開等を行っております。

(3)の学校と家庭・地域の連携強化についての取り組みとしましては、アにありますように、学校と家庭が一体となった学力向上を推進するため、宮崎の子供の学力を伸ばす、「ひむか3か条」の啓発に努めております。

この3か条は、全国学力・学習状況調査の結果をもとに、子供の学力と生活との関連において、特に関係の深い、人とつながるコミュニケーション、夢中になる読書、確実な振り返りの頭の文字を3つ活用しまして、3か条としまして、3つの項目を挙げて取り組んでおります。

また、イにありますように、地域ぐるみの子育て・親育ち応援事業として、子供の生活習慣づくりの運動や、地域全体で家庭教育を支える、親学び講座等を推進しております。

次に、「これまでの取組における課題と今後の取組」についてであります。

(1)の学校の指導力の強化につきましては、学力調査の結果をもとに、全小中学校は指導改善計画を作成し、実践する取り組みは定着してきております。しかし、職員全員の意識を高め、組織的に指導を改善するということにまで至っていない学校もあるという課題認識をもって、今後、下に示しておりますけれども、学校の組織的な取り組みを強化するため、学力調査の実施方法や、調査結果の分析と、その活用方法について改善していきたいと考えております。

また、課題のみられる学校に対して、市町村

教育委員会と連携し、支援を強化していきたいと考えております。

さらに、全国学力調査において、学力向上に成果を上げている校長等を講師に招き、具体的な取り組みについて話を聞く、管理職を対象とした研修会を実施する予定としております。

(2)の教員の指導力の強化につきましては、授業モデルを活用した研究会やスーパーティーチャー等の授業公開は、参加した教員の評価は高いという状況にあります。しかし、授業改善への意識や取り組みが、各学校の各教員に十分浸透するまでには至っていないという課題認識をもって、一人一人の子供の実態に応じて「分かる！できる！」まで教えるという教員の意識改革を図る取り組みの強化、そして、市町村教育委員会と連携した校内研修充実のための支援の強化、スーパーティーチャー等を活用した授業力向上の取り組みを強化し、各学校の教員の同僚性を生かしながら、教員一人一人の状況を踏まえた校内における学びの体制づくりにつないで行きたいと考えております。

(3)の学校と家庭・地域の連携強化につきましては、現在、実践地域として指定しております3地域及び地域全体で家庭教育を支える人材の育成の取り組みにより、学校と家庭・地域の連携が進んできております。しかし、この取り組みが県下全域に広がるというところまでは至っていないという課題認識をもって、実践地域の取り組みのよさを普及、推進する手立てを工夫し、他地域での実践につながる取り組みの強化をしていきます。

また、PTA団体等々と連携し、「ひむか3か条」の各家庭への浸透を図る取り組みの強化を図っていきたいと考えております。以上で説

明を終わります。

○川越学校政策課長 資料の17ページをごらんください。

7月28日から8月1日までの期間に開催されました、第39回全国高等学校総合文化祭 滋賀大会の本県高校生の結果について御報告いたします。

(3) 大会概要にありますように、本県からは26校、385名の生徒諸君が、出場権のある全ての部門に参加いたしました。

大会テーマ、「翔びたとう 創造の翼で きらめく 湖から」のもと、本県の高校生も、日ごろから学業との両立を図りながら文化芸術活動に励む全国の高校生とともに、交流を深めながらすばらしい成果をおさめてくれました。

そのうち、入賞を果たしたものは、②入賞者のおおりでございます。

書道を初め、多くの生徒が入賞しております。これは平成23年に本県で全国大会が開催されましたが、その際の入賞者に次ぐ数となっております。

特に、放送部門では、3つの部門の同時受賞は県勢初でございます。

また、都城泉ヶ丘高等学校の将棋部が全国3位となっております。

その他の結果につきましては、(4) 結果にあるとおりにとなっておりますので、ごらんください。

続きまして、18ページにありますのは、高校総合文化祭以外の全国大会の結果であります。

1つだけ特筆すべきものとして、(2)の「第10回若年者ものづくり競技大会」で、大学生も出場者に含まれる中、メカトロニクス部門において、宮崎工業高校チームの2人が、見事、全国

3位の銅賞を受賞しております。

この成績につきましても、県勢初でございます。報告は以上でございます。

○古木スポーツ振興課長 資料の19ページをお開きください。

まず初めに、近畿ブロックで開催されました全国高等学校総合体育大会の結果について御報告いたします。

団体の部では、日章学園高等学校ボクシング部の優勝を初め、全体で5競技5種目が入賞を果たしました。個人の部につきましては、宮崎大宮高等学校の谷口夢結さんが、カヌー競技女子スプリント・カヤックシングルで優勝いたしました。

また、ボクシングでは、日章学園高校の中垣龍汰朗君がライトフライ級で優勝、井上彪君がフライ級で優勝、齋藤麗王君がライト級で優勝と、日章学園高等学校ボクシング部の3選手が全国制覇し、さらに井上颯君がバンタム級で2位に入っております。

また、空手道個人形において、宮崎第一高等学校の宜保ありささんが、さらに都城工業高等学校少林寺拳法部の久保田将聖君と、鳴海洗槻君が組演武で2位に入るなど、全体では9競技延べ、19種目で入賞を果たしております。

下の参考資料にありますように、平成27年度は全体の入賞数は24と昨年度を下回る結果となっておりますが、優勝数は5と、昨年の1を大きく上回る結果となっておりますので、9月26日から和歌山で開催されます国民体育大会での活躍が期待されるところであります。

続きまして、北海道・東北ブロックで開催されました、全国中学校体育大会の結果についてでございます。

資料の20ページをお願いいたします。

団体の結果は、春に軟式野球連盟主催の全国大会を制しました門川中学校が全国中学校体育大会においても、本県初となる優勝を飾り、見事、春夏連覇という快挙を成し遂げました。

また、日章学園中学校サッカー部が準優勝するなど、全体で6競技6種目が入賞を果たしました。個人では、陸上競技の女子400メートルリレーで、大淀中学校が3位に入っております。

また、女子柔道44キログラム級において、檜中学校の福田実子さんが5位に入賞するなど、2競技3種目で入賞を果たしております。

また、参考として資料に掲載しておりますが、全国中学生空手道選手権大会において、富田中学校の浜砂昭仁君が、男子個人組手で5位に入っております。

以上のように、本年度も大変暑い中で、本県の中高生が本当によく健闘してくれました。各学校の指導者の熱心な指導と、生徒たちの頑張りをたたえたいと思います。

今後も本県の競技力向上対策を充実させて、さらなる少年競技力向上と学校の支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○重松委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明は終了しました。

その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○井本委員 「これまでの取組における課題と今後の取組」という中の教員の指導力の強化。その取り組みとしては、「分かる！できる！」まで教えるという教員の意識改革」。この辺が本当に大切だと思うんだけど、どのように意識を改革させるのか、この辺は私は難しいだろう

と思うんですね。

その辺はどのようなやり方でやろうとしてるんですかね。

○永山学校支援監 今、議員さんの御指摘のとおりでありますけれども、やはり子供自身に本当に力をつけるというところを考えたときに、「分かる！できる！」というところを、子供自身が本当に力をつけたのかというところの未届けができないと力はついていかないと思っております。

そういう意味で現段階でやったものとしては、指導主事等の指導助言において、とにかく県下統一して同じ言葉で、「分かる！できる！」ということは、子供にきちんと力がついてるかどうかを確かめていくことなんだというところをとにかく合言葉にして、まず伝えていこうと。そして、学校、それから市町村教育委員会との連携を含めていきながら、同じ視点の中でこの取り組みを展開して具体的に学校に関わっていくという1つの視点として、ここに掲げているところであります。

○井本委員 わかったようなわからんような、あれなんだけれども。

要するに、意識を持つためにどういうふうにするかと。そもそも教育委員会の人たちが、意識を持つような仕組みをつくるということですか。

○永山学校支援監 まず、わかるまで教えるということも含めて、研修の中ではそういう意識を高める研修会を実施して、その取り組みの評価はいただいているんですが、ただ、なかなか各学校と、一人一人の職員にまでそれがつながっているかというところが一番の課題であると考えております。

ですから、意識を変えるためには、例えば今、県が作成しております、授業改善のポイントを示したモデルというものを具体的に現場に行って、先生方の授業を見ながら取り組みの状況を確認して、そして具体的にその取り組みの課題があるところを継続して指導できるというのを市町村教育委員会、そして各学校と一体となって取り組んでいこうと考えているところです。

○井本委員 何か、同じことを言っとるような気がするな。

だから、教員の意識を改革するという——みんなでやるというのは、わかりましたけれども——教員の意識をかえるためには、その教員が、子供が「分かる」ということをうれしいとか、そういう思いが生じなきゃだめだろうと思うね。その辺のことを、わからせるというのは、なかなか大変かもしれんけれども、そういうアプローチというのはないわけですか。

○永山学校支援監 この全国調査等の結果、現段階の状況を踏まえた中で、例えば教師が指導したという意識を持っているんですが、子供にとってはきちんとした指導を受けたと感じとっている意識のずれが生じているという状況がありますので、そういう具体的な資料というのを提示していきながら、本当に指導したということは、子供が結果が伴わなきゃいけないところを、具体的な資料を通して意識を変えていくという取り組みを展開していきたいと思っております。

○中野委員 私もこれ、赤線引いとしたんですが、「分かる！できる！」まで教えるという教育の意識改革」。孫を観察しとったら、この子は頭がいいとか、悪いとか大体わかるわけよ。だから、頭がいい人は暗記力がいいのかなと

思ったり。

今、習熟度をそろえるとか、よく聞くわけ。同じ教え方してても、そりゃ現実的には当然差がでるわけ。

どんなにうまい先生が来ても差ができる。それで、できるまでどこまでも教える。結局、わからん人と言えば語弊があるけど、一番わからん人たちを中心にやってたら、普通に理解する人たちの授業がおくれるんじゃないかなと思うわけです。

孫の話をおの間聞いとったら、「誰々ちゃんは、日曜日か土曜日か放課後か、ある程度点数が悪かった人は、別途授業がある」と。ただ、ここで今のお話を聞いとると具体性がない。だから、どこまで習熟度を一緒にするかというのは必ずないと、絶対、人間というのは、得手、不得手があって、差があるのは当たり前なんです。立派なことだけ言ってもだめ。もうちょっと現実的に。

あとから言うけど、先生の教え方も絶対違うと思う。そこをどうするかということ。だから、そういう具体的なことを、今こんなきれいごとみたいなことばかり書いてあるけど、本当にうんざりする。もうちょっと現実的に話してください。

どうなんですか。では、どのレベルにあわせて教えるのか。必ず平均点数というのは、平均より上と下があって、平均が出るわけやから。平均以下の点数でも10点マイナスとか、中には0点取る人もおるわけ。

○永山学校支援監 今、これからやろうとしていることは、例えば子供たちの状況を大きく4つの段階に分けて、A、B、C、Dとしたときに、Aが力のある子供、B、C、Dというよう

な形で、特にCの段階、そういう子供が本当に力をつけてる授業になっているのかというところを、授業1時間の中で、本当にその子供に力がついたかどうかというところをきちんと確かめ、評価するという時間をきちんと設定するということを、具体的には全学校で取り組めるような形でやっていきたいと考えています。

もちろん、習熟状況が異なる子供たちにとっては、学校の体制であるとか、あるいは地域と連携した取り組みということも含めていながら、子供たちを支援するという体制。

それと、もう1点は、やはり家庭との連携という事がなくしては、なかなか厳しい状況もあります。授業する状況において、学級の中で1人でも席を立ったり、そういう習慣が身につけてない状況があったりするので、そういうところも含めて、連携も含めた中でやっていくという2つの視点で取り組んでいきたいと思っています。

○中野委員 子供の学力を地域で上げるというのは、実態では、全くそれはゼロだと思うね。隣の子供は学力が何点か、そんなことを話す機会もないよ。今、孫を見てると、宿題して、親が丸つけて、そういう中で判断するしかないわけです。

だから、この「分かる！できる！」、一定のレベルの下ということでしょ。そういうことは隣近所とか、地域とかで上げるという話じゃないと思う。じゃあ、具体的にあるとすればどういう取り組みを。今言ったように、言葉ではあるけれども、じゃあ現実的に何があるのと。今の教育委員会には、いろいろ考えると非現実の話が多いの。

○永山学校支援監 例えば、今取り組んでいる

指定校の状況を申しますと、小・中学校の連携した取り組みによって、学校が非常に成果を上げているという状況が見られます。

1つには、やはり徹底した学習習慣、それから学習態度を育成するという取り組み。そのところをきちんとやっていくということと、取り組みのよさとして成果が上がっている学校については、子供たちに確実に振り返りをさせているという取り組みが、授業の工夫がなされているという状況にあります。

そういうところを含めていながら、具体的ではないかもしれませんが、やり続けていくこと。そして、意識を変えることはなかなか難しいかもしれませんが、子供の実態を踏まえていながら、その子供に力がついたのかというところに焦点を当てていきたいと考えております。

○中野委員 話の幅が広くて、ここで結論の出る話じゃないけど、私が言いたいのは、もうちょっと現実味のある説明をしてほしいということ。私は地元の活動を見てるけど、ここで議論した話なんか全然肌じゃ感じないよ。もうちょっと現実味のある指導というか、方針を立てないと、言葉だけが走っとるわけ。

○井本委員 前、私もカーンアカデミーの話をしたけど、この確実な振り返りというのは、要するに自分がどのくらい学習したかとか、習得したかということを確認する作業だという意味ですか。

○永山学校支援監 1時間、1時間の授業にはその時間に目標を達成する目当てというのがあります。そして、その目当てに基づいて授業がなされていくわけですけども、その目当てに基づいて行われた授業というのが、その1時間

の後半の部分で、自分のした指導がきちんと子供に届いているかという振り返りをまずしていくということが1点。

そして、子供の基本的な知識とかいうのは、忘れられてしまう状況もありますので、そういうことをきちんと手立てをとって確実に習得できるという、そういうつながりのある取り組みをしていくということでもあります。

○井本委員 わかりました。

カーンアカデミーのすばらしさは個別教育なんです、一人一人の能力に応じて、習熟度に応じて行うということで、これがすばらしいと言われている。

恐らく一番すばらしい教育は個別教育なんです。一人一人に先生がついてというのがやれたら一番いい教育なんだが、それがなかなかできんから、みんなを集めてこうやってやっとな。けど昔の寺子屋教育なんかをテレビで見ると、みんなで一緒に習うというのは、そんなの全然やってないですね。

昔の寺子屋教育を見ると、みんなばらばらです。みんなばらばらにやって、先生は一人一人に、それこそやってるんだね。

これが昔の教育はすごかったんじゃないのかなと私は思うんだけど、一人一人の能力、やり方に応じてやってるのを見て、これはいつ座学というか、ああいうことになったんだろうかと。この前もカーンアカデミーをちょっと勉強してみると、オーストリアの軍隊を養成するときに、これが座学のそもそもの出発点だったらしくて、ああいう一緒になってやるのがね。

だから本来的な教育は一人一人の能力に応じてやると、これが一番いい。それがなかなかできない話だけでも、しかし振り返りを通じて、

一人一人の進具合というか、進み具合がわかるなら、もちろん今言われるように人間は能力に差があるし、また教員の差も。彼のようにスポーツに秀でた人間もおれば、それぞればらばらでしょうけれども、本当はそういう個別にアプローチしていくというのが一番いいんだろうと思います。それを確実な振り返りを通じて、恐らくそれはそういう意味なんだろう。私は確実な振り返りって何だろうと思ってた。そういう意味だろうなと思ってるんですが、そう解釈していいのかな、どうですかね。

○永山学校支援監 委員さんおっしゃるように、具体的に県の取り組みの中で、評価問題というのを作成しております。その評価問題をきちんと単元ごとに評価しましょうという取り組みをしまして、そしてその取り組みが十分でない、まだ十分じゃないなという子供たちに対しては補充問題、それは家庭学習でも活用できるようになっています。成果が上がった学校というのは、評価をした後にきちんと子供の状況を踏まえていきながら、また家でも振り返りができてきちんと習得できるような取り組みのつながりができているということはやっぱり成果を上げております。

ところが評価問題はやったんだけど、結局成果が上がらなかった要因として、一時したら忘れてしまった、そこのところで手を打つという取り組みが十分でなかったという状況も見受けられましたので、1日という中で身につけるものと、そして期間をおいてそれをきちんと本当に定着したかどうかというところが各学校がリンクするような形で取り組みは進めたいと思っております。

○井本委員 じゃあ、そういうシステムができ

つつあるということですね。

○**永山学校支援監** Web学習単元評価システムにはそういう問題が昨年度で大体出そろいました。基盤整備はできました。そこに基づいて取り組む学校もふえてきました。ただ、まだ全ての学校で定着をしてないというところがありますので、さらにそういうところについて啓発と具体的な指導はしていきたいと、取り組みのよさをまた紹介していきたいと考えております。

○**重松委員長** ここで皆様方にお諮りしたいと思えます。

まだ、質疑があるかと思えますので、残りはまだ午後に再開したいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**重松委員長** それでは、午後1時から再開したいと思えますので、ここで一度休憩を取ります。暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分再開

○**重松委員長** 委員会を再開いたします。

○**古木スポーツ振興課長** 済みません。訂正を1点よろしく願ひいたします。

午前中の教育振興基本計画のところ、成果目標につきまして、国民体育大会総合成績30位以内というところの話の中で、私の発言の中で、30位以内ということは29位以上というような表現をしたところだったんですけれども、以内ということですので、正確には30も入りまして、30位以上ということで訂正をして、おわびを申し上げたいと思えますので、よろしく願ひいたします。済みませんでした。

○**重松委員長** それでは委員の皆さんから質疑はございませんか。

○**中野委員** 全国学力調査、私はいつもいろいろ言ってるけど、本当、私は義務教育は大事だなとつくづく思ってるわけ。自分の経験からいっても先生によって科目が好きになったり。

だから、学校の先生も約1万人いれば、いろんな人がおると思う。幾ら一生懸命面接して採用しても、やっぱりいろんな差があるという中で、今度出た学力調査、これ全国順位がわかるでしょう。

まず、教育長。例年あるわけだけど、この学力調査の今回の結果を踏まえて、教育長としてどんな考え方、教育方針を持ってるかということをもまず聞きたい。

○**飛田教育長** 学力調査の結果について、きわめて重大だと受けとめてます。はっきり申し上げますと、何とかしたいという気持ちでいっぱいです。実はこの前、夏休みに市町村教育長さんたちの研修会があったので、「ぜひ日本一にしましょう」と、そのときの理由では、こんなことを言いました。実は、宮崎県の子供たちが二十歳前後で悩み、苦しんでる現実というのは、離職が半分近くになると。その1つには、私、事業所を回りましたときに、日報を書くのもちゅうちょするような子がおると、そうするとそういう子供たちをつくらず——そりゃ会社側にも離職なんかは原因はあるんで——いろんなことを考えたとき、「学力が生きる力の基盤であります」というお話をしました。そういう意味においては、できる限りのことをやってあげたいと思ってます。

ただ、絶対誤解をせんでほしいのは、この平均点を見たときに100点満点の0。幾ら、1。幾ら

ということで全国と比べてものすごく悪いという状況じゃないというのは県民の方々にぜひ御理解いただき、ほとんど全国水準であるということをお聞きいただきたいと。その中であつても私はやっぱり学力がハンデにならんようにしたいという思いで、これを何とかしたいという気持ちであります。

また、お話しする時間をいただければお話を話したいと思っております。

○中野委員 だから、我々県民として、教育県かどうかと判断する場合、いろいろこういう生活習慣、これはいいところもある。これも大事だと思うんだけど、一般的に教育県ですよという、県民が誇れるかどうかということになると、この結果が平均よりか悪い、平均よりかこれぐらいですよ。じゃあトップレベルの秋田、福井、そこら辺とどう違うかというのの分析はどうですか。

○飛田教育長 私は、どうしてもそういうところを変えたいと思って、担当職員を視察に大分やりました。しかし、やっぱり自分の目でも見てきたいと思って、実はことしになって秋田に行ってきました。狙いは3つです。

1つは、授業力がどうか。秋田の学校、中学校、高等学校、小学校、全部見せてもらいました。高校と、中学校は全員の授業を見てきました。それからもう1つが、行政がどういうことをできてるかということと、もう1つは秋田とパイプをつくって、うちに講師で来ていただいたり、そういうことができるようなことをしたい。

3つ違うということをお聞きしました。端的に言って一番違うというのは、県教委と市町村の連携がものすごくいいということが1点目で

す。

2点目は教育的な風土というのが、素晴らしいと思われました。具体的な例は後で申し上げます。

それから3つ目は、さっき井本委員からお金をという話を言われましたが、お金をかけてるということです。極めて、お金もかけてるということ。この3つを感じました。

まず、1番目の市町村との連携がいいということは、うちも一生懸命やってるんですが、市町村とのベクトルのそろえを、市町村の指導主事、県教委の指導主事が一緒になって課題は何かということ、来年こういうことをやっということをかなり綿密に打ち合わせをしています。

簡単に言えば、県との関係は、市町村教育委員会というのは役場と同じ感覚ですから、そこが一緒になってやらないといかん。うちも一生懸命、一緒になってるんですが、そこがさらにうまくやっということは1つの大きな力だと思われました。

それから2番目の教育風土が素晴らしいということについては、去年の文部科学省がやった学力フォーラムで基調講演をした阪大の志水という先生だったんですが、その志水先生が書かれたメモを見たら、いわゆるつながりの格差が学力格差だと。つながりの格差というのは、コミュニティの格差というか、家庭の中。その中で具体的な指標として言うならば、例えばお金とかいうことよりも、例えば持ち家率がどうかとか、離婚率がどうかということをおっしゃってました。実際に私は調べましたが、そういう点ではきわめて秋田は素晴らしいです。

一緒に同行した職員と、「マンションがない

なあ」と言ったら、マンションが売れないんだと。

実は、100人の人口に対して3世代同居が30人以上と、宮崎県は11人ぐらいであります。それから離婚率について平成25年度のデータで宮崎は、余り言わんほうがいいでしょうが、下から何番目ってような状況なんです。秋田は、離婚率最下位、46位という。やっぱりそういう部分で。もう1つ思ったのが、「私立中学がどれくらいあるんですか」と聞いたら——私立中学校がたくさんあれば、仮に私立中学のほうが成績がいいとすれば、成績が下がるはずだと——私立中学校が何校かあったけど、募集停止しましたと。私立には行かないと。

宮崎の場合、六百何十人というのが私立中学校に行っています。その子たちが仮に成績がいいとしたら、それは、データに入りませんから、そういう差もある。

やはり教育的な風土という点では、非常に学校を見て回っても思ったんですが、落ち着いています。授業中にうろうろするような子供がいなとかいうようなことがある。

それから3番目の学力のお金の話ですが、実は秋田は、文科省の定数を100とすると、103.何ぼという定数、3.何%は秋田県の持ち出しでやってます。宮崎はほとんど100%です。ことしで言えば7億6,000万だったですか、それぐらいを人をふやすために県の独自の予算で組んでいると。それによって小学校1年生から小学校5年生までが30人学級、中学校は全て30人学級、宮崎県は1年生と2年生しかやれない。

私もやりたいと思うんですが、特別支援学校の教室が足りないとか、安全上危ないというところを優先せざるを得ません。だから、私たち

がやれることは必至でやりたい。やっぱりその教師の授業力を上げるとか、家庭教育も一緒になってやるとか、そういう意味でこの前秋田から帰ってきて、全国学力の結果も出たので、うちの関係職員を全部集めろと言って、その集めろといったときに学校政策課だけじゃなくて、事務局も来いと、それからスポーツ振興課も生涯学習課も、教職員課も来い、危機感を一緒に持とうというような話をしたんですが、私たちがやれることは最大限やりたい。委員がおっしゃったとおり、やっぱり全国平均を超えれば誇りという気持ちは全然違うと思います。学力だけじゃないと思うんですけど。そういう意味で、非常に重く受けとめております。

○中野委員 風土という言葉が出たけど、秋田県がトップに出たのは、私の記憶ではここ二、三年しかないわけです。昔からよかったのかな。

その前は栃木県とか、栃木県の教育ホームページやら見たけど。

だから、そういうもろもろ。今言われた離婚率、宮崎はたしか全国で2番目くらい。

それと、私は所得の格差、これが違うということで、これは都会にやっぱり負けるなと思ってた。しかし、秋田県の所得なんて、宮崎とそんな変わるもんじゃないですよ。そこら辺を見たときに何かなと思って。やっぱり学校の教育のやり方、教え方、それがいろいろあるかなと。だから今、金額が違うという話が出たけど、じゃあ具体的に何が違うかと出したらいいじゃないですか。そういう分析の結果を出してもらえば、そこ辺のまたやり方があるわけで、口頭じゃなくて、今そういうのを整理できてます。

宮崎県と秋田県と比べた場合に義務的経費じゃないけど、職員の給料とかそういうのは別

にして、いわゆる学力向上というか、そこ辺がどう違うか。違うってことは中身が違うということですね。

具体的には何が違うかというのを、私はそこまでやっておられるんなら出してもらいたいわけ。納得するようなものを。

○飛田教育長 教育委員会が一義的にやれることは、委員がおっしゃるとおり先生の授業力を上げるとか、あるいは、先生によって指導力があつたところをチームでやるのが、まず一番だと私は思っています。

それを、やれる環境をつくるためにさっきの少人数指導とかいうのは意味があると思ってるんですが、私は財政的なことは余り素人でわからないのですが、秋田に行って「当初予算はどれくらいありますか」ということを聞きました。そうするとここ四、五年調べてもらったらやっぱり6,000億位ですね。秋田県というのは、宮崎県より少し人口が少ない、101万くらいでしょうか、うちが116万くらいで、当初予算の予算というのはここ数年5,600億とか、5,700億ぐらいで、その数百億の差というのがこういうところに使えるのかなという気はしたとこでした。

○中野委員 数百億というと大きいですよ。だから実際、政策としてやってる範囲、学力向上とか含めて、何が違うかというのを出して見て、じゃあ金がなくてもこの分はできるよねという部分もあるわけですよ。納得するような、そういう分析を出してもらいたいわけですよ。

今回は別として、そこまで研究しておるんだったら、今後、今からできますよね。

○飛田教育長 絶対正しいかどうかという、今、客観的な数字の部分と、授業を見た感想などというのは出せる分についてはぜひ前向きに検討

して、素材として御提供できたらと思います。

○中野委員 だから、それは簡単。予算書の中身を見れば、どこ辺が違うか。課ごとにも違うし、スポーツに金を入れてるとか、そこ辺の分析をやらなきゃね、行っても何もならないですよ。ここで言うだけじゃ。それぜひやってください。

それと、この科目。ほとんど平均レベル、これはわかるんですよ。ただ、いつも言うように、私は県民から見た場合はね、やっぱり宮崎県は教育県よねというときの判断材料としては、理屈としてはこれで全国何位かということしかないわけですよ。

支援監、全国平均点数よりちょっと下がってるけどこれ何位やったんですか。できたらこれ科目別に。わかるでしょ。

○永山学校支援監 申し訳ありません。この調査の順位ということではないんですが、順位を申し述べるという状況にないんですけれども。

あくまで、これは学習状況ということでありますので。

○中野委員 何で、それだったら全国1位、2位とかが出るわけ。

○永山学校支援監 うちとしては、1位、2位とかいう状況で把握してるものじゃなくて、平均と比べどうかというところと言ってます。新聞報道等も含めながら出た状況によりますと、本県においては、小学校は平均正答率的なものでいけば31位ぐらいです。

中学校のほうが37位という、平均の状況でいったらそういう状況にはなっています。

○中野委員 順番を公表するか、しなくても。じゃあ宮崎県の中学校、高校全てがこの平均点数より以下ということはないわけよな。上もあるわけ。そこ辺の分析はどうですか。

○**永山学校支援監** もう1回お願いします。済みません。

○**中野委員** 平均点数ということは、県内でもこの平均点数より上もあるわけ、下もあるから平均。そこ辺の平均点数より上だった学校もあるわけや。そこ辺の分析はどうなんですか。

○**永山学校支援監** そこ辺の分析は、今、しているところでありまして、ただ、考えておかないといけないのは、取り組みの状況によって平均ではないんだけど、経過として頑張っただけで成果を上げている学校もあります。

ですから、そういう状況も含めて、何校というところの状況ということも申し添えることはできないんですけども。

○**中野委員** 何で、できんのですか。やろうと思えばできるでしょ。教育委員会としてしとらただけでしょ。

○**永山学校支援監** 教育委員会としては把握しております。

○**中野委員** だから、何でそこまでする必要はないと判断するわけですか。

○**永山学校支援監** 教育委員会としては、まず各学校の状況というのは、今回のデータから把握できるものについては、把握をさせていただいて、全国の平均の状況から見て各学校がどういふ状況にあるのかというのは、今回の結果からも把握はさせていただいているところです。

具体的にはそういう学校の状況を踏まえていきながら、どんな手をとっていかるところが本当に大事な視点になってくると思っております。

ですから、経年、成果を上げている学校というのはどんな取り組みをしているのか、なかなか十分成果が上がっていないところにはどうい

う課題があるのかというところを、今、分析をしていきながらきちんとその学校に具体的に指導ができるような、例えば、今まで1回か2回しか行ってなかった学校訪問を、課題のある学校に関してはもっと回数をふやして具体的に指導するというところも含めて検討はしているところであります。

○**中野委員** いろいろ話は飛ぶけど、わざわざ教育委員会が行って指導。校長は何のためにやるんですか。

○**永山学校支援監** 今、委員がおっしゃるとおり、まず行政として県教育委員会としてどんな関わりがいいのか。そして先ほどありましたけど、市町村教育委員会としてどんな役割で関わっていけばいいのか。そして最終的には、やはり学校の長である、学校長として全職員のそういう指導力という観点、実際に学校に届いているデータをきちんと分析して、具体的な取り組みがなされているかというところをしっかりと見届けなければいけないと思っております。

○**中野委員** だから、県教育委員会の存在とは何なんですか。県内の、それは地方の市町村もありますよ。県教育委員会としての関わりはどうか、関わりとはなんですか。私は、宮崎県の教育、やっぱりこういうのが悪いのは、最終的には県の教育委員会の責任だと言われても違いますと言えるか。もうそんな関わりとか、俺に言わずと本当にやる気があるのかどうかかわかんない。逃げるような発言してね。

宮崎県の教育委員会のレベルについては、まず県教育委員会の責任だと言われても、そりゃ市町村の教育委員会ですとか言える話じゃない。だって、みんなまとめて研修は県教育委員会がしてるし、人事だってしとるわけで。関わ

りとか、そこ辺はどうですか、教育長。そんな教育委員会というのは無責任な態度ですか。

○飛田教育長 今、御指摘のとおり我々が職権としてやってる最大のことは人事。市町村内は市町村の教育長の意向がかなり入りますが、それともう1つは、研修の多くをうちでさせていただいております。

それは、全体的に教育の水準を上げる、あるいは地域でバランスが取れたことをやるということですから、おっしゃるとおり県がやっぱり一義的に責任がある。ただ、直接的な学校の管理指導というのは、私たちが直接出せんから、私はさっき秋田に行つてすごくすばらしいと思ったのは、その連携プレーがすばらしいです。やっぱりそこは強化していかないといかん。そして、一緒になってやりたい。そういう意味で、この前の夏の研修会でも「全国1位を目指しましょう。誇りを持たせましょう」ということを、市町村教育長さんの前で宣言させていただいたところです。

○中野委員 県教委と市町村教育委員会の仕組みはわかるわけ。

ただ、全体としてみる場合、市町村教育委員会があるでしょうと。今言ったように教職員の指導、講習会、そのスーパーティーチャーを置いて指導する、モデル校をつくる、そういうことをみんな市町村の中で、県がやるわけでしょう。実態はそういうけど、県の教育委員会が法的には若干違うにしても、実態はそうなんです。使い分けるとそうなるんです。

私は、最初は使い分けて、やっぱり実態は県教育委員会がしっかり目標を立ててやることだと思う。

それで、この結果は各教育委員会ごとにわか

るでしょう。学校ごとにわかるでしょう。これをどうやって私は分析しておるかっていうのを知りたいわけ。

○永山学校支援監 市町村教育委員会においては、これまでの状況も含めて、全国の平均から比べてみて、どういう傾向があるのかということと、その市町村の取り組みも含めていきながら、学校も含めてどんな課題があるのかということとを把握をしていきながら、課題のあるところについては、一緒になって学校訪問等を通してやってる状況にあります。

各学校においても、今やっているのは、まずは子供の実態をどう捉えているかということとあります。全国学習状況調査については、各学校は子供の状況がわかっております。そのところに目を向けるような対応ということで、しっかりとどこが足りなかったのかということとで、具体的に調査をもとにした計画書みたいなものを作成してもらっています。そこをもとにしていきながら、一緒になって市町村教育委員会、学校、そして県教委というような形で連携をした中での指導をしているところとあります。

○中野委員 支援監、私は学力調査を上げるためにはどうしたらいいかという質問をしてるわけよ。だから、今、支援監の言いよることは全然具体性がないわけ。教育委員会から計画を上げてもらってますとかね。

だって、全市町村の教育委員会の実態が知れるのは県内で、県教育委員会だけでしょう。それを分析できるのは県教育委員会しかないわけ、県しか。

その中から問題点をどう改善するかという次のことを言ってるわけよ。極端な言い方する

と、どこの学校の、先生の教え方なんてデータとればわかるわけやろ。そういう具体的な方策、どう分析してるかということを知っているわけ。やってないから、そんなわけのわからんような、わからんときはわからんて答えて。

○川井田教育次長（教育政策担当） 今の件について、分析をした結果、どこを上げなきゃいけないかということでは中間層の下のほう、ここは県を上げてやれば、上げられるというようなものを教育委員会では持っております。ですから、そこに焦点を当てた学力向上を具体的に図っていかなくちゃいけないと、その具体的というものの1つは、先ほど言われました、校長にどれだけ意識を持たせられるか、うちは学力が低いんだ、何とかして上げないといけないというような意識を持たせられるかということがまず1つ。そして、市町村教育委員会とベクトルがそろわないということが一番つながっていきませんので、県の教育委員会と、市町村教育委員会が話をする中で、お宅のどこの学校はこれくらいしかないんだから、ここをどうやって上げるのというようなことを問うていくことをこれからしていかなくちゃいけないだろうというのが2点目です。

もう1つは、PTAがどこの学校にもあるんですけど、PTAは本当にその家での宅習を学校でやってることとつながるように、やってるかどうかの確認をしていただくようなことも考えております。

それは、具体的にもっと言うと、例えば毎日本読みをしましょう。毎日宿題が出たら、きちんと宿題をしましょうというようなことをPTAもみんなで声を合わせてやるような雰囲気や学校の中につくっていただくというようなこと

を具体的にやっていくことと、もう1つは、人事をきちんとやっていかなきゃいけない。中野委員も言われましたけれども、問題のある学校にそれなりの力の先生を入れていくというようなことを具体的にやっていかないと、核になる人がいない学校ではなかなか上がってこないというところで具体的にそのような手立てを打っていかねばならないということは、今、具体的に話を進めて、各課を超えてやって行きたいと思っているところです。

○中野委員 これからという話が出てくるんだけど、これ過去5年でもいいですよ。学力調査の結果はどういう状況ですかね。

何年か前は平均以上だったという記憶があるんですけど、四、五年前かな。順番としては、ちょっとその辺どうなってます。

○永山学校支援監 これまでの状況からいきますと、小学校においては、19年度等については、約真ん中くらいの25番目くらいの状況がありました。それをずっとある程度維持している状況です。平均を超える科目についても、小学校においては大体2科目は、算数、数学の4つの中で2領域においては平均を超えてたという状況があります。

中学校につきましては、平成19年度については、若干平均よりも少し高い状況を維持しておりましたけれども、最近、ちょっと中学校において平均より下がったという、経年の状況はそういう状況にあります。

○中野委員 結局、そういう時期もあったわけですよ。だから、これ何でかなって、いろんな予想を、所得の問題、さっき言った問題、それはそれでいいんです。だったら、極端な言い方すると、言い方が難しいんだけど、分析の仕方

としては市町村教育委員会のデータがみんなわかるわけよ。県教育委員会からもらおうと思えば、すぐもらえるわけで、みんなそれを分析して平均を上げるということは、上を上げるのはもう100点以上はないわけで、下をどう上げるかという話の中で、中には0点の人もおるから、そこがバーンと平均点を下げておるかもわからん。中には、悪いけど、そういう人がいるわね。分析の仕方としては、そういう人を外したらこうですよという言い方もできるわけ。

だから、今ちょっと、これは言えるのかな、普通は特別学級の人達が、親の希望で普通学校に行ったりする。悪いんだけど、それでいいんだけど、こういう結果はかなり低いかもわからん。そういうところが足を引っ張って、その学校は平均点数がずっと落ちてるという可能性もあるわけ。私は、そういう特殊要因を引き出した残りで見るとこうですよという、そんな分析だってあるわけよ。だから、それ、どんな分析してるか、いいところばかりしか新聞には出とらん。だって、UMKかどっか、番数をつけて出しとったですよみんな。

教職員の研修、これはみんな一律に1年に1回とか、2年に1回とか、順番というか、そういう研修の仕方ですか。昔一ツ葉にあったですよ、今もあそこの研修センターですか。

そこの研修というのは、先生のピックアップっていうのは、どんなやり方しとるんですか。

○永山学校支援監 研修については、まず必ず受ける研修というところについて初任者の研修、それからある程度5年を経過された先生方の研修であるとか、10年を経験をされた方の研修ということで、それぞれの経験年数に応じた研修も位置づけております。

そして、例えば学力向上とかいうことに関しては、基礎的、基本的な定着を図るにはどうしたらいいのかとか、あるいは、それぞれの課題に応じた講座も開設して、そこには各学校に呼びかけていきながら、希望する先生方を呼んでやる研修もあります。

そしてもう1つは、基本的に学習指導要領がきちんと各学校で実施できるようにというところで、各学校のそういう方々に来ていただく中での研修というところを行っているところではあります。

○中野委員 私はそういう研修も一律じゃなくて、やっぱりさっき言ったように1万人もおると、いろんな得手、不得手もあるし。ただその、いわゆるこの学力調査の分析次第では、データを取っとれば、A先生のところは悪いよねとか、そういう傾向は必ず分析に出てくるはずだと思うんです。私は、何でそう言うかという、そういう先生について子供は、やっぱり不幸せなんです。かわいそうやと思う。

子供に公平に教育をさせるというんだったら、先生の質も低いところは上げて、そういう先生は悪いけど、別途講習するとか、そこまですべきだと思うんですけど、どうですか教育長。差がつき過ぎですか。レッテル張られるといかんかな。

○永山学校支援監 委員御指摘があったとおりで、やはり先生方の指導力というのをつけていくというのは大事な問題であります。

今回の全国学習状況調査というところから見たときには、6年生の結果ですけれども、結局5年生までの状況が重なっているということで、今の6年生の成績ということだけではありません。ですから、結果を踏まえて、全体が学

校として指導力を上げていくということもして
いかなきゃいけないと思っております。

○飛田教育長 究極的に言えば、さっき私申し上げた中で、すごくこだわりながら申し上げたところ、例えば、子供たちの家庭環境だとか、置かれた立場とか、それでも子供が学力がついてないという仮説が成り立つとすれば、それを打ち破れるのは学校しかないんですね。先生しかない。だから、委員のおっしゃるようにそこを何とかするのが我々の仕事だと思います。

ですから、この学校は厳しいと、その厳しい原因が学校の教師の指導力にあれば、そこは徹底してやらないといかん。やるためには、市町村とタッグを組むことが一番大事だと思っておりますし、それをどういう形で研修するか。例えば、私、研修でやり方を変えろと言ったのは、各学校で課題があるところに教育センターから指導者を派遣してそこでやれ、その課題のあることについてやれと。あるいは、特別に厳しい職員は、個別に取り分けて、今、研修をやっております。ですから、そういうことをやって、全体の水準を上げる。あるいは学校で、なかなか厳しい学校があると、そのときには例えば生徒指導上厳しい課題があるから、学力まで課題があるのは生徒指導上のことで配慮するようなことをしないといかんし、それを一つ一つ見ながらやっていくことが大事だろうと。

それからさっきのお話で、非常に共感できることは、義務教育は大事だということは、やっぱり生きる基盤になると思うんですね。さっき下の生徒、下の児童をどうかしないといかん、それはまさにそうだと思います。やっぱりそこが越えられんと、その子供たちが社会に出てきたとき、非常に大変だということは現場の教

師にそれが一番だということを訴え続けながらやっていきたいと思えます。

○中野委員 それと、さっき言ったように分析をすれば、クラスごと、先生ごと、学校ごとできるわけです。だから校長先生が学力向上にやる気、子供だけにやる気と言っても、校長先生がそういう認識をどう思っておるかということですよ。校長先生の評価もあっていいと思うんですけど、先生だけやる。校長先生のやる気というのが絶対。何でもそうよ、トップの長というのは。教育委員会で教育長のやる気がどんな方向に向いてるかって、みんな目を向けとるわけよ。

○飛田教育長 まさにそのとおりで、誰をどこの学校の校長にするかというときは、やっぱりそういうことをかなり考えながらやっております。ここは生徒指導上課題があるからうまくいってなかったら、どういうリーダーを持って行ったら子供たちを変えきるか、職員を変えきるか、学力についても一緒です。そういうことをさらに細かく、念を入れてやろうと思えます。

○中野委員 みんな人間それぞれこれがあったりするからな。本当ですよ。中身の分析でやらんとね。

それと、スーパーティーチャーというのは、現状はどんな指導しとるわけですか。

○西田教職員課長 スーパーティーチャーの昨年度の実績で言いますと18名おりまして、そのスーパーティーチャーが授業公開という形で授業をするのが年間45回です。あと、研修会を138回実施しております。またその他、具体的に授業に悩みを持っている教員に対する悩み相談というような形のことを行っております。

○中野委員 スーパーティーチャーって、秋田

にもそんな制度があるんですか。スーパーティーチャーは文科省の全国的なあれですか。

○飛田教育長 同じく視察に行ってきたので私が答えますが、秋田にはスーパーティーチャーはありません。教育専門監という制度をつくっています。それはスーパーティーチャーじゃないけど、市町村教育委員会で一番授業がうまい先生を、市町村教育委員会がうちの市町村ではこの人をリーダーにしようというのを県教委に推薦して、県教委が合議をして、それをしようということで、教員専門監という名前で、いくなればそこの授業研究のリーダーとなる先生をしてました。だから、少し制度は違いますが、やっぱり優れた人を地域のリーダーとしてやっているというのはあります。

○中野委員 制度は違うけど、秋田はそんな先生をやってますと。じゃあ、なくても全国上位に上がれるという話にもなります。まあ、いいけど。

それで、スーパーティーチャー、通り一遍のみんな集めて、全体を引き上げるというのはいいんですよ。それはそれでいいんだけど、やっぱり分析した結果、どこどこ小学校のここはというデータが出るわけだから、弱いよねと。ある程度、出てくるでしょう。やっぱりそういうところを重点的にスーパーティーチャーをつけるとか、今聞いたらそんな話がなかったから言うんやけど。

○西田教職員課長 指導教諭という職がありまして、教諭の上に指導教諭がおります。教頭の間になる職。これは、スーパーティーチャーを含んでおります。だから、昨年でいうとスーパーティーチャーが18名おりまして、同じ職の中でも33人は指導教諭と、その指導教諭の役割と

いうのは、地域レベルでの授業力向上のための活動を行っております。

スーパーティーチャーにつきましては、県レベルということのできるだけその両方を追いながら地域の指導力を向上させるという構想で進んでいるところです。

○中野委員 だから、学校ごとに置いてるというその基準はどうやって決まるんですか。そのスーパーティーチャーらしき人は各学校にいるわけ。

○西田教職員課長 理想的には、指導教諭が各学校1名ぐらいいるほうが本当はよろしいんですけど、この指導教諭を選考するに当たりましてまず本人が希望しまして、そして学校の校長の推薦があつて、授業を見ながら決めるというようなスタイルをとっております。

そういう意味で、まだ人数的には現在55名ということで、十分賄えてない状況があるということです。

○中野委員 客観的に授業を見ながら決めるというのは、人間、同じようなケースは出ませんよ。それだったら、何が使えるかということ、この学力調査の結果を使えばいいじゃないですか。平均点以下の学校に重点的にやるとか、そういうことするための私はスーパーティーチャーであり、指導教諭、どこでもおけばいいという話じゃない。そういう平均点以下の学校、悪いけどわかるわけ。そういうところに置かんことには、その学校の生徒というのはかわいそうですよ。本当、かわいそうやと思う。

○西田教職員課長 言われるとおり、数が結構おればそういう配置もできるかと思ってます。ただ、状況としまして、実際の人事異動につきましては、市町村教育長や校長とのやり取りの

中でうちの学校はこの教科が悪いと、だからこの教科のいい先生をくれというようなことがいっぱい出てきます。そういう中で、実際スーパーティーチャーを置ける場合と、置けない場合というのが出てくるというのが現状です。

○中野委員 だから、数が足らんのはわかりますよ。じゃあ、成績の悪い学校をどこまで数えるかという話でしょう。悪いところから置けばいいわけよ。何もそんな難しいことない。そういう発想が私はおかしいと言っとるわけ。

○西田教職員課長 実際、こういう学力があんまり振るわないという状況の中で、そういうことも今後十分考えていかんとなくと思います。

○中野委員 今後、考える話じゃないですよ。こういう結果は今始まった話じゃない。教育委員会の担当課長がそういう考え方だから、具体的に動かんのですよ。

○西田教職員課長 これまでも一応、そういう学力の面を配慮した人事異動というのはなかったわけではなくやっておりますが、言われるとおり十分ではないということで。

○中野委員 だから、ちゃんとデータが出るでしょうって。データの悪いところから重点的に置けばいいんじゃないですかと言ってるわけです。

○西田教職員課長 おっしゃることはよくわかります。ただですね、指導力を全体的に向上させるという面で考えたときに、どういう配置の仕方があるかという、確かに言われるとおり低いところもありますが、人数の多いところにおきながら全体波及するということもありますので、その辺を両方考慮しながらやっていかんといかんというふうになります。

○中野委員 だから、全体的に悪い、一部悪い

というのも全てデータでわかるわけでしょ。違う。そういうデータをどう活用するかっていうのは、データの一番問題のあるところに置いたらどうかと言ってるわけ。全体を上げる前に、まず底上げするために、そこの子供はかわいそう、不幸せですよ。そんな考え方があるかどうか。

○西田教職員課長 十分考慮しながらやっています。

○中野委員 教育長がしっかり、それはいろいろあるよ、何も点数だけというわけでは……。だけど、全体的に教育県とか言われるためには、やっぱりこれが1つの県民の指標になってるわけ。その分析ができるわけ。だから各教育委員会から先生をくださいと言っても、そんなデータもみんな教育委員会でとれるわけ。まずは底上げ、平均点数以下の学校、まずこれができるわけでしょう。外に出すか出さんかは別でいいけど、そういう分析はどうか。前は地区ごとに1回何か議会がうるさくして発表したですよ。これもやっぱり町民がそういうのを知れば、学校の先生もやっぱり緊張感持ってくるわけですよ。

去年か、静岡の知事が頭にきてからみんな公表した。私はあれはよくわかるな。あれくらいして当然と思ったけど。やっぱりそういう、競争ですよ。何をしても、子供もこれから競争世界で生きるために、学校も競争していいんですよ。

県の教育界がどうかっていったら、やっぱり教育長、あなたが最高責任者になる。教育委員長がおるけど、教育委員会は言いなりでしょ。教育長がそこはしっかり責任感を持って、結果は数字しかないわけですよ、わずかだと言って

も、これ番数で出てくるわけ。ぜひ、そういうところに眼目をもって、1年、2年ぐらいしたら直ると思うんだよ。6年生だけやって5年生の教え方が悪いとまた問題あるわね。それも難しいけど、それはどこにだってある。全国一緒や。そのときで議論をせんと、先々まで行ったら何も結論は出らん。要は、今の客観的に出て数字を見ながら、それ以上はもう理屈になってしまうわけよ、私たちにしてみれば。やっぱり結果ですよ、何でも。我々だって選挙にとおって結果やからね、みんな結果でしか物は言えん。ぜひそういうことで、再度、教育長の決意のほどを。だから眼目をどこに置くかですよ。

○飛田教育長 この結果を見て、やっぱり何とか平均をまず超えたいという気持ちで、さっき申し上げたように、すぐ職員を集めました。今、具体的にも手を打とうと思っているのは、さっき言いましたが、市町村教育長さんにデータを第1陣を持って行かせた、次は市町村ごとに校長を集めて対策会議を具体的にやっていく。

次、考えてるのが、もうすぐやろうと思っているのが、結果から教育をどう構築するかという講師を呼んで、県教委の指導主事、それから市町村にも呼びかけてますが、その研修をやろうと思います。

それから、その次に考えてるのは、この前、私実際、秋田に行って学校を、授業を見てきました。これはすばらしいと、指定校で、B問題のいわゆる活用の問題をうまくやっている。その校長に、いうなら意識改革のためにうちの研修会に来てもらおうということを今、日取りの調整をしています。具体的に、そういうことを取り組んで、やっぱり何とかしたいと思っています。

○日高副委員長 今の学力の件は、中野委員がいろいろ話したとおりでと思います。

私は市議会議員も経験してるんですよね。例えば、教育長がいて、校長がいて、教員がいて、その市町村の教育長としては、どこの学力が悪くて、どこがよくてというのは大体把握をされてますよね。

その中でやはり一番必要なのは、30人学級をふやしていこうとか、そこで教師2人つけて、もう1人の補助教員というのをつけて、学力の低い子供についてはマンツーマンでやるということも市町村はやられてるところもありますよね。

そういった中でやっていけば、中間から下のレベルはちょっとずつ上がっていくと思うんですよ。

その一番ネックになってるところは、県がやっぱりなかなか予算の関係で教員を回してくれない、それはスーパーティーチャーに限らずですよ。そういった状況が現実的にはあるんじゃないかなと思っています。そこら辺が、県教委と市町村の関係、ちょっとその辺ががちりいつてないというよりも、お互いわかっているけど出せないというところが、その中間から下の層のところはなかなか底上げできないところじゃないかなと、私、分析してるんですよ。そういうのはどうなんでしょうか。

○飛田教育長 例えば、県単で100人とか200人の教師を、融通ができるような人数を持ってれば、ある程度思い切ったことができるんですが、国の基礎定数をもとに全部配置をしてると。おっしゃったとおり市町村で、正式な職員じゃなくてもその補助のために、教室を立てて歩くような生徒がおるようなクラスに人をつけたり

して何とかしてるというのはありますが、私たちとしてもおっしゃるとおりできるだけきめ細やかにやろうとしています。ところが、限られた定数の中でそれを潤沢にやれるという話じゃない、十分聞き取りながら。

それともう1つ、私は教育長になってから、国に行って定数を何とかしてくれと。例えば基礎定数の以外に、生徒指導上のこととか、学習指導上のことに国がある程度毎年つけてくれる定数があるんです。それをぜひ宮崎に回してくれということもしています。やれる手をやって、少しでも市町村の教育がよくなるように、また県立学校においても一緒ですが、やっぱり今後ともやっていきたい。

ただ、それが十分、市町村が希望するほどの人がつけられるかというそれはおっしゃるとおりであります。十分わかっております。私が動ける範囲では、精いっぱい動こうと思っています。

○日高副委員長 まだ義務教育国庫負担金の問題があって、なかなかその辺が振るわないということで。ただ法律的には、もう国は、例えば25人学級、30人学級をやるならやってくださいよと、それはもう自由にやってくださいよということになってますよね。

ただ、持ち出しが市町村になるものですから、市町村がやるのは、教師のOBに、どうにか手伝ってくれんかということで、ちょっとした市の一般財源の持ち出しでお願いしますとやっているところも実質あるんですよね。その辺を考慮というか、努力も見てもらいながら、その辺のネットワークというのも、県もOBがごろごろおったりするんだから、その辺の活用をもちろんできるんじゃないかなということもまた一

理あるのかなと思ってます。

人事はさすがに大事だなということは思います。これは区分けがありますよね。県の場合は、県北地区とか、県央、県南と。県央の先生を県北にずっとというわけにはいかんという部分があります。お医者さんじゃないけど、県央にいい先生が集まりがちだというのも、正直これは言われておりました。これも話題になりまして、県北のほうではですね。

だから、その辺の配置は難しいと思うんですが、やはりそういった中でもうまく先生たちを配分していくと、枠を超えてやることも必要ではないかなと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

○飛田教育長 おっしゃるとおりです。

私は教育長になって、例えば西臼杵の人事異動のあり方とか、南那珂の人事異動のあり方、市町村教育長が理解いただかないとだめなんです。正直言って随分変えました。

それから、ほかに地区ごとの採用もできないかというようなことも技術的な検討をしましたが、これどうしてもやっぱりものすごく人数が少ないものですから、今のところ制度的な設計ができていません。

それともう1つは、財務省と文科省の間の駆け引きもあって、結局ことしも定数がかなりやられそうな雰囲気でしたけど、何とか、ある程度のところでとまっていますが、国の中においても定数を向こう何年かをこういう定数でいくという計画をつくり切っていない。そこあたりはやっぱり地方から国に声を届けながら、困っているということをどんどん発信していきたいと思っています。

○日高副委員長 そういう人事もぜひお願いし

てやってもらいたいのと。私も小学生が2人いるんですが、言わんと勉強をしないですね。親ですから叱りますよ。このテストは何かとテストを見せてやる。でも学校は全員が平等に、一律に教わるところなんですね。あと、どれだけやるかというのは、予習、復習を家でどれだけやって真剣にやるかという、親がその家庭でどういう教え方をするかということが非常に大きい。自分の経験で大きいかなと。私もこっちにくる機会が多くて、もう嫁に任せっきりですけど、やはりその辺はしっかりとしろと必ず毎日電話して言うんですね。

その辺はさせとかなと、なかなか本物は身につかんとということがあるなということが言えると思います。

それともう1点なんですけど、キャリア教育についてです。キャリア教育の中で、今回、大西課長が、キャリア教育は重要な、これから担うものだ。教育長が着眼点がよかったのか日向のほうでキャリア教育支援センター、これはやはり人材がいて、もうすごくやっています。あそこはグローバル人材じゃないですよ、グローバルなんです。まず、自分のところをしっかりと知って、国外とかに行き活躍する。自分の住まいのことについて知らないと、世の中で活躍しても郷土を忘れるという、そういう新たな取り組みをしておる中で、これからどんどん進んでいこうという状況であります。これから総合戦略の中では、いわゆる教育と産業をつなげる中では、本当にいいモデル事業です。

ですから、この辺を継続してやりながら、まだ拡大してやっていく方向というのが県下全体に広がっていく。教育長も県下全体にやりたいと力強く言った。これを継続してこそ宮崎の

キャリア教育はあるんじゃないかなと思っているんですが、その辺、ちょっと教育長に。

○飛田教育長 おっしゃるとおりだと思います。私は10年くらい前に学校政策課長をしてたんですが、そのときに一番困ったのが高校生が行き場がないんです。就職がないという状況がありました。

かなり営業というんですかね、とってくれと回ったんですが、今、逆転の兆しが出てきます。恐らく、県内の企業が100人とりたいと思ってる所、ことしの春は何人とれたでしょうか。私はデータを持ちませんが70とか80になった。今考えてるのは、日向で本当にいい取り組みをしていただきました。うちもお願いして、いいところに頼んだと、自分たちで思ってますし、日向に協力いただいて、いい人材もおられて、いい取り組みができて、あの取り組みは今いろんなところで紹介させていただいてるんですが、できればそれを県全体のことにしたい。だから、なかなか限られた予算の中でどうするか。

ただ、もう1つできんかなと思っているのは、そういうチャンスが来たと思いますので、商工会議所とか、企業団体がそういうことに目を付けていただけんかなと。そこと一緒になって宮崎に子供を残しましょうやと。例えば私と一緒に宮崎の未来をつくりませんかというような社長はいませんかというような動きをやって、ある県では商工会議所が小中高校へインターシップの求人票を出す、いろんな取り決めをされてます。そういう事例もしながら、もうちょっと違う枠組みを考えながら発展的にやりたいと、今、その検討を学校政策課にさせているところです。

○日高副委員長 これは、旭化成の元室長であります水永さんが中心になってやられてて、彼は日向市でとどまる人ではない。宮崎県全体、それを超えてでもやりたい、やってるぞという方ですので、日向だけにとどまる必要はない。これをどんどん伸ばしてやるのが、私は重要なことだと思います。

先ほど商工会議所の話が出まして、商工会議所とそういったキャリアセンターが一体でやった例というのは、成功例だと思うんですよ。この辺もつながりがあるって、まだ完全にでき上がってる状況ではありません。3年くらいで、簡単にできるような代物ではない。これをまだまだ徐々に広めていきながら、一遍にやるよりもこつこつとやったほうが成功すると私は思いますので。

○飛田教育長 それぞれのところ、やっぱりそのネットワークをきちっとつくっていかないと簡単にはいかんと思うんですね。企業の方にしても、やっぱりそれはいいことだ、一緒にやろうやいう感じの。おっしゃるとおり、一つ一つ地道にしながら、そういう波紋をいろんな商工会議所とか、企業団体とかに投げたいなど。試行錯誤でそう右肩上がりにいかんでしょうけど、やっていきたいと考えているところですよ。

○中野委員 高校生が半分、県外に行ったって話、びっくりした。今まで大体ロクヨンカナナサンでしょう。大体宮崎は何でもロクヨンぐらい。そういう中で、どうしても県外、都会に行きたいという人はおるわけ。これはしょうがない。だから、今のこの県外行った分で、宮崎で働く場所がないからしぶしぶ仕方なく行った人のおるわけ。ここをしっかりとるべきだと思う

んですよ。これは学校しかとれん。県内希望しとったけど働くところがないから仕方なく行ったと。この数字ぜひ捕まえるべきやと思うんですよ。私は昔からそう思うんやけど。

○川越学校政策課長 県内の就職が非常に低いということで、県外にたくさん行っているという生徒たちの動向を見てもみますと、県内にそういう希望する職種がないという部分が一部あります。製造業がないとか。もう1つ、やはりしっかり考えていかなきゃならないのは、高校の先生方も、それから生徒たちも、県外、県内にどんな企業があるかということをしかり把握してない部分があるんじゃないかということを感じております。

そういったことを含めまして、県内9カ所の学校に就職戦略コーディネーターというのを9人おいています。このコーディネーターを中心に、学校と企業のパイプ役を図るために、いろいろ企画をしてもらっていることになっています。ことし、動こうとしているのが、企業の巡見、企業はこんなところがありますよということを先生たちを連れて回る。それから生徒たちを巡見をすると、地区ごとにそれを行うことを計画しております。そういうことを含めて、県内の就職を上げるということが1点。もう1つは結構県外の大学に行ってますので、県外の大学から卒業した後に、県内のほうに戻って来れるための取り組みとして他の商工観光労働部のほうで卒業した生徒たち、高校卒業して県外の大学に行った生徒たちには、県内の就職情報を流すような取り組みをしています。

それともう1点、県内の就職をできなかった人数等を調べるということも含めてやっていきたいと思っております。

○中野委員 今回やっぱり売り手市場ですよ。そういう意味も含めて、今、県内の企業への就職はそんなに難しい話じゃないと思うんですよ。零細企業以上はね。工業クラブとか、商工会議所とかそこら辺の一覧表を見ればいいわけですね。だから、やっぱり学校の就職担当の先生が集まって、ピックアップすればそんな難しい話じゃないと思うんで、ぜひ、ここ辺またしっかり。県外に行きたい人はしょうがない、グローバル社会ですね。

○日高副委員長 商工観光労働部ですね、あの辺との連携というか、これはもう確実に県の総合戦略として新たに書き上げてください。

この54%しかない県内就職率ですよ。これをやっぱり最重点課題として、これの打破に向けて頑張ってもらいたいなど、キャリア教育をしっかりと進めながら行ってほしい。

○飛田教育長 今、宮崎労働局と商工観光労働部、それと私たち企業団体、ことしのメンバーマはそれです。1回目をやったんですが、1回目は問題把握で、どういう状況にあるかというのをやりまして、この次はそれをとめる手立てをどうするかというのを持ち寄ろうということを考えています。

やっぱり、我々ができること、企業にお願いしないといかんこと、労働政策課とか、あるいは国の機関がやることというのをきちっと整理しよう。もう1つ、それが心配だったもんですから、ことしから商工観光労働部に、学校で進路指導やってた職員1人を派遣しました。それで一緒にやろうということ商工とかなりタッグを組んで問題意識を持っています。ぜひやっていきたいと思っています。

○重松委員長 よろしいですか。その他ござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、最後にその他のその他でございます。何かございませんか。

○中野委員 きのう警察でいろいろ聞いたら、子供の不登校とか、いろいろある。要望でいいけど、子供の不登校とかいじめ、これは絶対学校の先生はわかると思うんだよ。どれだけ吸い上げるかという話ですね。ぜひ、このいじめの問題は、しっかり学校を上げて取り組んで。時々、私はいじめとかそんなことを聞くんですけど、小さいいじめの始まりみたいな話を聞くけどね。そこら辺からトイレに行つててどうのこうのとか、今度は絶対ひとをいじめたらいかんと言つとるけど。

ぜひ、これだけは。大きい事件につながると悲惨ですよ。それから不登校もしっかり学校で、校長の姿勢だと思うけど、しっかり頑張ってください。大きい事件になるとかわいそうです。要望でいいです。

○緒嶋委員 きょうは博物館、美術館、西都原考古博物館、私が要請したというと、失礼であります。委員会としてですね。というのは、教育というのは本庁だけが教育の仕事をしとるわけじゃないわけですね。それぞれ出先の皆さん方は第一線で頑張っておられることに敬意を表したいと思うし、やはりこういう場でいろいろ言いたいこともあるんじゃないかなという思いもあるし、また給料もトップクラスの給料をとっておられるのでそれだけの仕事してもらわないといかんという思いもありますので、どういう取り組みを今年度やっておるかということをお願いだけ言っただくとありがたいと思いますので、ぜひ順次よろしくお願

します。

○川越県立美術館副館長 県立美術館でございます。

本年度は開館20周年ということで、基本事業の中では特別展、そのあたりで特別展を20周年の記念事業として行うところとしておったんですが、新規事業として予算を確保することができまして、記念式典とか、記念の冊子等を作成させていただくことで、動かさせていただいております。どうもありがとうございます。

内容的には、美術作品等がございませんで、御要望の形と違うんですけども、美術館としましてもやはり美術作品、美術館としての収蔵として命だと思えますし、そのあたりについて貴重な意見をいただいたと思えますので、関係課と相談しながら、今、実現できればということで相談をさせていただいているところでございます。どうも御支援ありがとうございます。

○福田県立図書館長 先ほど、久しぶりにここで発言をさせていただいたのでドキドキしておりますけれども、県立図書館は先ほど日本一読書県ということで、今年度から動き出しておりますけれども、日本一の読書県を達成するためには、図書館の役割があり、学校の役割があり、家庭の役割があり、いろんなところが一生懸命頑張らなくちゃいけないということだろうと思えますが、その中にありまして、先ほど申し上げましたように、県立図書館の役割というものも大変大きなものがあると感じております。

県立図書館は、宮崎市にございますので、宮崎市の方の御利用が大変多いんですけども、やっぱりこれは県民の図書館ですので、全県的に広く利用させていただくことが大きな課題だと思っております。そのために、どのよう

な形でそれをやっていけるかということをお本庁の皆さんとも一生懸命考えながら、今、いろんな新しい事業を構築できないかということで取り組んでいるところでありますので、また委員の皆様のお支援もよろしくお願いをしたいと思います。

○富高総合博物館長 県の総合博物館におきましては、宮崎の自然や歴史に関する資料、約8,000点を常設展示用に展示いたしておりまして、多くの県民の方に、ふるさと宮崎のことを知っていただきたいという思いから職員もいろんな相違工夫をしながら、特別展示や博物館講座、そういった事業を行っているところであります。

今後、このような取り組みをさらに充実させると、そして博物館の役割を果たしていくことはもちろんでございますけれども、さらなる取り組みといたしまして、福祉ですとか、観光など、いわゆる博物館とは本来あんまり縁のなかったような団体との連携を図りながら、高齢社会に対して博物館ができる役割、それから観光施設としても魅力のある博物館だよと、そういったことをいろんな方面にアピールしていきながら、これまでになかった新しい博物館の役割といったものも各方面に提案していきたいなと思っております。

いずれにしても、博物館は観覧料無料でございます。非常に展示物も充実しておりますので、1人でも多くの県民の方にお越しいただきたいと思えますし、我々もそのように頑張っていきたいと思っておりますので、委員の皆様方も、ぜひお時間をつくっていただいて御来館いただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○入倉県立西都原考古博物館長 西都原考古博物館です。

具体的に説明させていただきますが、まずうちで取り組んでおります調査研究関係について御説明させていただきます。

西都原考古博物館は国の特別史跡に指定されておりますけれども、この中で今年度は101号墳と、265号墳という発掘調査を具体的に進めてまいります。この成果については、近々にまた皆様に御報告できるのではないかと考えております。

また、世界遺産に関連する取り組みといたしまして、現在西都原古墳群の台地上の古墳については大体終了したわけですけれども、今度は市街地との間にあります、その中間台地での地中探査についても、ことし実施したいと考えております。

さらに、古墳、古事記、日本書紀などに関連します全国14県が連携して、ことしから共同研究ということで古代歴史文化に関する共同調査研究事業というのをやっております、こちらでは古墳時代の玉類について研究を進めているところであります。

それから、展示についてでございますが、今年度は、台湾の新北市立十三行博物館との共同研究を深めまして、その成果をもとに相互の国際交流展を実施することといたしております。10月3日から開会することになっております。

こういった取り組みを通しまして、古代日向の古墳時代を中心とした展示も含めまして、世界遺産登録に向けた機運の醸成にもつなげたいと考えております。

さらに、情報発信関係ですけれども、これに

つきましては、今年度、館内に無料のW i — F i を整備しまして、館の情報の多言語化を行いまして、本館の魅力を国内外に発信したいと考えております。

さらに、教育普及関係で申しますと、ことしは新たに古代復元住居というのがあります、これはかなりカヤぶきが傷んでおります。これを県民参加型のイベントとして実施して、地域の伝統文化や技術の継承につなげたいと考えております。

以上のようなことを進めたいと思っておりますが、何よりも皆様をお迎えしたいという気持ちがありますので、ことしは久々に、先日の月曜日、休館日の日ですけれども、職員総出で除草などをやりまして、魅力を少しでも訴えたいなど思っているところであります。

○岩切埋蔵文化財センター所長 よろしく願いたいいたします。

埋蔵文化財センターでは、道路建設など、国や県の開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を、今年度は7カ所予定をしております。

また、重要古墳等の遺跡の保護を目的とした確認調査、並びに悉皆調査も予定しているところであります。

また、そういうふうな発掘調査で発掘されました出土品の整理、保存活用、保存処理という大きな3つの業務に取り組んでおります。

なお、本日から、本年度計画しております、埋文キャラバンという事業を実施、計画しておりますが、五ヶ瀬町で本日から10月12日まで、埋文キャラバンということで宮崎県内で発掘された遺物の展示会を開催する、ちょうどきょうがスタートの日ですので、どうぞお越しいたできますよう、よろしく願いたいいたします。

○緒嶋委員 けさのとき聞いてもよかったんですけど、美術品の基金ですね。これ休眠基金と呼んでもいいと思うんですけど、これは財政課が補填しなければ使うことができんというのは、これはもう使えん基金だから、このままいけば100年でもそのままになるような基金の仕組みになってる。だけど、これを変えようということで、財政課のほうに私も強く申しとおるんですけど、今、どのあたりまで改革が進んでおるか。

○恵利生涯学習課長 6月にも緒嶋委員から御指摘いただきまして、非常に私たちにとりましては追い風ということを感じて、前向きに取り組んでいるところでございます。

定額運用基金という部分で翌年の積み戻しという行為が生まれてくるということで、非常に困難な状況にあるなということを経験したときに、どういう基金の活用があるのか、そして、県議会の皆様方、県民の方々に御理解いただける方法としてどんなものがあるかということは今しっかり土台をつくって、何十回と財政課の方々と協議を進めているところです。

土台といいましたのは、やっぱりその上に立つ基金でありますので、いい加減なことではできないということでその方法をじっくり今検討して、1日も早くその活用について図っていきたいと考えているところでございます。

○緒嶋委員 ぜひ、皆さん方が使い勝手がいいという言葉がどうかと思いますけど、いずれにしてもやはりそれが価値ある基金でなきゃいかんわけですよね。そして、私はこの20周年という1つの節目のときに、やっぱり皆さん方が欲しいものがあると思うんですよ。それがそういうチャンスのときに購入できんというのは、

基金として機能しないということになるので、それを含めて20周年では何とか、目玉という言葉がいいかわかりませんが、何かそういうものがあって20周年のイベントにするんだというようなものがほしいなという期待もしておったんですけども、20周年の今度は美術館のほうで何か目玉的なアピールするものがあるわけですかね。記念行事の中で、目玉がないとちょっと寂しいなという気がするわけですが、どうですか。

○川越県立美術館副館長 今年度の特別展、それこそディズニー展、そしてこの次、川端康成展、そして東京国立近代美術館の工芸館の名品展とか、全てこの20周年の記念ということで銘打ってるところでございます。それ以外に美術館の魅力を発信するという意味で、先ほど説明すべきだったんですけども、美術館としてはアウトリーチ活動ですね。そのあたりに力を入れているところです。

県内各地で、美術館に来ていただくだけでなく、美術館が各地に行きまして、そこで美術活動をする、そういうアウトリーチ活動。そのあたりにも力を入れているところで、ことしは「わがまち」いきいきアートプロジェクトということで、西米良村の竹原地区ですね、そこで県内の3人のアーティストの方が現地の自然、そして環境、素材とか、そのあたりを使いまして、またその地区でのインスピレーションを受けて創作活動を約21日間ぐらいそこで行うということで、先週の土日で第1回目が行われて、そして、あしたからも実施していく予定なんですけれども、そこで、創作の過程を皆様に、地域の方、また観光客の方に見ていただきながら、そしてまた展示作品の作成状況を見て、そ

してまた展示までですと、そういう活動を行っております。

また、その会場の準備ということで地元の方の協力もいただきながら、地域のそれが美術の県内への普及だけでなく、中山間地域の活性化とか、そのあたりにもなればということで、ちょっと力を入れているのが1つでございます。

あと、もう1つですけれども、例年、旅する美術館（タビビ）事業ということで、各地区に美術館から作品を持って行きまして、昨年でしたら5日間くらい、日之影町、そしてえびの市で展覧会。美術館ではガラス越しにしか見えない絵が、すぐ目の前で見えると。そういうことで、好評を博してるところでございますけれども。

例えば、日之影町でいいますと、人口でいいますと約21%ぐらいの方が5日間ですけれども見ていただくと、そういう意味では好評を博してるところでございますけれども、ことは20周年ということもございまして、日向市の東郷町、そこに中島記念館でございますけれども、そこは環境は特に整ってるところでございますので、長期間の展示もできるということで、実は美術館の作品をそこで約1カ月間展示をして、県北の方々にも見ていただくと、そういう活動にも取り組んで、またその交換展ということで、中島記念館の作品も、県立美術館で展示させていただくということを計画しているところでございます。

以上、主な目玉だと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○緒嶋委員 大分県の美術館を見られたですか。

○川越県立美術館副館長 大分県の美術館は、開館前に行っただけで、まだ開館してからは私は行ってないんですけど、館長はもう実際に行って内容を見られています。

○緒嶋委員 あそこはあの美術館が地域活性化の拠点になってるわけですね。そういうことで、美術というのは文化を含めて、人間にそういう心の潤いというか、安らぎというか、そういうものを与えるという意義もあるので、美術館のよさをいかに発揮して、入館者をふやし、「本当に美術館は素晴らしいな」というような取り組みをぜひ今後やってほしいと。来る人が来ればいいわというようなことじゃなくて、いかに人を呼び込むかという努力を美術館として知恵を出してもらおうということが、あれだけ素晴らしい美術館もったいないですよ。記念式があるけど、なんも目玉がないというようなことでは、行く人が何のための20周年かというようなことになるので、ぜひ20周年はよかったなとみんなが思うような記念行事というか、そういうふう頑張ってください。期待しております。

次、いきます。図書館。館長も頑張っておられるということで敬意を表しますけれども、佐賀県の武雄図書館はものすごく話題性があります。これは、素晴らしいですが、指定管理者的な発想ということでありますが、そういう発想というのは、自分たちからそれがいいということはなかなか言えんかなと思うけれども、そういうものは参考にならんのかどうか。

○福田県立図書館長 武雄図書館、私も今度福岡で会議があった折に見せていただこうと思っています。あそこは、おっしゃるように指定管理者ということで基本的に民間があそこを運営管理しているというところでありましてけれど

も、県立図書館と市町村立図書館は役割の違い、機能の違いというのは当然ありますので、全てをまねることはできないと思うんですけど。ただ、県立図書館も今、役割機能、いろんな多くのものが求められております。それを、現体制の中で回して、あるいは、新しいことに取り組んでいこうとしたときに、いろいろ工夫できるところは、見習えるところは取り入れながら考えていくことも必要かなと思いますので、それはまた本庁ともいろいろ参考にしながら、いろんな県立図書館としての運営の仕方というのをまたいろいろ考えていきたいと思っております。

○緒嶋委員 日本一の読書県と言いながら、図書の購入予算は組まないというのが合理的かどうか私はわかりません。予算的に新たな図書を購入することについて、皆さん方の考えと、予算的なことの乖離があるんじゃないかなという気もするんですけども、大体、皆さん方それぞれ専門的にいろいろと知恵を出しておられるだろうと思うんですけど。図書購入についての、今の、皆さん方のニーズと予算的なものとの乖離はあんまりないですか。なかなか財政課がと言うだろうと思うけれども。

○福田県立図書館長 昨年、図書購入費の予算の問題がありまして、いろんな議論がおきました。ある意味、それまでになかったほど、図書館というものが県民の関心を集めて、非常に注目を集めたという意味で、私は、前向きに捉えて、いい機会だと思っております。

その後、県議会の皆様の御理解も、関係者の皆さんにも御理解いただいて、今年度の図書購入費の予算は、25年度並みの予算4,100万ちょっとを確保させていただいております。

それは、こういった予算はなんでもそうですけど、あればあるにこしたことはないということはあるんですが、ただやっぱりいろんな事情で限られたところで予算をいただいておりますので、その中で我々図書館職員としては、いろいろ創意工夫しながらより県民の皆さんに喜んでいただける、利用していただきやすい資料を購入していくという方針で臨んでいるところであります。直接、お答えをしていませんけれども。

○緒嶋委員 頑張ってください。

次に、博物館。ここに古民家があるんですけど、古民家やから老朽化しているのは間違いありませんが、台風が強いのが来れば、ロープで引っ張ったり、いろいろしてあるようなのを見たこともあるんですが、今のその管理状況はどうですか。

○富高総合博物館長 ただいま民家園には4棟の民家、うち2棟は国の重要文化財、あとは県指定の有形文化財ということで我々のほうで展示させていただいておりますけれども、平成24年ですか、強風が吹きまして、御承知のとおり全部がカヤぶきの屋根でありますので、このカヤが結構破損してしまったという状況がありまして、今現在3棟は閉鎖をいたしております。一番奥にあります椎葉の家だけが今オープンしておりますして、そこでいろんな行事をやっておりますけれども、残り3棟につきましては、昨年度から国のお金等も入れながら改修工事をいたしまして、本格的に27年度改修工事が始まりまして、28年の、来年の1月くらいには2棟の改修工事、国の重要文化財の分だけは終わるかなど。その後、随時、県の分、いわゆる椎葉の家と米良の家については、28年度以降着手し

て、29年度には全ての改修が終わるという予定で作業を進めているところでございます。

○緒嶋委員 やはり、重要なものでありますし、管理がよくないと強い台風が来たりしたときにはまた崩壊してしまうというようなことがありますので、ぜひ、その古民家の保全には全力を尽くして、できるだけ早く改修をしてほしいと思います。

今度は、西都原ですけども、私は西都原が世界遺産にならなければ宮崎の観光は、教育的な価値はあるんだけど、観光的な意味から含めて言えば、世界遺産になることがものすごくインパクトが強いわけですよ、宮崎県としたら。

宮崎県の弱みは歴史的なそういうものがないというのがこれは修学旅行を含めて、子供たちに見せるものがなかなかない。それが修学旅行の子供たちがなかなか宮崎に来れない、大きな原因の一つだと私は思うんです。風光明媚だけではなかなか上がらない。そういう中で西都原をいかに価値あるものを表に出し、世界遺産にするかというのが、一番宮崎県の観光浮揚の決め手になるだろうと思っております。

だから私は西都インターを西都原インターにしろと、私も言っておるわけです。そういうことが物すごくインパクトが強くなる。そういうことを含めたときに、そういうことに向かっての今努力をされておると思うんですけども、そのあたりの考え方というか、なかなかいつになりますかと言ってもこれは無理な話ですが、取り組みをどう考えておられるか。

○入倉県立西都原考古博物館長 世界遺産の登録という問題ですけども、日ごろから私たちもそれを意識して進めているところです。しか

しながら、非常に御存じのようにすぐという事業ではございません。そのためにはまず国内の暫定リストに載ると。そういう提案書等をつくって暫定リストに入る。そのためにはやはりしっかりしたデータの蓄積、またはその構成資産の価値というのを私たちがしっかりデータとして調査研究しないとイケないなと考えております。そのために、今年度は先ほど申しましたけれども、西都原古墳群の中間台地にあります堂ヶ島支群の調査を行うこととしております。さらに、これも言いましたが14県共同による古墳時代の玉類を調査するといった、構成します資産の価値をしっかりと検証していくという取り組みが必要だと思っております。

それからもう1点、ことし、特別展でこの西都原を初めとする南九州の古墳文化ということで考えましたときに、生目、西都原、新田原の古墳群がその中心になってくると考えております。そのために、この夏にはその特別展を実施したところであります。こういった取り組みを通じまして、地元の盛り上がりが必要ですので、そういった機運の醸成を図っているところであります。

○緒嶋委員 ありがとうございます。

特に、やはり西都市なんかもうちょっと本気でというか、元気を出して、この西都原に力を入れてもらうとまた違うのかなと。県は当然力を入れていただかなければなりませんので、ぜひ、頑張ってくださいと思います。

埋蔵文化財ですけども、出土したものをいかに管理するか、保全するかという体制はもう西都原でやっておられると思うんですけど、問題はないわけですね。

○岩切埋蔵文化財センター所長 発掘現場で調

査したものを、西都原にあります本館のほうに持っていきまして、そこで水洗、そしてそれを分析して接合して組み立てております。そこで、遺跡の報告書の作成をして、本館のほうで保存しております。ただ、博物館の東側にごさいます埋蔵文化財センターの神宮分館では、これまでに発掘されたいろんな遺物、遺跡等の保存、活用をしております、そっちのほうで十分管理をして大丈夫な状況でございます。

○緒嶋委員 ありがとうございます。

それぞれ皆さん方、持ち場、持ち場で頑張っておられるということに感謝申し上げたいと思います。

それと今度、伊東マンショの肖像画が日本に帰ってくる、西都に帰ってくる。これはどこで展示されるわけですかね。

○川越県立美術館副館長 伊東マンショの肖像画展のことでございますけれども、これは総合政策部の文化文教課が計画をしているところで、肖像画とかそのあたりを県立美術館で展示したいということでお話がありまして、会場とかは確保しているところで、来年の9月くらいから約1カ月ぐらい展示の予定であります。

○緒嶋委員 これはなかなか皆が関心があるから、かなりの入館者があるんじゃないかなと思いますので、そういうのにあわせて美術館のPR、ほかのものも含めてやられるといいかなと思いますので、知恵を出していただきたいと思います。ありがとうございます。

○井本委員 教育長、教育関係の本で何かよかったという本があったら、ちょっと教えて。教育関係の、皆さんどうぞお勧めしますというような本があったら教えてください。

○飛田教育長 今、非常に迷ってしまって、こ

れ議会のほうだからどれを言おうかなって。

私がよかったなというのは、子供と先生の関わりを書いた本では、昔だったら「二十四の瞳」とかいうのがあるんですけど、割合、最近の本では、灰谷健次郎という少年向けの作家の作品で、学校の教室を「兎の眼」、子供と先生の関わりとか、子供の生きざまを描いたようなのがあります。それから、もっと新しいところで、これちょっとくせが強いのでどうかなと、重松清という作家がおって、言葉になんていうか非常に迷うんですが、悩んでる子供たちのことをずっと出してる。いうなれば、不良行為をしたりするような。作品はいっぱいあります。ちょっと題名は、私も何冊も読んだんですが、それかテクニカルなことだったらいっぱいありますけれども、これは一般の方が読まれる本では……。そういうのが子供の心の痛みなんかは非常に私は印象に残っています。以上でございます。

○中野委員 教育長の見解が聞きたかったんだが、今、答えが出らんのが今いろいろ文科省でまた教育をいろいろ変えようとしている。何でかという、ずっと昔先進国の中じゃ日本はトップクラスと言われてた。ゆとり教育が始まって地に落ちたと。なかなか難しいかもしれんけど、ゆとり教育で日本のそういう学力が下がったという話なのかなというのなかなか答えが出ず、その結果、今、日本人の外国留学とかそんな数が減ったとあって。ゆとり教育はちょっと失敗やったとかなという話になるんですけど、ちょっと考えがあれば。

○飛田教育長 いわゆる総合的な学習の時間が入ったり、新しい学力観が入った、マスコミ報道ではゆとり教育という言われ方をしたんです

が、もしあれが間違っと思ったとするなら、さっき委員がおっしゃったので非常に共感できたのは、子供たちの勉強というのは、ほとんど掛け算九九にしても、漢字にしてもスパルタで覚えていってということ、そこを甘くしていうというのは間違いだと。やっぱり9割以上はそういう基礎的な知識がもとになって特に義務教育は活用があるんであって、そこをじゃなくて、その使うことばかりを意識するようなことやったとしたら、やっぱり間違いで、鍛えられるところをちゃんと鍛えなかったとすれば、それが間違いかなという感じがします。

ただ、PISAの結果なんかを見ると、正確に年数を覚えてませんが、2009年くらい当たりから、ここ3回ぐらいは、どの領域でもかなり上がってきてます。だから、そう間違っていないと思うんですね。

今から先は、そういうことを意識して、先ほどのもう1つの観点は外国留学なんか減ったというのは、今、文科省も非常に必死になって、飛び立てジャパンというのでやっていますし、きのうも宮崎県から行った子供が来てくれて打ち合わせをしたんですが。日本で暮らそうと、世界で暮らそうと、世界を視座に入れたことを意識するようなことは、かなり意識していかなといかなということを感じております。

○中野委員 ちょっと1つ要望。

学力調査の全国平均点の上、下の県内の学校数を出してください。それを知りたい。

急ぐ話じゃないけど、参考に、お願いします。

○緒嶋委員 これはなかなか難しいんだけど、18歳選挙権。教育長は議会でもいろいろ言われましたけど、もちろん中立性がなきゃいけないわけですね。なかなか文科省がどうい

指針を出してくるかによって、またどうなるかわかりません。しかし今度は若者の投票率も低いというのは、これは大きな問題なんですね。今度の安保法案でいろいろ若者が行動したということは、政治に関心が高まったということであれば、私はそれはそれなりに意義があったのかなという気もします。その考え方もいろいろあるでしょうけど。そういう意味ではやはり将来を背負う若い有権者が政治に関与して、その中で自己主張、また若者の主張をするということは将来的には日本のためになるだろうと思うんです。そういう意味では、特に来年の夏の全国的な選挙で言えば参議院選挙が、もう1年もないうちにあるわけですね。その中では、ある程度、今年度の3月までにそういうような主権者教育というか、いろいろなことを含めて、県教委としては文科省の指針を待ってこのことに取り組むのか。県独自で何か取り組むものがあるのか、そこあたりをどう考えてる。

○飛田教育長 実は、文科省の指示を待たなくてやりました。

直接的な政治の仕組みを教えるのは地歴公民科の職員です。その研修会も既にやりました。それからやっぱり校長が前に立ってやらないと、地歴公民科だけじゃなくてほかの教科もやらないといかんということで、校長会で校長を集めて私は方針は話をしました。ただ、文科省の話を待つかないといかんというのは、テクニカルな部分でどこまで政治活動を許すかというようなことは基準がでないわかりませんので、それはまた適時指導をしていくということを申し上げました。

おっしゃったことで一番難しいのは、実際に投票に行かない20代の青年が多いと。これをど

うやって変えるかというのはこれは半端なことじゃあ難しいと思います。

ですから、政治的中立がどうのこうのということで学校現場が委縮することないように、やっぱり先生おっしゃったとおりで、思い切っでやるようなことを私たちが支えない限りは学校はなかなかちゅうちょしてしまうだろうと。基本的なことをきちっと押さえて、学校がやれるような体制をつくりたいなと思ってます。

1つだけすごく悩ましいことは、仮に来年の夏に参議院選挙に投票するとしても、18歳の子供はそのときはどれくらいいるでしょうかね。高校3年生の3分の1ぐらいしか、18歳になってないですよ。

高校3年生から投票するという形じゃないので、学校で指導するとしても現実的には現場はなかなか大変だろうと、そこあたりを校長に言ったのは、悩んだことはすぐ相談してくれと。我々も選挙管理委員会なり、文部科学省と連絡をとって、できるだけ的確に学校が迷わんような指示をすると、だから思い切っでやれというような話をしています。

現実にはやっぱり大変だろうと思っていません。

○緒嶋委員 特に、今の2年生が、もう今度は3年になるわけですよ。それから今の3年生は来年度に、当然選挙権があるわけで。それからやはりそういう点も含めて、いろいろ親の主義主張もあるから、いろいろ横やりといかんですが、やっぱり学校に対するいろいろな意見が出てくると思いますので、その辺も含めて、毅然たるというか、学校は学校として、教育委員会は教育委員会としての方針のもとに私は勇気をもってそういうことを必要性を自覚し

ながら、ぜひやられることは大切なことだろうと思いますので、頑張ってください。

○重松委員長 ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それではないようですので以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時54分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、24日に採決を行うこととし、再開時間を13時30分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後2時54分散会

平成27年 9 月 24 日 (木曜日)

午後 1 時 36 分再開

出席委員 (7 人)

委 員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	井 本 英 雄
委 員	中 野 廣 明
委 員	田 口 雄 二
委 員	函 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保 耕 史
議事課主事	八幡 光 祐

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして、賛否も含め、御意見をいたします。教育基本法の計画の変更について、皆さん方の御意見、どう感じられたか。

○緒嶋委員 これはもう、いずれにしても、目標値を掲げてやってるから、それを何か管理指標というか、現状はこれだというのがあり、100%とかいう目標値にしとるわけだから、目標値が達成できるようにやると。

○重松委員長 目指すべきだとおっしゃったんですもんね。

○緒嶋委員 もうそれが一番で、それじゃないと、絵に描いた餅になる。

○重松委員長 目標を達成するのを目指すべき

だと。100%を目指す。

○緒嶋委員 現状値を踏まえた将来の目標値を何のために掲げてるかということです。目標値を目指すということの管理進行というか、それをうまくやらんと。毎年度そういう見直しというか、進行状況を確実に進めていかんと、やっぱり学力でも何でも上がらんわけだから。そして、最後になって目標値がこれだったけど、達成度はそこまで行きませんでしたで終わるようなことはいかん。

○函師委員 今からこの改定版についての意見を付すという内容じゃなくて、この改定版をどうするかの話ですよ。だから、意見を求められても、それがこれに反映されるというわけじゃないですよ。

○重松委員長 暫時休憩します。

午後 1 時 39 分休憩

午後 1 時 46 分再開

○重松委員長 再開します。

御意見をまとめていただければ。

○中野委員 成果目標に日本一を目指すというのはいいんだけど、じゃあ具体的に日本一か真ん中かという、数字的にも抽象的なものを日本一と言ったって、目標としては達成率もわからんんじゃないかということで、ちょっと安易に使い過ぎじゃないかというようなことぐらい書いてもらってもいいかなと思ったけれども。

○重松委員長 成果目標についてはですね。

○中野委員 目標というのは、学級で一番になるとかであれば、ぴしっとわかるんだけど。

○函師委員 成果目標を達成する、もしくは、近づくための政策の目標並びに事業化をしっかりして欲しいというぐらいの何か意見を

されてもいいんじゃないでしょうか。でないと、このままでは本当に絵に描いた餅になってしまいます。

○緒嶋委員 32年までに成果目標に近づく進行状況というか、それをある程度示せということじゃないと、実績値が32年度はこうなりましたというだけでは、それに近づくためにどういう努力をしたかというようなことも含めて、やはり毎年度その指導を含めて見直さないといかん。進捗状況を年度ごとに進行管理みたいな感じでやる。目標があったって、途中はどうなるかわからん。

○中野委員 今、緒嶋委員が言われた途中のは、政策評価というのがあるんです。これが「A」とか「B」とかついてるわけです。だから、それが甘いんじゃないかという話になるんです。手前味噌で、目標を手前で決めて。だから、政策評価はつまらんと、私はいつも言ってるんです。

○井本委員 私は、やっぱり就学前の教育を充実というのが、24ページの施策の目標Ⅱの施策1。教育前のこれをもっと私は力を入れるべきだと思います。やっぱり家庭内の教育も必要です。それから、あとは全部ほとんど小学校に行ってから話ですもんね。小学校に入る前の教育というのが本当に大切なんです。

○日高副委員長 それは、私もいいことだと思います。ただ、幼稚園と保育園が存在するんですよね。それで、保育園は教育じゃないというわけです。

○重松委員長 井本委員がおっしゃった就学前教育の充実を、今後もう少し力を入れて欲しいと。

○重松委員長 ほか、ございますか。

○緒嶋委員 それと、やっぱり教職員の資質の向上というのが、指導者がいかに優秀な指導者であるかということが、私は特に学校教育にとって一番重要だと思ってるんです。それとともに、社会や家庭とか、そういう連携を含めながら、やっぱり先生がしっかりしておらんと。それが学校では一番重要じゃないかと思う。そういう中で、学力向上。家庭が頑張ったって、先生がそれだけの指導力がないと、学力の向上もあり得んという話。基本的には教育というのは、先生の資質を高めて、そういう意味で、スーパーティーチャーというのが、それぐらいみんながならないといかんわけです。ある意味では、スーパーティーチャーが必要ないというぐらい。スーパーティーチャーが必要というのは、ほかの先生がそこまでいってないから、スーパーティーチャーという言葉が出てくる。

○中野委員 だから、今緒嶋委員が言ったように、優秀な教職員というのは、ああいうテストの結果で、大体教え方がいいか悪いかというのがわかるわけだから。研修のあり方も、やっぱり今言われたように、優秀な教職員ということは、研修のあり方をもうちょっと分析して、悪い先生という言い方が難しいんだけど、もうちょっと教職員の研修のあり方についても、いろんな学力テストの分析等から、何か重点的に研修するとか。

○重松委員長 教職員の研修ですね。

○中野委員 聞いたら、スーパーティーチャー、みんな一緒に集めて公開で授業したりとか、そんな話だからね。

○日高副委員長 教育基本計画は、県の総合計画とリンクするんですよ。となると、人づくりというのが、この教育関係では求められると

ということでもんね。その辺を高校生とか中学生とか、キャリア教育等も含めて、人づくりというのにも必要。

○**緒嶋委員** それと、学校とか家庭とか地域とかの連携とか、そういう中で教育を進めていく連携体制を、もうちょっとうまく調和できるというか、それがあると、人づくりもうまくいくんじゃないかと。やっぱり人づくりというのは、そういうのがそろわんと、学校だけでも家庭でも、そういう意味では……。それを強めていくというか、そういう中で教育も学力も前に進む。

○**重松委員長** 環境があつてこそ、全体的な学力が上がる。

○**中野委員** それと、話は変わるけど、教育委員も一回ぐらい委員会に来てもらって、考え方を聞いてみたほうがいい。何してるのかわからん。

○**重松委員長** これが終わってからですね。
それでは、もうそろそろ採決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**重松委員長** 議案の採決を行います。議案第11号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**重松委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第11号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**重松委員長** 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御意見はありませんか。

暫時休憩します。

午後1時57分休憩

午後2時1分再開

○**重松委員長** それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**重松委員長** それでは、そのようにいたします。

暫時休憩します。

午後2時1分休憩

午後2時3分再開

○**重松委員長** それでは、委員会を再開いたします。

それでは、今の御意見のとおり、閉会中の常任委員会を開催するというのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**重松委員長** それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**重松委員長** 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後2時3分閉会